

## 目次

序章	本研究の問題意識並びに構成及び研究方法 .....	1
第1節	本研究の問題意識 .....	1
1.	背景 .....	1
2.	先行研究の概観 .....	3
第2節	研究の目的および方法 .....	9
第3節	本研究の構成 .....	9
第1章	金融商品の時価評価 .....	11
	はじめに .....	11
第1節	金融商品会計の発展 .....	11
1.	FASB 金融商品プロジェクトの変遷 .....	11
2.	IASB 金融商品プロジェクトの変遷 .....	13
3.	ASBJにおける金融商品時価評価の導入 .....	15
第2節	金融商品の定義 .....	16
1.	FASBにおける金融商品の定義 .....	16
2.	IASBにおける金融商品の定義 .....	18
3.	ASBJにおける金融商品の定義 .....	18
第3節	金融商品の評価基準 .....	22
1.	時価と公正価値の定義 .....	22
2.	金融商品の評価基準 .....	23
第4節	ヘッジ会計の必要性 .....	29
1.	JWGにおける全面公正価値評価 .....	29
2.	ヘッジ会計の必要性 .....	32
	小括 .....	36
第2章	ヘッジ手段ーデリバティブ .....	36

はじめに .....	36
第1節 デリバティブの発展 .....	37
1. デリバティブ発展の経緯 .....	37
2. デリバティブの定義 .....	42
3. デリバティブの利用目的 .....	49
4. デリバティブの利用状況 .....	50
第2節 SFAS133号におけるデリバティブの基本的前提 .....	52
1. SFAS133号の経緯 .....	52
2. SFAS133号導入の理由 .....	53
3. 基本的前提 .....	54
第3節 デリバティブ取引の種類 .....	58
1. 先物取引 .....	59
2. 先渡取引 .....	63
3. スワップ取引 .....	64
4. オプション取引 .....	65
第4節 デリバティブの時価評価とヘッジ会計の関係 .....	71
小括 .....	78
第3章 一般ヘッジ会計の方法 .....	78
はじめに .....	78
第1節 FASBにおけるヘッジ会計方法 .....	78
1. ヘッジの有効性 .....	78
2. 公正価値ヘッジ .....	80
3. キャッシュフロー・ヘッジ .....	85
4. 外貨ヘッジ .....	88
第2節 IASBにおけるヘッジ会計方法 .....	90

1. ヘッジ会計の有効性 .....	91
2. 公正価値ヘッジ .....	92
3. キャッシュフロー・ヘッジ .....	93
4. 純投資のヘッジ .....	93
5. FASB 基準との違い .....	94
第 3 節 IFRS 第 9 号の一般ヘッジ会計の主な変更 .....	96
第 4 節 ASBJ におけるヘッジ会計方法 .....	107
1. 繰延ヘッジ会計 .....	108
2. 時価ヘッジ会計 .....	111
3. 金利スワップに係る特例処理 .....	114
第 5 節 一般ヘッジ会計の比較 .....	117
第 6 節 繰延ヘッジ会計の優位性 .....	119
1. 公正価値ヘッジ会計の問題点 .....	120
2. 繰延ヘッジ会計の論理性 .....	129
小括 .....	135
第 4 章 日本の銀行業のヘッジ会計 .....	135
はじめに .....	135
第 1 節 日本の銀行業におけるヘッジ会計の取り扱い .....	136
1. マクロヘッジとリスク管理 .....	137
2. 市場金利変動リスクのヘッジ（包括ヘッジ） .....	139
3. 外貨建取引に係るヘッジ .....	141
4. 連結会社間ヘッジ取引及び内部ヘッジ取引の取扱い .....	144
第 2 節 日本の銀行業におけるヘッジ会計の実態調査 .....	145
小括 .....	148
第 5 章 IASB におけるマクロヘッジ会計 .....	149

はじめに .....	149
第 1 節 マクロヘッジ会計の意義 .....	150
第 2 節 IASB マクロヘッジのプロジェクトの経緯 .....	152
1. マクロヘッジ会計の背景 .....	152
2. マクロヘッジ会計のプロジェクト .....	154
第 3 節 IAS39 号における金利リスクのポートフォリオ・ヘッジ	167
第 4 節 IASB マクロヘッジに関するディスカッション・ペーパーの 意義 .....	168
1. ディスカッション・ペーパーの目的 .....	168
2. 動的リスク管理 .....	169
3. ポートフォリオ再評価アプローチ .....	171
第 5 節 IASB マクロヘッジに関するディスカッション・ペーパーの問 題検討 .....	184
1. 管理対象ポートフォリオの範囲 .....	184
2. PRA の適用範囲 .....	188
3. PRA の表示 .....	193
4. 代替的アプローチ：その他の包括利益を通じての PRA .....	202
小括 .....	204
終章 結論及び今後の研究課題 .....	204
第 1 節 結論 .....	204
第 2 節 今後の研究課題 .....	208
引用文献・参考文献 .....	210
【洋文文献】 .....	210
【和文文献】 .....	214
謝 辞 .....	226

## 序章 本研究の問題意識並びに構成及び研究方法

### 第 1 節 本研究の問題意識

#### 1. 背景

1980 年代以降、世界的な資本市場の拡大に伴い、金融技術の発展や情報通信技術の発展と相まって、財務リスク管理の技術も発展してきた。金融商品の取引はますます多種多様となり、また、それに伴い会計処理の複雑さを増している。このため、米国財務会計基準審議会（以下、FASB）、国際会計基準審議会（以下、IASB）、日本の企業会計基準委員会（以下、ASBJ）等において、金融商品に対する会計基準が設定・改訂されてきた。これらの金融商品会計基準は、金融商品のうちあるものは時価で、あるものは取得原価で評価する混合アプローチを採用している<sup>1</sup>。

金融商品会計にはヘッジ会計が含まれている。企業は日々の業務から生じるリスクへのエクスポージャーを軽減するため、ヘッジ活動を行う必要が増大してきた。ヘッジ活動の増加により、ヘッジ活動に係る経済的実態を財務諸表上どのように反映させるかが財務会計上重要な課題となってきた。ヘッジ対象に関して発生する損益とヘッジ手段に関して発生する損益を同一会計期間に計上してヘッジの経済的実態を財務諸表に反映させるヘッジ会計が必要となる。

しかしながら、ヘッジ会計は、ヘッジ対象とヘッジ手段の評価に混合アプローチを用いることで生じる会計方法である。混合アプローチに対して、2000 年 12 月、先進主要各国 9 カ国の会計基準セッターと IASB で組織された金融商品ジョイント・ワーキング・グループ（Joint Working Group、以下 JWG）は、「金融商品および類似項目」の会計処理

---

<sup>1</sup> 藤田敬司(2004),金融商品・全面公正価値アプローチの始動因と目的  
因：JWG 公開草案「2000」を中心として,p.1

についてドラフトを公表した（以下、JWGドラフト基準）。この基準は全面公正価値アプローチを提案した。この全面公正価値アプローチによると、ヘッジ会計が不必要となる。ヘッジ会計の要否は、金融商品並びに予定取引等に対する評価基準との関係で検討する必要がある。

2009年3月のIASBとFASBの合同会議では、両者の金融商品の会計基準を共通の基準に置き換えるとともに、簡素化を図ることを決定した<sup>2</sup>。しかし、ヘッジ会計については、現在両者の共同審議の形式はとられておらず、IASBでの単独審議が行われている<sup>3</sup>。

企業が行うヘッジには、いくつかの形態がある。ヘッジ対象が個別の資産・負債であり、ヘッジ手段と1対1の関係という形態が最も一般的である。このようなヘッジを個別ヘッジという。ヘッジには、複数の資産及び負債からなる一つのポートフォリオをヘッジ対象とする形態もある。このポートフォリオが固定されている場合のヘッジをクローズド・ポートフォリオヘッジという。個別ヘッジとクローズド・ポートフォリオヘッジを合わせて一般ヘッジという。この一般ヘッジは、企業のリスクを静的に管理するものである。

他方、特に銀行業界では、リスク・ポジションが頻繁に変動するために、一般ヘッジではリスク管理が十分ではなく、動的リスク管理が必要となる。動的リスク管理としてオープン・ポートフォリオヘッジが行われる。このオープン・ポートフォリオヘッジをマクロヘッジという。このマクロヘッジのヘッジ効果を財務諸表に反映するために、IASBは、新たなマクロヘッジ会計モデルを開発することを決定した。

マクロヘッジ会計はまったく新しい会計モデルである。新しい会計モ

---

<sup>2</sup> 吉井一洋(2013),IFRSへの金融商品会計の検討状況,p.49

<sup>3</sup> 植木恵(2012),IFRS基礎講座：一般ヘッジに関するレビュー・ドラフト,p.13

デルは複雑かつ高度な内容になり、開発には長期を要すると予想された。そのため、IASBはマクロヘッジ会計を一般ヘッジ会計から切り離して、一般ヘッジ会計基準を先に完成させ、マクロヘッジ会計基準を時間をかけて開発することとした。

本研究では、ヘッジ会計の必要性を前提として、ヘッジ会計を一般ヘッジ会計とマクロヘッジ会計の体系をとらえて、ヘッジ対象、ヘッジ手段及びヘッジ会計の方法を分析して、その特徴を把握し、ヘッジ会計全体としての整合性を追求したい。

## 2. 先行研究の概観

前述した背景によれば、本研究は、ヘッジ会計を一般ヘッジとマクロヘッジに分けて、検討することになる。したがって、先行研究についても別々に概観する。

### (1) 一般ヘッジ会計の方法に関する先行研究

一般ヘッジ会計はヘッジ対象とヘッジ手段に係る損益の認識時点のズレを調整するためには、大まかに言って、ヘッジ手段の損益を繰り延べるか、ヘッジ対象の損益を繰り上げるかという2つの方法がある。すなわち、繰延アプローチと時価アプローチである。繰延アプローチは、すなわち FASB および IASB において設けられているキャッシュフロー・ヘッジ会計であり、ASBJ において設けられている繰延ヘッジ会計である。これに対して、時価アプローチは、すなわち FASB および IASB において設けられている公正価値ヘッジ会計であり、ASBJ において設けられている時価ヘッジ会計である。繰延アプローチも時価アプローチも、ヘッジ対象とヘッジ手段の会計処理の整合性を高めることを目的としている<sup>4</sup>。FASB で従来繰延アプローチを採用してきたが、現在公正価

---

<sup>4</sup> 白鳥庄之助[ほか]訳(1997),ヘッジ会計:基本問題の探究,p.35

値ヘッジ会計を中心に採用している。予定取引の場合は、キャッシュフロー・ヘッジを認めている。これに対して、ASBJでは繰延ヘッジ会計が原則的方法である。この2つの方法の選択は、ヘッジ会計では重要な課題となる。公正価値ヘッジ会計および繰延ヘッジ会計の問題点に関する先行研究は、ほぼFASB基準書に基づいて検討されたものである。次に一般ヘッジ会計の先行研究について概観する。

FASBスタッフのメンバー、Harold Bierman, Jr等[1991](白鳥庄之助等訳[1994])は、繰延アプローチと時価アプローチのどちらを採用すべきかとして、両アプローチの長所と短所を比較した。繰延アプローチの長所として、次の3点「なじみ易さ、一般に認められた会計原則(GAAP)との整合性、および適用の一般性」を取り上げた。

まず、なじみ易さは、繰延アプローチが一般に実務で普及している方法として、財務諸表の利用者にとっては、なじみ易いことである。

次に、一般に認められた会計原則との整合性は、「繰延アプローチは、また、一般に認められた会計原則に基づいて現在行われているヘッジ要素以外の財務諸表項目に関する会計処理も、より適合するものである」。一般に認められた会計原則は取得原価と時価の混合属性システムであり、財務諸表項目の大部分は取得原価で評価されている。これに対して時価アプローチは、「歴史的な原価中心のモデルからいっそう乖離している」。ヘッジ対象はすべて時価評価されることによって、「財務諸表に追加的な矛盾をもたらすことになるであろう」という指摘が行われている。この一般に認められた会計原則との整合性は、繰延アプローチが支持される主な理由といえる。

また、もう1つの適用の一般性は、繰延アプローチは、確定約定と予定取引両方に対処できることである。「繰延アプローチは、ヘッジ対象よ



りむしろヘッジ手段を中心に考えているため、両方の問題によく対処できると主張されている。一般に認められた会計原則のもとでは、予定取引やそれにつながる未履行契約は財務諸表上一般には認識されない。したがって、予定ヘッジにおけるヘッジ対象も、それに係る損益も認識されない。繰延アプローチは、ヘッジ対象に係る損失と利益が認識されるまでヘッジ手段の利益と損失を計上しないことにより、それを補正している」という指摘が行われている。これに対して、時価アプローチには、ヘッジ対象がまだ認識されていないので、時価評価もできない。「予定ヘッジを含んだ状況に、適用可能かどうかという疑問が生じている」という指摘が行われている。したがって、この予定ヘッジの適用は、繰延アプローチと時価アプローチの主な違いである。

繰延アプローチの長所とは対照的に、時価アプローチの長所は、次の3点「表現の忠実性、理解の容易性および相対的な簡潔性」を取り上げた。

まず、表現の忠実性は、2つの考え方がある。1つは、繰延アプローチは、2重の誤りを犯しているという問題が生じることに對して、時価アプローチは「発生した経済事象をより適確に表現している」と考えられる。なぜなら、「繰延アプローチと時価アプローチのいずれも、ヘッジ要素の各々について、一般に認められた会計原則のもとで行われる会計の対称性の欠如から生ずる〈誤りを是正する〉方法とみられているが、繰延アプローチは、これを〈是正〉する目的でいわば追加的な〈誤り〉をおかしている。すなわち、繰延アプローチは、ヘッジ対象に係る損益をその発生期間（単数または複数の期間）に認識しないという当初の〈誤り〉を埋め合わせるために、ヘッジ手段より生じる損益を一たとえ実現したものであっても一その発生期間（単数または複数の期間）に認識し

ないで繰延べるという追加的な〈誤り〉をおこすことによって、損益の同時認識を達成している」という理由があげられている。もう 1 つは、時価アプローチは繰延アプローチより「経済事象をより密接に跡づけているため、ヘッジの経済的基礎をより忠実に描写している」というものである。例えば、「ヘッジ対象が資産であり、ヘッジ目的がこの資産の価値下落を防御することである場合、ヘッジを的確に表現し、その有効性の評価を行うためには、資産価値の変動とこれを相殺するヘッジ手段の価値変動を発生時に認識しなければならない」と主張されている。この表現の忠実性は、時価アプローチが支持される主な理由といえる。

次に、理解の容易性と相対的な簡潔性は、時価アプローチは、価値変動を将来の期間に繰延べないので、繰延アプローチよりはシンプルであると考えられている。

FASB は、SFAS133 号では、以上の考え方によって、SFAS52 号と SFAS80 号で原則的に使われていた繰延アプローチから時価アプローチへ転換した。日本の研究者は、FASB の考え方に基づいて、以下の指摘を行っている。

古賀智敏[1995]は、FASB に主張されている繰延アプローチと時価アプローチの長所と短所に基づいて、「繰延アプローチは、現行の会計基準（GAAP）への合致を主たる論拠とするのに対し、時価アプローチは表示の忠実性を主たる論拠とする。すなわち、繰延アプローチは「取得原価－実現」アプローチを重視する意味で現行の会計モデルに符合するのに対し、時価アプローチはヘッジ要素の価値変動の発生に即して利得・損失を認識し、企業のヘッジ取引の経済的実態を一層的確かつタイムリーに反映することができる」という指摘を行っている。

また、久保田隆[1995]は、「SFAS52 号および SFAS80 号という 2 つの

会計基準を制定して以来、10年間以上、繰延ヘッジ会計を実務上採用してきた。しかし、従来の繰延アプローチを前提とする限り、技術的に適用困難なものがある。例えば、ダイナミック・ポートフォリオ・マネジメント等手法のより高度なヘッジ取引の場合、繰延ヘッジ会計ではヘッジ取引の効果を財務諸表に正確に表すことは実務処理コストの面で困難とされている」という指摘を行っている。これは、動的风险管理の視点から、FASB が繰延アプローチから時価アプローチへの転換を行うもう一つの理由を主張したものである。

そして、桜井貴憲[1997]は、「公正価値ヘッジの会計に引き寄せて考える場合に注意しなければならないのは、ヘッジ損益の対応には、原因と結果、あるいは、犠牲と効果という関係は存在しないということである。ヘッジ対象で犠牲を払ったからヘッジ手段で効果が上がったとか、逆に、ヘッジ手段で犠牲を払ったからヘッジ対象で効果が上がったという因果関係は存在せず、ヘッジ対象に損失（利得）が生じるときに利得（損失）が生じるようなヘッジ手段を単に組み合わせてヘッジし、それを公正価値ヘッジとして指定しているだけであって、売上原価と売上の間にあるような犠牲と効果という因果関係はない」という観点も提示した。

また、繰延アプローチが、その適用の一般性という長所によって、確定約定だけでなく、予定取引にも適用できる点が指摘されている。予定取引に関するヘッジ会計には、経営者の意図を財務諸表上で表すことを可能にするという実務上の便益があるために、正当化されている。しかし、予定ヘッジの会計処理は、会計学上の概念および原則と整合しないところがあるため、その適格性が議論の焦点となっている。この点について、張黎迎[2003]は、予定ヘッジが支持される論拠として、次の理由「まず、予定取引を、その特殊性に着目して、金融商品と区別して取

扱えば、論理的な矛盾は避けられるであろう。次に、金融商品会計の推進に伴い、ヘッジ会計が必要となる領域が縮小すると予測されるため、ヘッジ会計の複雑性も緩和されると期待できる。したがって、予定ヘッジのような特別なヘッジ会計は、このような前提のもとで経済的実態を反映するため、会計情報の有用性を向上させるのに役立つと考えられる」と指摘している。

確定約定と予定取引のヘッジ会計処理について、FASB 基準では、確定約定が公正価値ヘッジ会計の対象として指定し、予定取引がキャッシュフロー・ヘッジ会計の対象として指定することができる。ASBJ 基準では両方とも繰延ヘッジ会計が適用される。したがって、一方、予定取引の適用性から考えるなら、公正価値ヘッジ会計が適用できず、キャッシュフロー・ヘッジ会計が適用できる。すなわち、繰延アプローチを完全に放棄できないと考えられる。

以上の先行研究により、FASB および IASB では、公正価値ヘッジ会計を支持している。本研究では、FASB における繰延ヘッジ会計 3 つの長所以外に、他の長所を考察し、一般ヘッジ会計においては、繰延ヘッジ会計が公正価値ヘッジ会計より優れていることを論証したい。

## (2) マクロヘッジ会計に関する先行研究

一般ヘッジ会計の方法の先行研究と対照して、現在マクロヘッジ会計について、IASB 以外の先行研究は非常に少ない。IASB は、2010 年 9 月にマクロヘッジのプロジェクトに関する審議会を開始し、2012 年と 2013 年の各審議会の検討によって、2014 年 4 月にディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」を公表した。すなわち、マクロヘッジ会計に関する先行研究というのは、これらの審議会の内容およびディスカッシ

ョン・ペーパーである。したがって、本研究は、このディスカッション・ペーパーに基づいて、マクロヘッジ会計の意義および問題検討について自己見解を主張したいと考える。

## 第 2 節 研究の目的および方法

上述の問題意識に鑑みて、本研究の目的は、FASB、IASB および ASBJ における金融商品の時価評価、一般ヘッジ会計の方法を比較研究し、ヘッジ会計の必要性および繰延ヘッジ会計の優位性を主張し、さらに、マクロヘッジ会計の意義および現状を明らかにすることである。一般ヘッジ会計において、ヘッジの経済的実態が財務諸表上で忠実に表現されているかどうかを検討し、一般ヘッジ会計の問題点を抽出する。その上で、マクロヘッジ会計に関する IASB の提言を詳細に検討し、新たなマクロヘッジ会計モデルの可能性を明らかにする。

研究方法は、FASB、IASB および ASBJ の各会計基準の下で具体的なヘッジ行為がどのような会計的表現になるかを明らかにし、その問題点を明らかにする。まず、金融商品の時価評価の検討を通して、ヘッジ会計の必要性を考察する。次に、ヘッジ会計の方法の検討を通して、繰延ヘッジ会計の優位性を明らかにする。最後に、マクロヘッジ会計モデルの意義、現状および今後の発展を考察する。

## 第 3 節 本研究の構成

以上の問題意識および研究アプローチに鑑みて、本研究の各章の構想を述べれば、次のとおりである。

「序章」では、本研究における研究の問題意識を明らかにし、本研究の目的および方法を明らかにする。

第 1 章「金融商品の時価評価」では、FASB、IASB および ASBJ における金融商品会計の発展、特に時価評価会計基準の発展を整理し、時価評価および全面公正価値評価を考察した上で、ヘッジ会計の必要性を明らかにする。

第 2 章「ヘッジ手段－デリバティブ」では、ヘッジ手段であるデリバティブの発展、取引の種類、時価評価および FASB におけるデリバティブの会計基準について考察する。

第 3 章「一般ヘッジ会計の方法」では、FASB ならびに IASB における公正価値ヘッジ会計とキャッシュフロー・ヘッジ会計、および ASBJ における繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ会計という一般ヘッジ会計の方法について考察した上で、繰延ヘッジ会計の優位性を明らかにする。

第 4 章「日本の銀行業のヘッジ会計」では、有価証券報告書に表示された日本の銀行業におけるヘッジ会計の実態を明らかにする。

第 5 章「IASB におけるマクロヘッジ会計」では、IASB ディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」に基づいて、マクロヘッジ会計の意義、プロジェクトの経緯、およびディスカッション・ペーパーの意義と問題について考察する。

「終章」では、本研究の意義を明らかにし、今後の研究課題を述べることにする。

## 第 1 章 金融商品の時価評価

### はじめに

FASB、IASB および ASBJ の金融商品会計基準は、資産および負債の評価に時価と取得原価を使い分けて、いわゆる混合アプローチを採用している。この混合アプローチに対して、2000年に公表されたJWGドラフト基準は全面公正価値アプローチを提案した。この全面公正価値アプローチによると、ヘッジ会計が不必要となる。本章では、金融商品会計の発展、特に時価評価会計基準の発展、時価評価および全面公正価値評価を考察した上で、ヘッジ会計の必要性を検討する。

### 第 1 節 金融商品会計の発展

#### 1. FASB 金融商品プロジェクトの変遷

金融商品に対する会計基準の設定のスタートは、FASB である。FASB は、金融商品に対する会計基準の設定に関して、最初、貸付金の減損、有価証券、金融資産の譲渡およびデリバティブ等の会計処理は、個別アプローチで対処してきた。しかし、金融商品の開発は、個別に基準を設定するより優先順位が高く、基準設定は緊急事態になった。このため、FASB は、1986年に広範な金融商品プロジェクトを開始し、金融商品に対する会計基準の設定に着手した<sup>5</sup>。このプロジェクトでは、最初に開示に焦点を当てて、次の4点について解決を図った。①金融商品の測定方法と利得と損失の報告方法、②特別目的実体の連結を含む、金融資産と金融負債の認識の中止、③金融派生商品の会計（ヘッジ）、④負債商品と

---

<sup>5</sup> 庄司樹古(2007),金融商品の公正価値測定：JWGドラフト基準を中心として,p.2

持分商品の区分<sup>6</sup>である。FASB 金融商品プロジェクトの特徴は、金融商品の「開示」基準の設定と「認識および測定」基準の設定という 2 段階で進めたことである。すなわち、FASB 金融商品プロジェクトは、財務諸表の利用者に金融商品に関する適切な情報を提供するために、金融商品に関するリスクの開示を優先して、基準を設定したことである<sup>7</sup>。1986 年から 2013 年までの FASB における金融商品の開示ならびに認識および測定に関する会計基準書は図表 1-1 に示すとおりである。

図表 1-1 FASB における金融商品の開示ならびに認識および測定に関する会計基準書

開示基準	認識及び測定基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ FASB 基準書（以下、SFAS）第 105 号「オフ・バランスシート・リスクを伴う金融商品と信用リスクの集中を伴う金融商品に関する情報の開示」（1990.3）</li> <li>・ SFAS107 「金融商品の公正価値に関する開示」（1991.12）</li> <li>・ SFAS114 「債権者によるローンの減損に関する会計処理」（1993.5）</li> <li>・ SFAS115 「債務証券および持分証券に対するある種の投資に関する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SFAS125 「金融資産の移転とサービシングおよび負債の消去に関する会計処理」（1996.6）</li> <li>・ SFAS130 「包括利益の報告」（1997.6）</li> <li>・ SFAS133 「デリバティブおよびヘッジ活動に関する会計処理」（1998.6）</li> <li>・ SFAS138 「デリバティブおよびヘッジ活動に関する会計処理 – SFAS133 の改訂」（2000.6）</li> <li>・ SFAS140 「金融商品の譲渡及びサ</li> </ul>

<sup>6</sup> IASB (2008), International Accounting Standards Board, discussion paper, “Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments” Joint Working Group of Standard-setters (JWG) (2000), Financial Instruments and Similar Items, An Invitation to comment on the JWG’s Draft Standard

<sup>7</sup> 篠原光伸(2000),デリバティブとヘッジの会計：国際会計基準設定までの推移と今後,p.5



<p>会計処理」(1993.5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SFAS118「債権者によるローンの減損に関する会計処理－利益の認識と開示」(1994.10)</li> <li>・ SFAS119「デリバティブおよび金融商品の公正価値についての開示」(1994.10)</li> <li>・ SFAS161「「デリバティブおよびヘッジ活動に関する会計処理－SFAS133の開示」(2008.3)</li> </ul>	<p>ービス業務並びに負債の消滅の会計処理－SFAS125の差替え」(2000.9)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SFAS157「公正価値測定」(2006.9)</li> <li>・ SFAS159「金融資産および金融負債に関する公正価値オプション－SFAS115の改訂を含む」(2007.2)</li> <li>・ 公開草案「デリバティブ及びヘッジ(Topic 815)並びに金融商品(Topic 825)：金融商品に関する会計処理、並びにデリバティブ金融商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂」(2010.5)</li> <li>・ 公開草案「金融商品－全般 (topic 825-10)：金融資産と金融負債の認識及び測定」(2013.2)</li> </ul>
--	---

出典：FASB各基準書より筆者が作成した。

## 2. IASB 金融商品プロジェクトの変遷

IASBは、1989年1月にロンドンにおいて第1回金融商品起草委員会を開催し、本格的に金融商品プロジェクトを開始した。このプロジェクトの目的もFASBと同様に金融商品の認識、測定、開示を取り扱う包括的な会計基準の設定にあったが、FASBと異なった点は、最初からプロジェクトを2段階で進めるという手法を取らず、一挙に金融商品の認識、測定、開示の問題を解決することを目指したことであった<sup>8</sup>。IASBは最初に、公開草案E40「金融商品」及びE48「金融商品」を作成し、実務

<sup>8</sup> 篠原光伸(2000), 前掲書 p.5

界へ公表した。二つの公開草案の内容はほぼ同じで、すべての金融商品を対象として、金融商品の性質と経営者の意思に基づき金融商品を3つに区分し、長期または満期まで保有するものについては取得原価評価、ヘッジ目的で保有する金融商品については、ヘッジされるポジションの時価の変動による損益認識に合わせ、その他のものは時価で評価することとされた。この段階では、金融商品の全面的な時価評価を想定するものではなかった<sup>9</sup>。しかし、これらの公開草案は、適用範囲が非常に広く、実務界からの十分な理解を得られず、包括的な基準書の完成を断念することになった<sup>10</sup>。このため、IASBはFASBと同様に、プロジェクトを2段階に分割した。第1段階は、開示基準と認識及び測定基準の分割となる。1995年6月に開示基準IAS32号「金融商品：開示及び表示」を公表した。また、1997年3月に金融商品の認識及び測定に関する討議資料「金融資産及び金融負債の会計処理に関する討議資料」を公表した。この討議資料は、金融商品の評価について全面公正価値評価の適用という内容である。第2段階は、プロジェクトの長期と短期への分割であった。長期プロジェクトとは、2000年7月までに討議資料の提案に基づく包括的基準の完成を目指すものであり、短期プロジェクトとは、暫定基準として、1998年6月に公表された公開草案E62である。この公開草案は同年12月に正式の基準書として承認され、IAS39号「金融商品：認識と測定」が公表された<sup>11</sup>。これら提唱の公開草案と会計基準は全面公正価値会計の布石になったといえる。その後、長い時間を経て、IASBは、2008年3月に、ディスカッション・ペーパー「金融商品の財務報告に

---

<sup>9</sup> 深谷和広(2003), 金融商品会計基準の改訂と今後の方向性:IAS32「表示・測定」IAS39「認識・測定」を中心に,p.80

<sup>10</sup> 庄司樹古(2007),前掲書 p.3

<sup>11</sup> 篠原光伸(2000),前掲書 p.7

における複雑性の低減」を公表した。このディスカッション・ペーパーは、全面公正価値会計の推進として、金融商品の測定とヘッジ会計に関するその後の議論のたたき台となった。さらに、2014年7月に、IASBはIFRS第9号「金融商品」の最終版を公表した。「IFRS第9号最終版」を公表したことによって、IASB金融商品プロジェクトが統合されたことになる。要するに、1989年から2014年まで、IASBにおける金融商品の開示および認識と測定に関する会計基準書は図表1-2に示すようになる。

図表 1-2 IASB における金融商品の開示ならびに認識および測定に関する会計基準書

ディスカッション・ペーパー	公開草案	会計基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DP「金融資産及び金融負債の会計処理に関する討議資料」(1997.3)</li> <li>・ DP「金融商品の財務報告における複雑性の低減」(2008.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E40「金融商品」(1991.9)</li> <li>・ E48「金融商品」(1994.1)</li> <li>・ E62「金融商品：認識と測定」(1998.6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IAS32「金融商品：開示及び表示」(1995.6)</li> <li>・ IAS39「金融商品：認識と測定」(1998.12)</li> <li>・ IFRS7「金融商品：開示」(2005.8)</li> <li>・ IFRS13「公正価値測定」(2005.9)</li> <li>・ IFRS9「金融商品」(2009.7)</li> </ul>

出典：IASB各基準書より筆者が作成した。

### 3. ASBJにおける金融商品時価評価の導入

一方、ASBJにおける金融商品会計の発足は、FASBおよびIASBと比べると、遅くなっている。金融市場のグローバル化や金融取引の高度化および複雑化に対応して、日本は国際的な動向を踏まえ、金融商品に関

する会計基準を設定することも求められた。ASBJでは、1996年7月に金融商品に係る会計基準の検討を開始し、1997年6月に「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」を公表した<sup>12</sup>。そして、ASBJは、1999年1月にFASBとIASBの考え方を大幅に採用し、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下、「会計基準」）を公表した。

また、日本では、2001年3月に金融商品の時価会計が導入され、有価証券およびデリバティブが時価評価の対象となった<sup>13</sup>。この時価評価導入のきっかけは、バブル経済崩壊後、破綻した多くの企業が貸借対照表に記載されていない多くの含み損を抱えていたことが明らかになったことである。この記載されていない不透明な部分を明確にする会計情報を投資家に提供する必要性が認識された<sup>14</sup>。つまり、金融商品の特性である財務リスクの増減を適切に反映するため、時価評価が必要とされた<sup>15</sup>。日本での時価会計の導入は、SFAS115号に基づいての導入となったのである<sup>16</sup>。

## 第2節 金融商品の定義

金融商品の時価評価を検討するには、金融商品の定義を見極める必要がある。ここで、まず各国会計基準の金融商品の定義を検討していくことにする。

### 1. FASBにおける金融商品の定義

1991年公表されたSFAS107号「金融商品の公正価値に関する開示」

---

<sup>12</sup> 青柳薫子(2005),金融商品に関する会計基準の比較,p.31

<sup>13</sup> 鈴木雄一郎(2003),時価評価損益の損益計上に纏わる再考察,p.62

<sup>14</sup> 鈴木雄一郎(2003),前掲書 p.62

<sup>15</sup> 吉田康英(1999),金融商品の時価会計論:会計とファイナンスの融合,p.14

<sup>16</sup> 鈴木雄一郎(2003),前掲書 p.62

での金融商品の定義は、次のとおり規定されている(SFAS107,par.3)。

① 現金

② 持分証券

③ 他の企業へ現金または他の金融商品を引き渡すこと、または潜在的に不利な条件下で他の金融商品と交換する契約上の義務を課すもの

④ 他の企業から現金または他の金融商品を受け取ること、または潜在的に有利な条件下で他の金融商品と交換する契約上の権利をもたらすもの

この契約上の権利および義務をもたらす契約は、具体的には、ある企業にとっては、金融資産が生じるのに対し、その相手企業にとっては、金融負債または持分商品が生じる契約をいう<sup>17</sup>。

1996年に公表されたSFAS125号では、金融資産と金融負債の定義について、SFAS107号での金融商品の定義に基づいて、以下のように規定されている(SFAS125,par.243)。

① 金融資産

現金、企業の所有権を証する持分、相手企業から現金または他の金融商品を受領する権利を表象する契約、相手企業から潜在的に有利な条件下で他の金融商品と交換できる権利を表象する契約。

② 金融負債

相手企業へ現金または他の金融商品を引き渡す義務を表象する契約、相手企業へ潜在的に不利な条件下で他の金融商品と交換する義務を表象する契約。

---

<sup>17</sup> 庄司樹古(2007),前掲書 p.4

## 2. IASB における金融商品の定義

IAS32 号「金融商品—開示」において「金融商品とは一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は資本性金融商品の双方を生じさせる契約をいう」と規定されている。

金融資産とは、次のような資産をいう。

- ① 現金
- ② 他の企業から現金またはその他の金融資産を受け取る契約上の権利
- ③ 金融商品を潜在的に有利な条件で他の企業と交換できる契約上の権利
- ④ 他の企業の持分金融商品

金融負債とは、次のような契約上の義務をいう。

- ① 他の企業に現金もしくは他の金融資産を引き渡す義務
- ② 金融商品を潜在的に不利な条件で他の企業と交換する義務

## 3. ASBJ における金融商品の定義

### (1) 会計基準の定義

「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」Ⅲ.一.1 によれば、金融商品は金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に係る契約を総称したものと定義されている。

金融資産とは現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権、株式その他の出資証券及び公社債等の有価証券並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引（以下、デリバティブ取引）により生じる正味の債権等である。換言すれば、金

融資産に該当するものは、将来的に金銭で回収されるものである<sup>18</sup>。金融負債とは支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金銭債務並びにデリバティブ取引により生じる正味の債務等である。

これらの金融商品、金融資産及び金融負債の定義は、FASB 及び IASB のように一般的な、抽象的に定義するのではなく、具体的に金融商品、金融資産及び金融負債の範囲を規定している。それは、例示的な定義であり、会計基準においては、概念的規定は行われていない。概念的規定は「金融商品会計に関する実務指針」で試みられている。そこでは、FASB 及び IASB に習って、次のように行われている。

## (2) 「金融商品会計に関する実務指針」(以下、実務指針)の定義

金融商品とは、一方の企業に金融資産を生じさせ他の企業に金融負債を生じさせる契約及び一方の企業に持分の請求権を生じさせ他の企業にこれに対する義務を生じさせる契約(株式その他の出資証券に化体表象される契約)ということなる(実務指針第3項)。

金融資産とは現金、他の企業から現金若しくはその他の金融資産を受け取る契約上の権利、潜在的に有利な条件で他の企業とこれらの金融資産若しくは金融負債を交換する契約上の権利、又は他の企業の株式その他の出資証券と定義されている(実務指針第4項)。

実務指針の金融資産の定義を整理し、具体的に例示すると図表 1-3 とおりになる。

図表 1-3 金融資産の例示

項目	例示
----	----

<sup>18</sup> 新日本有限責任監査法人(2010),金融商品第3回「金融商品の評価」

現金	現金、外国通貨、当座小切手
他の企業から現金を受け取る契約上の権利	預金、金銭債権（受取手形、売掛金、貸付金等）、公社債等の有価証券
他の企業から現金以外の金融資産を受け取る契約上の権利	金銭債権の受領権（債権流動化に伴う譲受人の受領権等）  他の企業の持分権の請求権（株式申込証拠金、有価証券売買に伴う買手側の請求権等）
潜在的に有利な条件で他の企業と金融資産もしくは金融負債を交換する契約上の権利	デリバティブ取引（先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引およびこれらに類似する取引）により生じた正味の債権
他の企業の株式その他の出資証券	株式、その他の出資証券

出典：「金融商品会計に関する実務指針」第 215 項

金融負債とは、他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務又は潜在的に不利な条件で他の企業と金融資産若しくは金融負債（他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務）を交換する契約上の義務（実務指針第 5 項）。また、金融負債の定義を整理し、具体的に例示すると図表 1-4 のとおりになる。

図表 1-4 金融負債の例示

項目	例示
他の企業に現金を引き渡す契約上の義務	金銭債務（支払手形、買掛金、借入金、社債等）
他の企業にその他（現金以外）の金	金銭債権の引渡義務（債権流動化に



融資資産を引き渡す契約上の義務	伴う譲渡人の引渡義務等) 金銭債務の引受義務(債務引受に伴う譲受人の引受義務等) 他の企業の持分権の引渡義務(有価証券売買に伴う売手側の引渡義務等)
潜在的に不利な条件で他の企業と融資資産もしくは金融負債を交換する契約上の義務	デリバティブ取引(先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引およびこれらに類似する取引)により生じた正味の債務

出典：「金融商品会計に関する実務指針」第 217 項

以上の各基準の金融商品の定義と範囲を見ると、金融商品は、一言で言えば、融資資産と金融負債の両方を包含する。したがって、金融商品の時価評価は、融資資産と金融負債の時価評価である。融資資産は、投資者に対する企業の財務活動の実態を適切に開示するため、企業の側にも財務活動の状態を適切に把握するため、さらに国際的な調和化のため等の観点から、原則として時価評価を行い、財務諸表に反映する必要が主張されている<sup>19</sup>。他方、金融負債は、借入金のように一般的には市場がないか、社債のように市場があっても、自己の発行した社債を時価により自由に清算するには事業遂行等の制約があると考えられることから、デリバティブ取引により生じる正味の債務を除き、時価評価の対象とはならないと考えられている<sup>20</sup>。具体的な評価基準は、以下で検討する。

<sup>19</sup> 新日本有限責任監査法人(2010),金融商品第3回「金融商品の評価」

<sup>20</sup> 新日本有限責任監査法人(2010),金融商品第3回「金融商品の評価」

### 第 3 節 金融商品の評価基準

#### 1. 時価と公正価値の定義

金融商品会計では、金融商品の評価基準は、基本的に時価評価または公正価値測定が採用されている。まず、時価と公正価値の定義を考察する。

##### (1) 時価の定義

日本基準での時価の定義については、金融商品会計基準第 6 項によれば、時価とは、公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場（以下、市場価格）に基づく価格を言う。市場価格がない場合には合理的に算定された価格を公正な評価額とする。

「金融商品会計に関する実務指針」47 項によれば、時価とは「公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識を持つ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価格」である。

##### (2) 公正価値の定義

SFAS133 号では、公正価値は、自発的な当事者間、つまり、強制または清算による売却以外の現在の取引によって、資産（または負債）を購入、あるいは資産（または負債）を売却する価額である。

SFAS157 号では、公正価値は、「出口価格」とされており、公正価値とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取る価額である（出口価格）。

IAS32 号では、公正価値は、取引の知識がある自発的な当事者間で、独立第三者間の取引条件で資産が交換され、または負債が決済される価額である。

以上の定義を見ると、FASB 及び IASB では、公正価値は、強制によるものではなく、各取引当事者が経済的合理性をもって取引を行うこと

を基礎として定義されている<sup>21</sup>。そして、公正価値の範囲は時価と異なり、市場価格より広範である。ASBJ 基準では「時価」という言葉が使われるが、FASB 基準および IASB 基準では「時価」ではなく、「公正価値」が使われる。

## 2. 金融商品の評価基準

金融商品は、金融商品に関する会計基準によると「金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に係る契約」に大別される。デリバティブ取引により生じる正味の債権は、金融資産とされ、正味の債務は、金融負債とされる。

前述したように、金融資産は原則的に時価で評価し、そのうち、有価証券の評価に関しては、保有目的の区分により、時価評価と償却原価法による評価が行われる。要するに、有価証券は保有目的によって分類され保有目的に応じて評価基準が選択される。

FASB 基準や IASB 基準及び ASBJ 基準では、「経営者の意図」を反映させる会計処理が採用されている。例えば、同じ有価証券でも、売買目的で保有されるものは、公正価値評価されるのに対し、経営者が満期まで保有する意図のものは、取得原価または償却原価で評価される<sup>22</sup>。FASB や IASB 及び ASBJ における有価証券の保有目的の区分は、以下で詳しく説明する。

### (1) FASB における有価証券の保有目的区分

SFAS115 号では、混合測定アプローチが採用され、有価証券を保有目的別に①満期保有目的債券、②売買目的有価証券、③売却可能有価証券の3つに区分している。

---

<sup>21</sup> 庄司樹古(2007),前掲書 p.9

<sup>22</sup> 谷口雄英(2005),全面公正価値評価の再検討,p.8

①満期保有目的債券とは、企業が満期まで保有する積極的な意図及び能力を有する債券投資である(SFAS115,Para.7)。債権はその満期まで、有価証券であれば永久保有することが絶対的な前提となるので、売却益や時価を考慮する必要が全くない。そのため、有価証券であれば取得原価、負債証券であれば取得原価を基に計算した償却原価をもってその評価が行われる<sup>23</sup>。

②売却目的有価証券とは、当初から売却することを前提に取得した有価証券が含まれる類型である<sup>24</sup>。すなわち、短期間に売却することを主な目的として購入し、保有する有価証券である。それは通常、活発で頻繁な売買を示し、短期の価格変動から利益を獲得する目的で行われる(SFAS115,Para.12,13)。株式市場で取得し、その後の株価上昇を期待しながら保有し、目標の株価あるいはそれ以上の株価に達したとき、株式市場で売却することにより株式売却益を得ることを目的として保有する有価証券がその典型である。このような有価証券であれば公正価値で評価が行われ、公正価値と取得原価との差額も当期純損益に認識される<sup>25</sup>。

③売却可能有価証券とは、満期保有目的に分類されない債券投資及び直ちに決定可能な公正価値を有する株式のうち、売却目的有価証券に分類されないものである(SFAS115,Para.12,13)。①満期保有目的債権および②売却目的有価証券のどちらにも当てはまらない有価証券が含まれる類型である。イメージ的には、現在は売却する考えを持っていないが、将来的な条件によっては売却することもあり得るような有価証券である。この有価証券においても売却され株式売却益が発生する可能性を持ち合わせているので、公正価値によって評価され、時価と取得原価との差額

---

<sup>23</sup> 鈴木雄一郎(2003),前掲書 p.65

<sup>24</sup> 鈴木雄一郎(2003),前掲書 p.65

<sup>25</sup> 鈴木雄一郎(2003),前掲書 p.65

が認識される<sup>26</sup>。したがって、以上の有価証券の保有目的区分を含めて、FASBにおける金融商品の属性による分類及び評価基準は、図表 1-5 のように示すことができる。

図表 1-5 SFAS115 号における金融商品の評価基準

金融商品の属性による分類		評価基準	評価差額の処理
金融資産	金銭債権	償却原価	—
	有価証券	売買目的有価証券	公正価値
		満期保有目的の債券	償却原価
	売却可能有価証券	公正価値	その他の包括利益に計上
金融負債		取得原価	—
デリバティブ		公正価値	当期純損益に計上

出典：SFAS115 号より筆者が作成した。

## (2) IASB における金融資産の保有目的区分

IAS39 号では、混合測定アプローチが採用され、金融資産を①純損益を通じて公正価値で測定される金融資産(売買目的で保有する金融資産)、②満期保有目的投資、③貸付金及び債権、④売却可能金融資産の 4 つに区分されている (IAS39,par.45)。「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産」および「売却可能金融資産」については、公正価値で評価され、「満期保有目的投資」および「貸付金及び債権」については、償却原価で評価される。この 4 つは以下のように定義されている (IAS39,par.10)。

① 売買目的で保有する金融資産とは、主として価格または取引マージンの短期変動から利益稼得することを目的として取得または引き受ける

<sup>26</sup> 鈴木雄一郎(2003),前掲書 p.65

金融資産という。

②満期保有目的投資とは、固定されているかまたは決定可能な金額の支払と固定された満期を有する金融資産で、企業がそれを満期まで保有する明確な意図と能力を有するものであり、貸付金及び債権以外のものという。

③貸付金及び債権とは、金銭、財貨またはサービスを直接債務者に提供することによって、企業が生み出す金融資産をいう。

④売却可能金融資産とは、売買目的で保有する金融資産、満期保有目的投資及び貸付金及び債権のいずれでもない金融資産をいう。

IASB における金融資産の区分の大きな特徴は、売却可能金融資産の公正価値による評価差額の処理について、当期の損益に計上する方法と資本の部に直接計上する方法との選択適用を認めていることである。売却可能金融資産の評価差額は、会計方針によれば、資本の部に直接計上すれば、売却可能金融資産がヘッジ対象になる。ヘッジ会計が必要である。これに対して、当期損益に計上すれば、売却可能金融資産がヘッジ対象にならない。ヘッジ会計が不必要である。この点は、SFAS115号における売却可能有価証券の公正価値による評価差額はその他の包括利益に計上するのと異なる。この理由は、売却可能金融資産の評価差額は本来損益であるが、SFAS115号におけるように、これを損益とすると企業の業績に重大な影響を及ぼす可能性があるので、純損益から除外し、資本の部に直接計上することを認めたためである<sup>27</sup>。したがって、以上の金融資産の分類を含めて、IASB における金融商品の属性による分類及び評価基準は、図表 1-6 のように示すことができる。

---

<sup>27</sup> 上野清貴(2004),金融商品会計と公正価値,p.11

図表 1-6 IAS39 号における金融商品の評価基準

金融商品の属性による分類		評価基準	評価差額の処理
金融資産	売買目的で保有する金融資産	公正価値	当期純損益に計上
	満期保有目的投資	償却原価	—
	貸付金及び債権	償却原価	—
	売却可能金融資産	公正価値	当期純損益または資本の部に計上
金融負債		取得原価	—
デリバティブ		公正価値	当期純損益に計上

出典：IAS39 号より筆者が作成した。

### (3) ASBJ における有価証券の保有目的区分

ASBJ 基準においても混合測定アプローチが採用され、有価証券の保有目的を①売買目的有価証券②満期保有目的の債券③子会社及び関連会社株式④その他有価証券の 4 つに区分されている。「売買目的有価証券」および「その他有価証券」については、時価で評価され、「満期保有目的の債券」および「子会社及び関連会社株式」については、償却原価または取得原価で評価される。この 4 つは以下のように定義されている（会計基準 .IV . 2）。

① 売買目的有価証券とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券であり、これは時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。

② 満期保有目的の債券とは、満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券であり、これは取得原価をもって貸借対照表額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められると

きは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表額としなければならない。

③子会社及び関連会社株式は、取得原価をもって貸借対照表額とする。

④その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び子会社及び関連会社株式以外の有価証券であり、これは時価をもって貸借対照表額とし、評価差額の合計額を純資産の部に計上する。したがって、以上の有価証券の保有目的区分を含めて、日本の会計基準における金融商品の属性による分類及び評価基準は、図表 1-7 のように示すことができる。

図表 1-7 ASBJ における金融商品の評価基準及び評価差額の処理

金融商品の属性による分類		評価基準	評価差額の処理	
金融資産	金銭債権	償却原価	—	
	有価証券	売買目的有価証券	時価	当期純損益に計上
		満期保有目的の債券	償却原価	—
		子会社及び関連会社株式	取得原価	—
	その他有価証券	時価	純資産の部に計上	
金融負債		取得原価	—	
デリバティブ		公正価値	当期純損益に計上	

出典：ASBJ より筆者が作成した。

したがって、FASB、IASB 及び ASBJ では、保有目的区分について異なる点があるが、原則として、時価と原価の混合アプローチによる評価基準が採用されている。ヘッジ会計は、ヘッジ手段とヘッジ対象の損益認識時期が一致しない場合に、それを調整するために必要となる会計処理である。混合アプローチによる測定が行われる金融商品をヘッジ対象とし、公正価値評価または時価評価されるデリバティブがヘッジ手段と



して用いられるようなヘッジ取引については、ヘッジ会計が必要になる。他方、すべての金融商品および類似項目が公正価値評価され、公正価値の変動に伴う損益が損益計算書上直ちに認識される場合には、ヘッジ会計は不必要である。

#### 第4節 ヘッジ会計の必要性

##### 1. JWGにおける全面公正価値評価

金融商品の会計処理を簡素化するために、2000年12月、日本を含む先進主要9カ国の会計基準セッターとIASBで組織された金融商品ジョイント・ワーキング・グループ（Joint Working Group、以下 JWG）は、「金融商品および類似項目」の会計処理についてドラフトを公表した（以下、JWGドラフト基準）。現行の金融商品会計基準が、時価と取得原価の混合アプローチによる測定モデルを採用しているのに対して、JWGドラフト基準は、すべての企業に対して金融商品を公正価値で評価し（すなわち全面公正価値評価）、従来のヘッジ会計は不要にするという提案を行った。以下ではJWGドラフト基準の特徴を概観する。

###### (1) JWGドラフト基準の概要

JWGドラフト基準の基本的な考え方は、大まかに言えば、原則として、①すべての金融商品を公正価値で評価し、公正価値の変動はすべて当期の損益計算書に計上させること、②こうした公正価値情報の補足情報として、企業の財務リスクや公正価値測定モデルに関する開示を拡充することという2つである<sup>28</sup>。

JWGドラフト基準は、すべての企業に適用される。金融商品は、どの企業が保有しているかに関係なく、同一のリスクと経済価値を有してお

---

<sup>28</sup> 谷口雄英(2005),前掲書 p.4

り、一様に市場の影響を受ける。したがって、業界や企業の種類に基づいて、JWG ドラフト基準の適用範囲を決定することは適切ではないという結論に至っている<sup>29</sup>。

JWG ドラフト基準では、全面公正価値会計が適用されるから、公正価値の定義が重要である。公正価値とは、「通常の事業上の考慮を動機として行われる独立第三者間取引で、測定日において資産を売却したとすれば受け取ったであろう価格又は負債から解放されたとすれば支払ったであろう価格の見積り額をいう」と定義されている<sup>30</sup>。公正価値には、「入口価格」(資産に対して支払われる金額または負債の発生により受け取られる金額)と「出口価格」(資産に対して受け取られる金額または負債を決済するために支払われる金額)が存在する<sup>31</sup>。SFAS115号およびIAS32号では、両者のどちらを公正価値として採用するかについての規定は存在しないが、JWG ドラフト基準では公正価値は市場における相互作用によって決定される「出口価格」であることを明確にしている<sup>32</sup>。この点は、前述した SFAS157号における公正価値の定義と同様である。すなわち、JWG ドラフト基準における公正価値の定義は FASB の定義を継承した。

JWG ドラフト基準は、金融商品に全面公正価値会計を適用することの利点として、主に以下の点を挙げている。

- ① 目的適合性の面での優位性。競争的で開放的な市場経済で決定された金融商品の公正価値は、測定日までに入手可能であった情報をすべて反映している。したがって、将来キャッシュ・フローの予測に関して、

---

<sup>29</sup> 荻茂生(2001),定義と測定,p.832

<sup>30</sup> 荻茂生(2001),前掲書 p.832

<sup>31</sup> 庄司樹古(2007),前掲書 p.10

<sup>32</sup> 荻茂生(2001),前掲書 p.832

他の測定値よりも良好な基礎を提供することになる<sup>33</sup>。

②比較可能性面での優位性。取得原価に基づく測定を原則とする従来の会計モデルでは、取引が行われたときの状況のみが貸借対照表上に反映されるため、取引の経緯、保有企業、利用状況により、同じ金融商品を違うようにみせ、あるいは異なる金融商品を同じように見せるといった事態が生じることになる。この点、全面公正価値会計における公正価値は、首尾一貫した偏りのない測定値であるため、同一企業内または企業間での比較可能性が確保される<sup>34</sup>。

③金融商品の会計手法の簡素化。JWGドラフト基準では、ヘッジ会計について、ヘッジ対象やヘッジ手段がすべて公正価値で評価されるため、複雑な会計手法が必要なくなる。

JWGドラフト基準は目的適合性、比較可能性および簡素化などの利点があるが、全面公正価値評価によると以下の結果も生じると指摘している。

## (2) 全面公正価値評価の結果

JWGドラフト基準における全面公正価値評価の結果としては、①「経営者の意図」を無視し、金融資産を保有目的で区分しないこと、②金融負債も時価評価すること、③ヘッジ会計の全面否定である。

まず、企業はなぜ金融商品を保有し、どのように活用するのかという経営者の意図を問わない、または敢えて無視することである。その結果、有価証券の保有目的の如何を問わず時価評価し、その損益をすべて当期損益として認識することになる<sup>35</sup>。

---

<sup>33</sup> 谷口雄英(2005),前掲書 p.5

<sup>34</sup> 谷口雄英(2005),前掲書 p.5

<sup>35</sup> 藤田敬司(2003),ヘッジ会計の有用性とその限界・日米ヘッジ会計基準とヘッジ会計不要論(JWG公開草案)の対比,p.2

次は、金融資産だけではなく、金融負債も時価評価することになる。負債を負う企業自身の信用リスクも含めて、金融資産の価格と同じ市場要因を反映しなければならないという。金融負債も確かに市場リスクの変動によりその価値が変動する<sup>36</sup>。例えば、負債証券を発行した企業自身が自社の貸借対照表上の金融負債について、自社の格付け低下により評価益を出すとなれば常識的におかしいということになる<sup>37</sup>。したがって、ドイツ・フランスの代表団が指摘したように、支払不能の可能性が金融負債に対して与える影響を、それは本来自己のれんとの潜在的な相殺として報告すべきであるにもかかわらず、自己のれんの変動を考慮することなく、利益として反映することは根本的な矛盾を伴う<sup>38</sup>。

もう 1 つは、ヘッジ会計の全面否定である。ヘッジ会計を行うには、経営者意図を文書化したヘッジ方針や、ヘッジの有効性テストが必要とされる。したがって、ヘッジ会計の否定も経営者の意図を無視することになる<sup>39</sup>。

## 2. ヘッジ会計の必要性

JWG におけるヘッジ会計不要論に対して、米国会計学会 (American Accounting Association、以下、AAA) は、2002 年 3 月に「Accounting Horizon」で「Recommendations on Hedge Accounting and Accounting for Transfers of Financial Instruments」という解説を公表し、ヘッジ会計必要論を展開している。

### (1) JWG におけるヘッジ会計不要論

JWG ドラフト基準は、前述したように、ヘッジ会計を全面的に否定し、

---

<sup>36</sup> 藤田敬司(2003),前掲書 p.2

<sup>37</sup> 藤田敬司(2003),前掲書 p.2

<sup>38</sup> 藤田敬司(2003),前掲書 p.2

<sup>39</sup> 藤田敬司(2003),前掲書 p.2

すべての金融資産と金融負債を時価で評価し、評価差額を直ちに損益計上すれば、ヘッジ会計を必要とする3つの根拠すべてが打破できるとした<sup>40</sup>。藤田敬司はこの3つの根拠を次のように説明した。

1つは、例えば、固定金利を変動金利に転換する金利スワップによって、債務の公正価値リスクをヘッジする場合は、ヘッジ手段のデリバティブもヘッジ対象もすべて時価評価し、双方の評価差額を損益計算書の中で相殺すれば良いであること。2つは、将来取引に関わるキャッシュフロー・ヘッジも不必要であること。3つは、計上済の金融資産・負債に係るキャッシュフロー・ヘッジを正当化すべき理由はないであること<sup>41</sup>。

## (2) AAAにおけるヘッジ会計必要論

これに対して、AAAの解説では、ヘッジ会計廃止に反対する理由が2つある。1つは、すべての金融商品および関連または類似項目は公正価値で測定できない。例えば、保険契約、リース、サービス権利、確定約定および金融商品に関連した無形資産、例えば、コア預金である。ヘッジ手段としてのデリバティブは、多くの場合、これらの項目をヘッジするために使用される。2つは、ヘッジ会計は利益変動を減少できることによって、より良いヘッジ関係の経済的実質を反映していることである。

さらに、AAAの解説では、ヘッジ会計の長所と短所を比較した。ヘッジ会計の原則的な長所は、ヘッジ手段とヘッジ対象の有効部分は同一時間、同一比例で認識することである。この結果としては、時系列における利益変動を減少できる。つまり、リスク管理の経営意図を忠実に示す

---

<sup>40</sup> 藤田敬司(2003),前掲書 p.17

<sup>41</sup> 藤田敬司(2003),前掲書 p.17

ことができる<sup>42</sup>。ヘッジの目的は、典型的に利益やキャッシュ・フローのボラティリティを低下させることであるため、会計上のボラティリティの低下はここに適切である。ここでは、ヘッジ会計は、利益変動を減少できることを支持する経験的証拠がある。

Francis (1990)は、利益変動の影響について、公正価値会計とヘッジ会計を比較し、最も直接的な証拠を提供する。Francisは、76の商業銀行から収集したデータを使用して、ヘッジ会計を使用しない時間とともに各銀行の利益をシミュレートした。Francisは、銀行はヘッジ活動を1年、5年および5年以上の間隔を仮定している。しかし、ヘッジ会計は、わずか1年以内の会計期間に許可されている。Francisはヘッジ会計を行わない銀行の90%以上で利益が大幅に変動することを発見した<sup>43</sup>。

Barth et al. (1995)は、ヘッジ会計を使用しない金融商品の公正価値会計は、大幅に銀行の資本と報告利益の変動を増加させ、資本要件に違反する確率を上昇させることを発見した。この研究は、1971年から1990年の20年間で26から137までの銀行の年間サンプルに基づいて行われた。要するに、FrancisとBarth et al.は、ヘッジ会計が存在しない金融商品の公正価値会計は、報告利益の変動を増幅することを強く示唆している<sup>44</sup>。

高寺貞男[2005]は、ヘッジ会計が利益の不安定性を引き下げるとの角度から、以下の分析を行っている。「ヘッジ対象に指定された資産負債または予定取引とヘッジ手段の会計の間に調和をもたらす

---

<sup>42</sup> 藤田敬司(2003),前掲書 p.17

<sup>43</sup> Francis, J (1990), Accounting for futures contracts and the effect on earnings variability, *The Accounting Review* 65, pp.891-910

<sup>44</sup> Barth, M. E., W. R. Landsman, and J. M. Wahlen (1995), Fair value accounting: Effects on banks' earnings volatility, regulatory capital, and value of contractual cash flows, *Journal of Banking and Finance* 19 (3-4), pp.577-605

(Bierman,Johnson,and Peterson,p.9.) ためには、ヘッジ対象の貸借対照表測定基準（歴史的原価または公正価値）がヘッジ手段の測定基準を決定しなくてはならない（Bierman,Johnson,and Peterson,p.204.）。したがって、公正価値ヘッジ会計の下では、ヘッジ構成要素の双方に生ずる損益が同時に認識されて、相殺される（Bierman,Johnson,and Peterson,p.27.）程度まで、ヘッジ会計適用前の利益不安定性が引き下げられる。これに対して、繰延ヘッジ会計の下では、ヘッジ構成要素の一方が他方よりも前に取引サイクルとして終了したならば、終了した構成要素に生じた損益が通常それによって埋め合わされるところの残留している構成要素に生ずる損益よりも前に報告されるという mismatch 問題が生じるので、そうした問題を解決するために、歴史的原価会計モデルの要である実現・対応の原則に一致する会計処理またはそうした一般原則に対する例外として、ヘッジ手段に生ずる実現損益はそれが生じた時に認識されず、ヘッジ対象が実現して、貸借対照表において認識中止されるまでヘッジ対象の原価または簿価修正として繰延べられる。そして、ヘッジ対象に生ずる実現損益が認識された時に、ヘッジ手段に生じた実現損益によって埋め合わされるので、前者が後者によって相殺される程度まで、ヘッジ会計適用以前の利益不安定性が緩和される。

逆に短所は、第一に、ヘッジ部分の損益と非ヘッジ部分の損益を異なる方法で測定することである。第二に、本来当期に帰属する損益を当期損益以外のところに繰延べることである。第三に、ヘッジ手段としてのデリバティブ指定やヘッジの有効性判断に恣意性が働くことである<sup>45</sup>。

したがって、AAA は、ヘッジ会計の長所と短所を比較考量しながら、

---

<sup>45</sup> 藤田敬司(2003),前掲書 p.18

ヘッジ会計の長所は短所を上回ると結論つけた<sup>46</sup>。この解説で、AAAはヘッジ会計の保持を好む（“We favor the retention of hedge accounting”）と述べ、ヘッジ会計の必要性を主張した。

## 小括

本章では、FASB、IASB および ASBJ における金融商品会計の発展、特に時価評価会計基準の発展を整理し、時価評価および全面公正価値評価を考察した上で、ヘッジ会計の必要性を明らかにした。次章では、ヘッジ会計が主な手段であるデリバティブについて検討したい。

## 第2章 ヘッジ手段ーデリバティブ

### はじめに

第1章では、ヘッジ会計が必要であるとの結論が導かれたが、ヘッジ会計それ自体の理解が必要である。

金融商品会計基準によると、ヘッジ会計とは、「ヘッジ取引のうち一定の要件を充たすものについて、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための特殊な会計処理」をいう。この中で、主要なヘッジ手段はデリバティブである。1980年代から急速に発達したデリバティブに関する技術は、90年代の後半以降、一般企業にとっても不可欠なものとなりつつある<sup>47</sup>。したがって、本章では、ヘッジ手段であるデリバティブの発展、FASBにおけるデリバティブの会計基準、取引の種類および時価評価とヘッジ会計の関係について検討していく。

---

<sup>46</sup> 藤田敬司(2003),前掲書 p.18

<sup>47</sup> 山田聡(2000),新時代のリスク管理,p.168



## 第 1 節 デリバティブの発展

デリバティブとは、本来「派生物」という意味の英語である。金融用語としては、デリバティブは、外国為替、金利、債券、株式等の金融商品から派生した取引であるため、「金融派生商品」と呼ばれている<sup>48</sup>。デリバティブは他の金融商品や予定取引等の価格変動、金利変動および為替相場変動などで生じる損失を回避するためのヘッジ手段として使用されるが投機目的で使用されることもある。デリバティブには先物取引、先渡取引、オプション取引及びスワップ取引の 4 つの代表的なタイプがある<sup>49</sup>。デリバティブ発展の経緯について、特に米国の発展及び日本の導入を概観する。

### 1. デリバティブ発展の経緯

#### (1) 世界におけるデリバティブ発展の経緯

デリバティブの起源は古く、ギリシャの哲学者ターレスがオリーブ压榨機の借用権（オプション）を安く買ったことにまで遡ると言われる。米国において、1847 年にシカゴ商品取引所 (CBOT) が設立され、農産物や畜産物を中心に先物取引が開始され発展したが、1851 年にはトウモロコシを対象とした先渡取引が行われたことが記録されている。当時は契約内容が標準化されていなかったが、1865 年に穀物の質、量、受渡の日時と場所について標準化が行われ、先物取引が発展する基盤となった<sup>50</sup>。1972 年 5 月、シカゴ商業取引所 (CME) に通貨先物市場が創設され、ここで取引引きされた通貨先物が、世界で最初に登場したデリバティブだと言われている。この市場創設の背景には、第 2 次大戦後の国際金融

---

<sup>48</sup> 池田哲也(1998),デリバティブ取引の仕組みと役割,p.1

<sup>49</sup> 山田聡(2000),前掲書 p.170

<sup>50</sup> 山田聡(2000),前掲書 p.170

市場を支えてきたブレトンウッズ体制<sup>51</sup>が、1971年8月に米国のニクソン大統領が金と米ドルとの兌換停止を宣言したニクソン・ジョックにより崩壊を始めたという事情がある。それが金融市場におけるデリバティブ市場発展の契機となった。これ以後、主要国では為替相場の固定相場制から変動相場制への移行が行われ、この移行に伴う大幅な為替変動リスクに対するヘッジの必要性からこの通貨先物市場が生まれてきた。1975年にはシカゴ商品取引所（CBT）に金利先物市場が創設されるが、これもまた1973年のオイル・ショック以後の急激なインフレの進行による市場金利の乱高下という金利変動に対するリスク・ヘッジの必要性から生まれてきたものである。スワップ取引の原形は、1970年代初期に英国の国際収支対策による対外投資抑制が行われた時期に、英国企業が米国内の子会社へ資金を供給できなくなったことへの対応として考案された資金供給スキームであった。すなわち、英国企業が米国企業に対して、自社の在米子会社へのドル建の貸付けを依頼する一方で、英国企業は米国企業の在英子会社に対してポンド建の貸付けを行うスキームであった。1980年代には、世界的に金融自由化とグローバル化が押し進められ、その過程で様々なデリバティブが開発された。1981年に、IBMと世界銀行の間で通貨スワップが行われたが、これはスワップ取引が本格化する契機となった。1988年に国際決済銀行（BIS）によって信用リスク規制が公表されたことが金融市場におけるデリバティブ指向を強めさせたとみられる<sup>52</sup>。1970年代以後の主な経緯をまとめると、図表2-1のようになる。

---

<sup>51</sup> ブレトンウッズ体制とは、1944年のブレトンウッズで国際通貨体制に関する会議が開かれるから1971年8月のニクソンショックまでの間、世界経済を支えてきた国際通貨体制である。

<sup>52</sup> 山田聡(2000),前掲書 p.170

図表 2-1

## デリバティブ発展の経緯

1972年	CMEのIMM(国際通貨市場)で通貨先物取引
1973年	CBOE(シカゴ・オプション取引所)で個別株オプション取引
1975年	CBT(シカゴ商品取引所)でGNMA(政府住宅抵当証券)先物取引
1981年	世界銀行とIBMが通貨スワップ
1982年	KCBT(カンザスシティー商品取引所)でバリューライン株価指数先物取引
1988年	BIS(国際決済銀行)によって信用リスク規制が公表された

出典：浅野幸弘(1999),デリバティブ第1回イントロダクション,p1-1

以上の経緯からわかることは、デリバティブ需要を拡大させた要因は、市場の不安定性やリスクの増大であったということである。この点に関しては、1990年代に株価、金利、為替レートのボラティリティが増大したことが指摘されている<sup>53</sup>。

## (2) 日本におけるデリバティブの導入

日本においては、1730年に米の取引所として堂島米相場会所が開設されたが、そこで米の先物取引が行われた。堂島米相場会所では、寄場(立会機能)、消合所(清算機能)、会所(取引所執行機能)が設けられ、現在の先物取引に近似した先駆的な取引が行われた。しかし、明治政府によって堂島米相場会所は廃止されたため、日本ではデリバティブが発展する道は閉ざされた<sup>54</sup>。近年においては、まず、先物取引に関しては、1985年に、国債先物が導入された。次に、スワップに関しては、1980年代頃より、金融業界で、スワップの活用が急速に拡大している。1980年の外

<sup>53</sup> 山田聡(2000),前掲書 p.170

<sup>54</sup> 山田聡(2000),前掲書 p.170

為改正後の 1982 年にユーロドル債の発行に合せて初めて通貨スワップが組成され、1984 年に通貨スワップとクーポンスワップが導入され、その後、1990 年代初頭から円の固定金利と変動金利を交換する、円－円スワップ市場が急速な発展をみて今日に至っている。また、オプションに関しては、外為の実需原則撤廃を受けて、1984 年に通貨オプション取引が開始されたのが最初である。その後、1989 年には、債券店頭オプション、株価指数オプション（日経平均株価オプション、東証オプション、オプション 25）が上場され、1990 年に国債先物オプションが続いた。1991 年には、東京金融先物取引所で日本円短期金利先物オプションが上場されている。1997 年には、個別株を対象とした株券オプションが上場された<sup>55</sup>。以上の主な導入をまとめると、図表 2-2 のようになる。

図表 2-2 日本におけるデリバティブの導入

先物取引	1985 年 長期国債先物(東京証券取引所) 1988 年 株価指数先物:日経平均(大証)、TOPIX(東証) 1989 年 日本円短期金利先物(東京金融先物取引所)
オプション	1989 年 債券の選択権付売買(店頭) 株価指数オプション:日経平均(大証)、TOPIX(東証) 1990 年 長期国債先物オプション(東京証券取引所) 1991 年 日本円短期金利先物オプション(東京金融先物取引所) 1997 年 株券オプション(大阪証券取引所、東京証券取引所)
スワップ	1980 年の外為法改正後の 1982 年にユーロドル債の発

<sup>55</sup> 山田聡(2000),前掲書 p.170

	<p>行に絡めて通貨スワップが組成されたのが最初で、1990年頃からは円の金利スワップが急速に拡大</p>
--	---

出典：浅野幸弘(1999),デリバティブ第1回イントロダクション,p1-2

### (3) デリバティブ取引の成長要因

上記のデリバティブ発展の経緯をみると、デリバティブ取引の急速な成長要因は、需要要因、供給要因及び規制要因などが考えられる<sup>56</sup>。

#### ① 需要要因

世界的な金融の自由化、国際化の進展に伴い、金利、為替、株価のボラティリティが高まり、その結果、それに対するヘッジニーズが高まった<sup>57</sup>。

#### ② 供給要因

通信技術やコンピュータによる数値処理の発達と考えられる。こうした技術進歩を背景として金融テクノロジーが急速に進歩し、様々な需要にマッチするデリバティブの供給が可能となった<sup>58</sup>。

#### ③ 規制要因

金融機関は国際決済銀行（BIS）の自己資本比率規制導入により、限られた資本をいかに効率的に利用するかが重要になっているが、デリバティブ取引はオフバランス取引であるため、元本に相当する資金が不要であるため投下資本に対する利益の割合が、元本を必要とする従来の取引（オンバランス取引）と比較して大幅に向上することになる。資本の効率的活用といった面で注目されている<sup>59</sup>。

<sup>56</sup> 池田哲也(1998),前掲書 p.4

<sup>57</sup> 池田哲也(1998),前掲書 p.4

<sup>58</sup> 池田哲也(1998),前掲書 p.4

<sup>59</sup> 池田哲也(1998),前掲書 p.4

## 2. デリバティブの定義

デリバティブに関する会計基準で最も影響力のあるのは、SFAS 第 133 号「デリバティブおよびヘッジ活動に関する会計処理」(以下、SFAS133 号)といえる。SFAS133 号は、十数年にも及ぶ FASB 金融商品プロジェクトの英知を結集して完成したものとして、IASB に大きな影響をもたらし、日本のデリバティブ会計基準にも大きな影響を与えた。したがって、SFAS133 号を理解することは、ヘッジ会計を理解するためにも不可欠となる<sup>60</sup>。

SFAS133 号におけるデリバティブの定義を以下のように行っている。さらに、この定義は、金融商品のタイプまたは当該金融商品を指示する名称を単に列挙することによるのではなく、むしろその顕著な特徴に基礎をおいている。

### (1) 特徴

デリバティブとは次の三つの特徴のすべてを有する金融商品または他の契約をいう(SFAS133,par.6)。

- ①一つ以上の基礎数値となるもの及び一つ以上の想定元本または支払条項のいずれか一つ又は両方を有すること。
- ②初期純投資が必要とされないこと、あるいは、市場要因の変動に類似の反応を示す他の契約の初期純投資と比較してその金額が小さいこと。
- ③デリバティブの契約条件が、純額決済を要求するか、またはそれを認めていること。デリバティブは契約外の手段によって容易に純額決済されるか、あるいは、デリバティブは、純額決済とは実質的に異なるポジションで受取人に資産を引き渡すように規定され

---

<sup>60</sup> 古賀智敏・河崎照行訳(2000),デリバティブ会計とヘッジ戦略,p.3

る。

特徴①の基礎数値は、想定元本または支払条項とともに、デリバティブの決済額を決定する変数である。基礎数値は通常、次の一つまたは複数である。a.有価証券の価格または有価証券の価格指数。b.コモディティの価格またはコモディティの価格指数。c.金利または金利指数。d.信用格付けまたは信用指数。e.為替相場または為替相場指数。f.保険指数または災害損失指数。g.気候や地質条件、別の物理的な変数または関連する指数。一般に、基礎数値は、その変動が観察可能か、もしくは、客観的に検証可能な変数である。そして、基礎数値は資産・負債の価格または比率であり得るが、資産・負債それ自体ではない。想定元本とは、契約中に指定された通貨単位、株式、体積、重量、その他の単位の数をいう。想定元本は、決済額を決定するために、基礎数値に適用される。すなわち、デリバティブの決済額は、想定元本と基礎数値の相互作用により決定される。そして、その相互作用は単純な積であり得るし、または梃になる要素または他の定数の付いた算定式を含むことがある。支払条項は、基礎数値が特定の方向に動いたときの確定した決済方法または確定可能な決済方法を示す(SFAS133,par.57a)。

特徴②は、デリバティブは初期純投資がないこと、または市況の変動に類似の反応を示す他の契約の初期純投資と比較してその金額が小さいことを要求する。例えば、商品先物契約の締結は、市場価額と等しい初期純投資を要求する同一商品の購入とは異なり、一般的に初期純投資を必要としない。しかし、双方の契約は、同一方法の商品の価格の変動を反映する。スワップまたは先渡契約も、条項が他方より一方の当事者が有利になる場合でない限り、一般的に初期純投資を要求しない。オプションは一般的にその一方の当事者が初期純投資を行うことを要求する。

オプションの一方の当事者は契約のもとで権利を有しかつ他方の当事者が義務を負うからである。初期純投資という表現は、契約についてある一方の当事者の立場からのみ述べられたが、当事者双方に対するSFAS133号の適用可能性を決定する(SFAS133,par.57b)。

特徴③は、純額決済の要件を満たすための三つの特性を挙げている(SFAS133,par.57c)。

a. 契約によって純額決済が、明示的に要求されているか、もしくは、認められている。契約は純額決済を規定している。すなわち、契約は、その基礎数値および想定元本に係る資産の引き渡しを要求しない(例えば、金利スワップは、いずれかの契約当事者が利付資産を引き渡すことを要求するものではない)。純額決済は、どのようなタイプの資産の引き渡しによっても可能である。つまり、引き渡される資産は、現金である必要はなく、また容易に現金に転換される必要もない。

b. 契約外での市場メカニズムによる純額決済(例えば、先物為替)。  
契約が総額決済を要求していたとしても、純額決済を促進する契約外の市場メカニズムがある。これが意味することは、市場メカニズムは、契約の一方の当事者、もしくは、双方の当事者が、ポジションを清算すること、契約上のすべての将来のベネフィットを放棄すること、ならびに、すべての将来の義務が免除されることを認めているということである。この種の市場メカニズムは、先物契約のために存在している。それぞれの交換は、売り手と買い手の媒介者として行動する決済機関で行われる。先物契約の当事者は、決済機関と契約を相殺することによってポジションを終了させることができる(例えば、100オンスの金を売却するという契約の場合、100



オンスの金を購入するという契約を締結する)。両方の契約とも決済機関で行われるもので、決済機関は両方の契約が相殺されるときに契約が決済されると考えている。

- c. デリバティブ、もしくは、容易に現金に転換できる資産の引き渡し。契約によって、総額決済が要求されているとしても、引き渡される資産は既定の金額の現金に容易に転換されるか、もしくは、それ自体がデリバティブでなければならない。契約の一つの例は、上場持分証券の引き渡しを要求する先渡取引は、容易に現金に転換できる資産の引き渡しを要求する。もう一つの例はスワップション<sup>61</sup>である。スワップションは、デリバティブの引き渡しを要求する。

## (2) 例外

FASB は、デリバティブの定義の三つの特徴はデリバティブまたはデリバティブ類似の商品を適切に表現していると考えている。しかしながら、その定義を満たすけれども SFAS133 号の範囲に含めるべきではないと考えられる項目がある。以下に示す取引は、SFAS133 号の適用除外である(SFAS133,par.10)。

- ① 「通常」の証券取引。「通常」の証券取引とは、その取引が実行される市場または取引所における規則または慣習により設定された期間内に証券を引き渡すよう規定している契約である。すなわち、容易に現金に転換できる有価証券の引き渡しを要求する契約のみが SFAS133 号の適用除外となる。この場合、その契約は契約日以

---

<sup>61</sup> スワップションとは、スワップを原資産とするオプションの一種である。買手は、売手にオプション料を支払うかわりに、契約上決められた期日に決められた条件のスワップを売手との間で始めることができる。オプション料のことを「プレミアム (premium)」と呼び、契約上決められた期日のことを「権利行使日 (exercise date)」または「満期日 (expiry)」と呼ぶ。また約定時点から権利行使日までを「オプション期間」と呼ぶ。

降の慣例による一定期間以内に有価証券の引き渡しを要求する。この規定は、例えば、アメリカ慣例中の上場持分有価証券を購入または売却するための契約は、3 営業日以内に決済を要求する。有価証券の売買契約は 3 営業日以内に決済を要求される場合には、この例外となる、すなわち、SFAS133 号を適用しない。しかしながら、有価証券の売買契約が 5 営業日以内に決済を要求する場合には、報告企業が約定日における契約の会計処理を要求される限り、この例外とならない、すなわち、SFAS133 号を適用する。なぜなら、5 営業日数は慣例的な日数ではないからである(SFAS133,par.58a)。

② 通常の購入と通常の売却。通常の購入と通常の売却とは、企業が通常の営業過程において合理的な期間にわたり使用しまたは売却すると予測される量を引き渡すために、金融商品またはデリバティブ以外のあるものの購入または売却を規定する契約である。先渡契約は通常の購入及び通常の売却として適用除外の資格がある。しかし、SFAS133 号で規定されているような純額決済規定がある先渡契約は、契約のはじめ及び契約期間を通じて、その契約が純額決済されず、現物が引き渡される可能性が高いのでなければ、通常の購入及び通常の売却除外事項にならない。すなわち、先渡契約がデリバティブであっても、現物の引渡が行われる可能性もある。そのような先渡契約で通常の使用または売却量の先渡契約は時価評価の適用除外となる(SFAS133,par.58b)。

③ 伝統的な保険契約。(価格変動以外の) 識別可能な保険適用事象の発生により生じた損失に関して保険契約者を補償する契約は、SFAS133 号の適用除外となる。この損失は、発生債務であり、あるいは、特定の資産価値の逆進的変動であり、もしくは、保険契約者

がさらされていたリスクに相応する負債であるといえる。これに該当する契約の事例として、伝統的な生命保険や損害保険契約がある。これらの保険契約では、保険契約者の死亡、盗難、火災といった事象が、識別可能な保険適用事象である(SFAS133,par.10c)。

④ 大部分の財務保証契約。債務者の債務不履行に起因する損失保証を行うためにのみ保険契約者に支払いを行うような契約は、SFAS133号の適用除外となる。逆に、債務者の信用度(基礎数値)の変動に基づいて決済される契約は、適用除外の要件とはならない(SFAS133,par.10c)。

⑤ 一定の基礎数値を有する店頭契約(OTC: Over The Counter)。基礎数値が次の場合には、SFAS133号の適用除外となる(SFAS133,par.58c)。

a. 気候や地質学的変数または他の物理的な変数。気候や地質学、または他の物理的な変数は、特定のエリアの降雨や雪のインチ数かつ、リヒタースケールで測定した地震の重大度のようなものを含む。

b. 契約当事者の一方の容易に現金に転換できない非金融資産の価格もしくは価値、あるいは、契約当事者の一方の容易に現金に転換できる資産の引渡しを要求しない非金融負債の価格もしくは価値である。

c. 契約の一方の当事者の特定の売上高またはサービス収益である。

⑥ 売却にかかる会計処理の障害要因となるデリバティブ。関連する契約を一方の当事者により売却として、または他の当事者により購入として認識することに対して障害となるようなデリバティブは、SFAS133号の適用除外となる。この例として、a. 貸貸人による貸貸

資産の残存価値保証の存在は、リース契約を販売型のリースとして処理することに対して障害となる。b.譲渡した資産の再購入を譲渡人に可能にさせるコールオプションの存在が SFAS140 号に基づいて、売却会計の障害になる(SFAS133,par.10f)。

さらに、生命保険の投資、特定の投資契約、貸付の確定契約および登録支払契約なども SFAS133 号の適用除外となる。なお、一般的なタイプのデリバティブというのは、オプション、先渡契約、先物契約、スワップ、キャップ、フロアー、カラーおよびワラントなどである。

以上のことを踏まえて、SFAS133 号によると、三つの特徴（基礎数値及び想定元本を有すること、初期投資がゼロか少額、純額決済）を持つ契約をデリバティブと定義するが、純額決済の要件は弾力的である。純額決済の条件には純額決済が明記されている場合だけでなく、総額決済が規定されていても、事実上純額決済が可能な契約にまでデリバティブの範囲が拡大されている。すなわち、次の②の a.及び②の b.の要件を満たすものまで純額決済の要件が拡大されている。

①純額決済明記

②総額決済明記

a.市場メカニズムの存在で事実上純額決済が可能

b.受領資産が規定の金額で容易に換金可能

このため、SFAS 133 号の例外に、「通常の購入と通常の売却」契約が含まれている。

(3) 組込デリバティブ

組込デリバティブとは、デリバティブと類似の方法で、主契約によって要求されるキャッシュフローまたはその他の交換対象の価値に影響を及ぼす潜在的または明示的条件である(SFAS133,par.12)。主契約と組込

デリバティブの結合は複合契約と呼ばれる。複合契約の具体的な例は、転換社債およびキャップ、フロアー、またはカラーのいずれかの特約を伴う証券である<sup>62</sup>。組込デリバティブは次の規準のすべてを満たす場合のみ、主契約から分離して SFAS133 号に従ってデリバティブとして会計処理する(SFAS133,par.12)。

- ① 組込デリバティブの経済的特徴およびリスクは、主契約の経済的特徴およびリスクに明確かつ密接には関連していないこと。
- ② 組込デリバティブおよび主契約の双方を具体化する契約は、その他の場合には適用される一般に認められた会計原則の下で公正価値により再測定せず、また公正価値の変動を損益中に報告しないこと。
- ③ 組込デリバティブと同一条件の別個の商品は、SFAS133 号要求の対象となるデリバティブになるであろうこと。

### 3. デリバティブの利用目的

デリバティブ取引は、通貨や株式、債券などの現物商品の取引ではなく、変動する商品の価格を主な取引の対象とする<sup>63</sup>。デリバティブの利用目的として、ヘッジ目的、投機目的および資本コストの削減目的がある。

このように、デリバティブの利用目的について、アメリカの会社の年次報告書における開示によると、次のようなものがある。Exxon Mobil は、デリバティブを金利、為替相場、石油製品の相場等の変動リスクを受ける持ち高をヘッジすることを主目的として利用している。Caterpillar のリスク管理方針は、為替相場、金利、相場商品の変動に伴うリスクを管理するためにデリバティブを用いることを規定している。

---

<sup>62</sup> 古賀智敏・河崎照行訳(2000),前掲書 p.98

<sup>63</sup> 杉田利雄(2011),デリバティブ取引被害の検証, JSK 事業再生研究会, p.1

Johnson & Johnson は、金利および為替相場の変化の収益およびキャッシュフローへの影響を管理するためにデリバティブを用いている。このように多くの会社において、デリバティブは広範かつ有効に利用されている<sup>64</sup>。

また、デリバティブを利用目的によって、会計処理も異なっている。例えば、デリバティブが投機目的で単独で用いられている場合、その未実現保有損益は、すべて当期損益として認識されることとなった。デリバティブがヘッジ目的で用いられる場合、その損益の会計処理はヘッジの種類によって異なっている<sup>65</sup>。

#### 4. デリバティブの利用状況

古賀智敏は、日本内部監査協会に所属する会員会社 913 社を対象として、1997 年 6 月-7 月、同協会の協力のもとで質問票調査を実施した。調査の結果、302 社、33%の有効回答を得た。回答会社 302 社のうち、非金融系が 291 社、金融系が 11 社であった。調査の結果、現在、デリバティブを利用していると回答した会社は、約 60% (177 社)であった。これらの会社に対して、デリバティブの利用目的について調査・集計した結果が「図表 2-3」である。これより、14 の異なったデリバティブ契約について合計 617 件の利用状況が把握されている。その内訳は、ヘッジ目的が 478 件 (77%) で圧倒的に多く、投機目的は 76 件 (12%)、資本コストの削減目的は 58 件 (9%) にすぎなかった。利用されているデリバティブの種類については、最もポピュラーなのが「為替予約」(161 件、26%) と「金利スワップ」(141 件、23%) であった。これらは主にヘッジ目的であるのに対し、投機目的として最もよく用いられている

---

<sup>64</sup> Donald E. Jerry J. Terry D (2004), *Intermediate Accounting*, p.695

<sup>65</sup> Donald E. Jerry J. Terry D (2004), 前掲書 p.695

デリバティブは「株価指数先物」であった。また、資本コストの削減目的で最もよく利用されているのは「金利スワップ」であった<sup>66</sup>。

図表 2-3 デリバティブの利用目的と利用状況（1997）

利用目的 デリバ ティブ	ヘッ ジ目 的 的	投機 目的	資本コス トの削減 目的	その他	合計（件）
為替予約	148	7	6	0	161
金利先渡	7	4	3	0	14
為替先物	4	1	0	0	5
金利先物	12	7	2	0	21
債券先物	19	9	0	0	28
株価指数先物	12	11	0	0	23
為替オプション・ 為替先物オプシ ョン	39	6	0	0	45
金利オプション・ 金利先物オプシ ョン	8	4	3	0	15
債券オプション・ 債券先物オプシ ョン	15	8	0	0	23
株価指数オプシ ョン	10	8	0	0	18

<sup>66</sup> 古賀智敏(2001), 企業の規模特性とヘッジ会計の選択行動, p.2

為替スワップ	55	3	7	0	65
金利スワップ	103	6	27	5	141
キャップ・フロー	33	1	6	0	40
その他合成商品	13	1	4	0	18
合計（件）	478	76	58	5	617

出典：古賀智敏(2001),企業の規模特性とヘッジ会計の選択行動,p.2

## 第 2 節 SFAS133 号におけるデリバティブの基本的前提

### 1. SFAS133 号の経緯

第 1 章で検討した FASB 金融商品プロジェクトの進展の中で重要な課題は、デリバティブとヘッジ活動に関する会計基準の設定であった。すなわち、SFAS133 号の設定である。SFAS133 号を設定するための重要な進展は次のとおりであった。1991 年 9 月に FASB スタッフ執筆の研究報告書「ヘッジ会計：基本問題の調査研究」が公表された。1992 年に審議会はデリバティブとヘッジ活動に関する問題について議論を開始した。1993 年に「ヘッジとその他のリスク調整活動に関する会計処理について、個別問題に関する暫定的結論を含む討議報告書」が公表された (SFAS133,par.208)。この報告書は FASB の討議に関する背景となる情報を含んでいた。

さらに、SFAS133 号の設定に要した 6 年を超えるプロセスは、重要な正規の手続きにかかわるものであった。1992 年から 1998 年までの間に、FASB は、デリバティブとヘッジ問題、および各種の提案された会計的アプローチを議論するために、140 回を超える公聴会を開催した (SFAS133,par.210)。それには、FASB の会議、財務会計基準諮問協議会の構成員との会議、金融商品専門委員会の構成員との会議、および外部



の代表者との会議が含まれる。FASB スタッフ執筆の特別報告書「ヘッジ会計に関する主要問題」が、イギリス、カナダ、オーストラリアの会計基準設定団体の各代表機関、および国際会計基準委員会と共同で公表された。1996年6月にFASBは公開草案「デリバティブと類似の金融商品およびヘッジ活動に関する会計処理」を公表した。約300の組織と個人が公開草案に回答を寄せた。その手紙のいくつかは同一内容であった。11月には、4日間の公聴会が開催された。そして、1997年8月にSFAS133号の基準セクションの草案と関連する事例が、明確性と利用の容易性に関するコメントを求めるために、金融商品専門委員会およびその他の利害関係者の利用に供された(SFAS133, par.20)。SFAS133号をより明確かつ利用しやすいものにするため、受領したコメントに基づいて多くの変更が行われた。こうした経緯によって、1998年6月にSFAS133号「デリバティブおよびヘッジ活動に関する会計処理」が公表された。

## 2. SFAS133号導入の理由

SFAS133号は、デリバティブについて公正価値での認識・測定を導入したものであるとして注目されている。この導入の理由は三つある。一つは、デリバティブの量と多様性が増大していることである。二つは、会計慣行と会計基準が陳腐化し、不完全となり、整合性がなくなってきたことである。三つは、デリバティブの影響が財務諸表では明確でなかったことである。そして、グローバルな金融市場や関連する金融革新における変化が、金利リスク、為替リスク、価格リスク、信用リスクといったリスク・エクスポージャーを管理するため、新たなデリバティブの開発と利用をもたらした。会計基準はこれらの変化に歩調を合わせてこなかったと考えられていた。その結果、証券取引委員会や利害関係者は、FASBにこの領域での報告問題を早急に議論することを強く求めた。さらに、

財務諸表利用者の中からも、デリバティブとヘッジの開示および会計に関する改善要求がみられた<sup>67</sup>。

なお、SFAS52号「外貨換算」とSFAS80号「先物契約」は、特定のデリバティブのみを議論し、ヘッジ会計に必要な規準に相違がみられた。さらに、緊急問題専門委員会(以下、EITF)は、指針が存在しなかったし、またそれが明確でなかったことから、さまざまなヘッジ活動に関する会計処理を数多くの個別的状況のもとで議論した。SFAS133号は、このようなパッチワーク的状況を解消するために、SFAS80号、SFAS105号およびSFAS119号を廃止し、SFAS52号、SFAS107号 および SFAS115号を修正した<sup>68</sup>。

### 3. 基本的前提

SFAS133号は、組込デリバティブ(まとめデリバティブと呼ばれる)を含むデリバティブおよびヘッジ活動に関する会計処理及び報告基準を設定する。この基準書を作るに当たって、FASBは次の四つの基本的前提がこの基準書の基礎として役立つべきであると結論づけた(SFAS133,par.3)。

- ① デリバティブは、資産または負債の定義を満たす権利または義務を表し、財務諸表に報告されなければならない。
- ② 公正価値は金融商品にとって最も適切な測定方法であり、デリバティブにとって唯一の適切な測定方法である。デリバティブは公正価値で測定されるべきであり、ヘッジ対象の帳簿価額の修正は、ヘッジされているリスクに起因する公正価値の変動、かつ、ヘッジが有効になる間に生ずる公正価値の変動を反映しなければならない。

---

<sup>67</sup> 古賀智敏・河崎照行訳(2000),前掲書,p.32

<sup>68</sup> 古賀智敏・河崎照行訳(2000),前掲書 p.34

③資産または負債である項目だけが財務諸表に資産または負債として報告されなければならない。

④ヘッジされていると指定された項目に対する特別な会計は適格な項目についてのみ認められるべきである。適格性の一つの側面は、ヘッジされているリスクについてヘッジ期間中に、公正価値またはキャッシュ・フローの変動を有効に相殺する期待の評価でなければならない。

基本的な前提①は、すなわち、オンバランス会計の適用ということである。デリバティブから生ずる権利については、「現金、他の金融資産、または非金融資産を受け取ることによって、利得ポジションでデリバティブを決済することができることは、将来の経済便益に対する権利の証拠であり、当該デリバティブが資産である明確な証拠である」という。同様に義務については、「損失ポジションでデリバティブを決済するために要求される現金、他の金融資産、または非金融資産の支払いは、将来に資産を犠牲にしなければならない義務の証拠であり、当該デリバティブが負債であることを示している」として、デリバティブから生ずる権利・義務は資産・負債の定義に合致することを強調している。さらに、このことによって、財務諸表をより完全にし、より情報力のあるものにするという(SFAS133,par.219)。SFAS 133号を公表する前に、多くのデリバティブは「オフバランスシート」として考えられた。

基本的な前提②は、公正価値は金融商品にとって、原価基準よりもっと関連的に理解可能性のある情報を提供する。とくに、公正価値は財務諸表の利用者にとって、企業の流動性や支払能力を評価するために、原価よりもっと関連性のあることを強調する。なぜなら、公正価値は過去の取引の価格より、企業の金融商品の現在現金同等物をもっと反映できる。

そして、時間の経過とともに、原価は現在流動性や支払能力の評価と無関係になるからである(SFAS133,par.221)。さらに、公正価値測定方法は、多数の金融資産・負債に対して、実用的である。公正価値は市場で観察できるか、または類似商品の市場を参照することによって評価できる。市場情報が利用できない場合には、公正価値は割引キャッシュフロー分析法やオプション価格モデル、または他の価格モデルなどの測定方法を用いることによって評価できる(SFAS133,par.222)。SFAS133号はSFAS107号のガイダンスを踏襲し、公正価値という用語を用いることによって、市場価格だけでなく、多様な測定方法を包含させている。

基本的な前提③は、すなわち、デリバティブ損益の繰延処理の禁止ということである<sup>69</sup>。デリバティブが公正価値で測定される場合には、その公正価値の変動から生ずる損失または利得は、財務諸表で報告しなければならない。しかし、損失・利得は資産・負債ではない。なぜなら、資産または負債の本質的な特徴<sup>70</sup>を満たさないからである。損失は資産ではない。なぜなら、それに関連する将来の経済便益がないからである。損失は何らかの価値を生み出すために用いられるか、あるいは、負債を決済するために用いられる現金、金融資産、あるいは非金融資産と交換できない。同様に、利得は負債ではない。なぜなら、将来に資産を犠牲

---

<sup>69</sup> 古賀智敏・河崎照行訳(2000),前掲書 p.26

<sup>70</sup> FASB (1985) Statement of Financial Accounting Concepts Statement No. 6「資産の三つの特徴：①資産は、単独でまたは他の資産と結びついて直接的または間接的に将来の正味キャッシュ・インフローに貢献する能力(a capacity)を有する、発生の可能性の高い将来の便益(a probable future benefit)であること②特定の実体はその便益を獲得することができ、その便益に他の実体が接近するのを支配することができること③その便益に対する実体の権利または支配を付与する取引その他の事象がすでに発生していること。」(par.26)  
「負債の三つの特徴：①将来の特定日または特定事象発生時に、資産を譲渡すべき現在の責務②企業に将来の犠牲を強いる、または不可避とする責務(duty&responsibility)③そのような義務(obligations)を強いる取引または事象がすでに発生していること。」(par.36)

にしなければならない義務が存在しないからである。したがって、SFAS 133号は、デリバティブによる損失または利得は、財政状態計算書中の資産または負債として計上されないと結論づけた(SFAS133,par.229)。

基本的前提④は、デリバティブの会計処理にヘッジ会計を導入することを示している。ヘッジ会計は選択的で、経営者の意思によるために、合理的な規準を満たす取引に制限すべきである。さらにヘッジ会計は、企業が項目間または取引間にある関係が存在すると主張する可能性があるケースには認められない。ヘッジ会計の主要な目的は、公正価値またはキャッシュフローの変動を互いに相殺することが期待される対象と取引を結ぶことである。したがって、ヘッジ会計の適格性の規準の一つは、デリバティブによる公正価値またはキャッシュフローの変動とヘッジ対象の公正価値またはキャッシュフローの変動がヘッジ期間中に相殺されるか最終的に達成される範囲に焦点が当てられた(SFAS133,par.230)。

以上のような基本的前提に基づいて、SFAS133号はすべてのデリバティブを資産または負債として認識し、公正価値で測定することを要求している。また、従来のデリバティブの損益は、SFAS 80号によって、ヘッジ対象である資産または負債の簿価修正として認識された。すなわち、繰延ヘッジ方法を採用していた(SFAS80,par.6)。しかし、SFAS133号では、資産負債評価の混合アプローチのもとで、デリバティブの損益は資産または負債の定義を満たさないので、デリバティブの損益を繰延べて財政状態計算書に資産または負債として報告してはならないとしている。つまり、デリバティブの損益を当期稼得利益もしくはその他の包括利益で認識することを意味している。

### 第 3 節 デリバティブ取引の種類

「金融商品会計基準」第 4 項によるとデリバティブ取引とは株式、金利、為替などの原資産に対し、これらから派生して生まれたいわゆる「派生商品」を対象とする先物取引、先渡取引、スワップ取引、オプション取引およびこれらに類似する取引のことである。また、デリバティブ取引の種類毎の具体的な説明は以下のようになる。

図表 2-4 デリバティブ取引の種類

取引種類	取引内容	原資産	取引市場
①先物取引	将来の一定時点で、特定の商品を買約価格で売買することを約束する契約	金利、通貨、株式、債券、現物商品	取引所取引
②先渡取引	将来の一定時点で、通貨又は金利や為替相場に基づいて計算される金銭を、約定した金額で授受する契約	金利、通貨、株式、債券	相対取引
③スワップ取引	将来のある時点で、異なる金利あるいは異種通貨建のキャッシュフローをあらかじめ定めた方法に基づき、契約当事者間で交換する取引	金利、通貨	相対取引
④オプション取引	将来の一定時点で、現時点で契約した価格で原資産を購入あるいは売却する権利	金利、通貨、株式、債券	相対取引 取引所取引

出典：岩崎彰・大村正勝・橋村義憲(2001),時価会計に係るデリバティブとヘッジ取引の会計と税務,p.12

## 1. 先物取引

### (1) 先物取引の種類

先物取引とは、将来の一定時点で、特定の商品を買値で売買することを約束する契約である<sup>71</sup>。先物取引は、商品先物取引と金融先物取引に分類している。商品先物取引とは、将来の一定時期に一定価格で商品を買値することを約束する取引である。例えば、大豆、とうもろこしなどがある。金融先物取引とは、将来における相場変動リスクを回避する等のため、金利・通貨・債券・株式等特定の対象物を、取引の当事者が、将来の特定期日に、あらかじめ決めた値段で受渡し決済することを約束した取引であり、将来の特定期日まではその時点の値段で反対売買（売契約は買戻し、買契約は転売となる）により差金決済することもできるものである<sup>72</sup>。日本における金融先物取引の種類は、金利先物（例えば、日本円短期金利先物）、通貨先物（例えば、米ドル・日本円）、債券先物（例えば、長期国債 10 年物、長期国債 20 年物）、及び株価指数先物<sup>73</sup>がある。

### (2) 先物取引によるヘッジ効果

#### ①負債と先物の購入の場合

ヘッジ対象を負債として、その価格変動損失を相殺する手段として先物購入契約を締結したとする。その場合の先物取引価格の $\Delta P$ の変動に

---

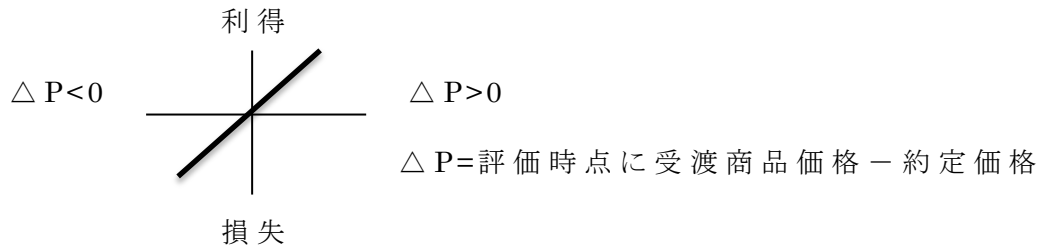
<sup>71</sup> 岩崎彰・大村正勝・橋村義憲(2001),時価会計に係るデリバティブとヘッジ取引の会計と税務,p.12

<sup>72</sup> センチュリー監査法人著(1996),デリバティブ取引税務・会計,p.70

<sup>73</sup> 池田哲也(1998),デリバティブ取引の仕組みと役割,p.10によると、株価指数先物取引とは、売買の対象商品を株価指数とする金融先物取引である。株価指数は多数の株価を集計したポートフォリオの指数で、具体的な対象物は存在しない。日本で取引されている株価指数先物取引の対象は、東京証券取引所の TOPIX（東証株価指数）のほか、大阪証券取引所の日経平均株価指数（日経 225）や日経株価指数 300（日経 300）がある.p.10。

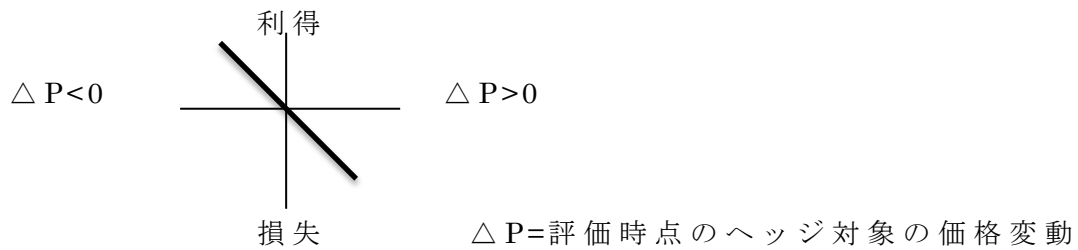
対応した利得又は損失の発生は A のように図示することができる。

A.ヘッジ手段（先物取引）



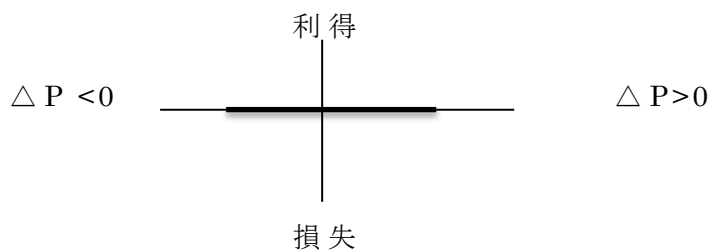
ヘッジ対象例えば借入金自体の価格変動による利得又は損失の発生は B のように図示することができる。

B.ヘッジ対象（負債）



ヘッジ対象に対するヘッジ手段の有効性が完全であるなら、ヘッジ効果が最大限に表れ、利得と損失が相殺されて零となる。この関係は C のように図示できる。

C.ヘッジ効果（ヘッジ手段とヘッジ対象が常時時価評価される場合）



図の出典：Ronald J. James A. Susan S, p.11-12 を基に筆者が作成した。



ヘッジ手段とヘッジ対象の相殺関係は、以下のようになる。

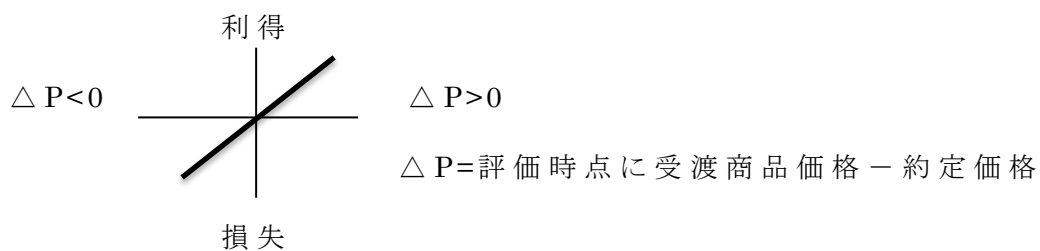
		ヘッジ手段		ヘッジ対象	
		利得	損失	利得	損失
$\Delta P > 0$	$\Delta P \uparrow$	増大			増大
	$\Delta P \downarrow$				
$\Delta P < 0$	$\Delta P \uparrow$				
	$\Delta P \downarrow$		増大	増大	

ヘッジ手段の時価評価に合わせてヘッジ対象の時価評価を行い、ヘッジ手段について発生する損益とヘッジ対象について発生する損益を同一会計期間に計上することが経済的関係の忠実な表現になるとする主張の根拠はここにある。

#### ②資産と先物売却契約の場合

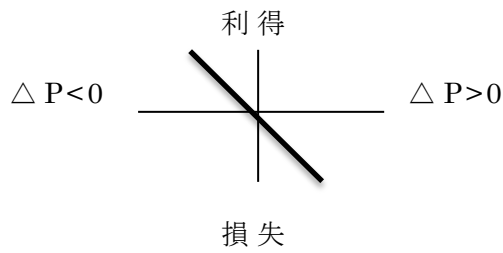
ヘッジ対象が資産で、その価格変動による損失をカバーするために先物売却取引が行われた場合には、ヘッジ手段の先物取引の価格変動による利得又は損失は D のように図示される。すなわち、価格の上昇により利得が大きくなり、価格の下落に応じて損失が大きくなる。

#### D.ヘッジ手段（先物取引）



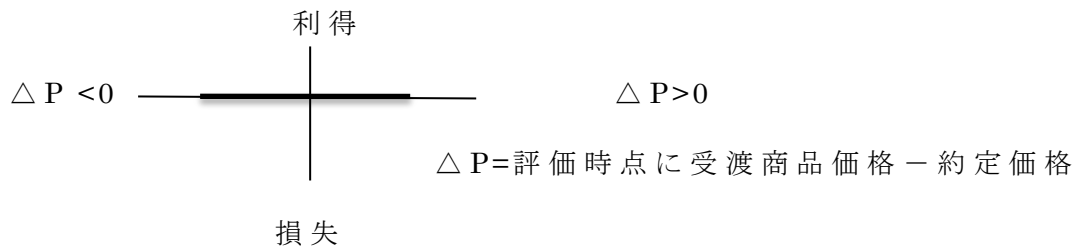
他方、ヘッジ対象に関しては、価格上昇の進行に即して損失が大きくなり、価格下落の進行に応じて利得が大きくなる。

E.ヘッジ対象（負債）



このような、ヘッジ手段とヘッジ対象に生じる利得・損失を会計上で忠実に表現するのが、ヘッジ会計と考えられている。ヘッジ効果は F のように図示できる。

F.ヘッジ効果（ヘッジ手段とヘッジ対象が常時時価評価される場合）



図の出典：Ronald J. James A. Susan S, p.11-12 を基に筆者が作成した。

ヘッジ手段とヘッジ対象に生じる利得・損失の相殺関係は、以下のようになる。

		ヘッジ手段		ヘッジ対象	
		利得	損失	利得	損失
Δ P > 0	Δ P ↑		増大	増大	
	Δ P ↓				
Δ P < 0	Δ P ↑				
	Δ P ↓	増大			増大

要するに、ヘッジ手段とヘッジ対象を相殺して、Δ P は変動しても、利得または損失はないので、ヘッジ効果が表れる。

## 2. 先渡取引

先渡取引とは、将来における相場変動リスクを回避する等のため、金利・通貨等特定の対象物を、取引の当事者が、将来の特定期日に、あらかじめ決めた値段で、受渡し決済することを約束した取引である<sup>74</sup>。日本における先渡取引の種類は、為替予約、金利先渡取引及び為替先渡取引がある。

先渡取引と先物取引の差異が明確ではないが、これは先物取引も先渡取引も本来的にはあまり変わらないことに起因している<sup>75</sup>。両者の差異を明確にするため、図表 2-5 を作成した。

図表 2-5 先物取引と先渡取引の比較

	先物取引	先渡取引
取引相手	取引所	相対取引
信用リスク	なし	あり
決済方法	差金決済	現物決済
証拠金 <sup>76</sup> 制度	あり	なし
値洗い <sup>77</sup> 制度	あり	なし
評価損益	実現	未実現

出典：筆者が作成した。

<sup>74</sup> センチュリー監査法人著(1996),前掲書 p.88

<sup>75</sup> 太田昭和監査法人編(1997),新金融商品の会計:デリバティブを中心として,p.9

<sup>76</sup> 証拠金 (Margin money) : 取引所の大きな役割として、契約のデフォルトを最小限にするため、証拠金が要求される。証拠金には、取引開始時に当初証拠金とそれ以降日々の値洗いによって生ずる維持証拠金がある。

<sup>77</sup> 値洗いとは、取引所の定める清算価格(時価)による会員の(未決済)建玉の評価替えである。値洗いを毎日行うことにより、相場変動による値動き分(値洗い差金)は毎日清算される。

### 3. スワップ取引

スワップ取引とは将来のキャッシュフローを交換する取引である<sup>78</sup>。キャッシュフローの交換は合意した想定元本に基づく。例えば、会社 A は、10 億円の想定元本について固定金利を、10 年間にわたり各四半期毎に会社 B に支払うことを合意し、会社 B は 10 億円の想定元本について変動金利を、10 年間にわたり各四半期毎に会社 A に支払うことを合意した<sup>79</sup>ことがスワップ取引である。日本における金利スワップ及び通貨スワップがスワップの代表的取引である。

#### (1) 金利スワップ

金利スワップとは、同種通貨のキャッシュフローの交換取引である。すなわち、交換される 2 つのキャッシュフローに登場する通貨が 1 種類のみであるスワップである<sup>80</sup>。

金利スワップは、最も使用されているスワップのタイプであり、金利レート・リスクを管理するための柔軟な方法を提供している。最も典型的な金利スワップは固定金利と変動金利を交換するスワップである。

①一方の当事者は、原則として、契約の当初に決定された固定の定期的支払いを行う（固定金利スワップ）。

②他の当事者は、特定の市場金利レートまたはインデックスに基づいて変動額を支払う（変動金利スワップ）<sup>81</sup>。

#### (2) 通貨スワップ

通貨スワップとは、異種通貨のキャッシュフローを交換する取引である。すなわち、交換される 2 つのキャッシュフローに登場する通貨が 2

---

<sup>78</sup> 杉本浩一・福島良治・若林公子(2011),スワップ取引のすべて,p.25

<sup>79</sup> 荻茂生・川本修司(1997),前掲書 p.53

<sup>80</sup> 杉本浩一・福島良治・若林公子(2011),前掲書 p.26

<sup>81</sup> 荻茂生・川本修司(1997),前掲書 p.56

種類以上のスワップである<sup>82</sup>。典型的な通貨スワップは、①ある通貨での固定金利と別の通貨での固定金利の交換、②ある通貨での固定金利と別の通貨での変動金利の交換、③ある通貨での変動金利と別の通貨での変動金利の交換がある<sup>83</sup>。

#### 4. オプション取引

オプション取引とは、将来における相場変動リスクを回避する等のため、株価指数・債券・金利・通貨等特定の対象物を、取引の当事者が、将来の特定の時期にあらかじめ定めた価格(これを権利行使価格という)で「買う権利」(コールオプション)あるいは「売る権利」(プットオプション)をオプション料の授受により売買する取引のことである<sup>84</sup>。

##### (1) オプションの仕組み

先物取引が、売買双方とも契約履行義務を有するのに対して、オプション取引では売却者だけが履行義務を負う。オプション取引では、購入者は、売却者にオプションプレミアムと呼ばれるオプション料を支払う必要がある<sup>85</sup>。その結果、購入者は原資産の購入(コールオプションの購入者)または売却(プットオプションの購入者)の権利を有することになる。売却者は、オプションプレミアムを得ることによって、購入者に対して原資産の売却(コールオプションの売却者)または購入(プットオプションの売却者)の義務を負う。購入者はその売買条件が自己にとって不利な場合には、その権利を放棄すればよい。それに対して売却者は、自己にとって不利な場合に権利行使を受け、有利な場合には権利

---

<sup>82</sup> 杉本浩一・福島良治・若林公子(2011),前掲書 p.27

<sup>83</sup> 白鳥庄之助(1996),金融デリバティブの研究,p.118

<sup>84</sup> センチュリー監査法人(1996),前掲書 p.16

<sup>85</sup> 池田哲也(1998),前掲書 p.14

が放棄されるという極めて不利な状況に立たされる<sup>86</sup>。オプションは、このように将来の変動によってもたらされる利益の機会と、一定金額であるオプションプレミアムの収入のいずれかを選ぶ売買取引となる。オプションの購入者は、オプションプレミアムを支払うことで、無限の利益を得たいと考え、逆にオプションの売却者は、オプションプレミアムという一定の金額を受け取ることで無限のリスクを受ける用意があることを表明することになる<sup>87</sup>。上記のオプションの仕組みをまとめると、図表 2-6 のようになる。

図表 2-6 オプションの仕組み

	オプションの購入者	オプションの売却者
プレミアム	支払	受取
権利行使	権利	義務
収益	無限	プレミアム
損失	プレミアム	無限

出典：池田哲也(1998),デリバティブ取引の仕組みと役割, p.15

## (2) 会計処理

### 設例 2-1 プットオプションによる公正価値ヘッジ<sup>88</sup>

前提条件：20X8年3月30日に額面\$3,000,000、9.125%利付き、償還期日20Y8年の国債証券を所有している。この国債証券は額面で購入し、SFAS115号に従って、売却可能有価証券として額面金額で計上されている。この有価証券のその時点の売却時価は\$97である。利回りは9.33%であった。利率の上昇と、それと同時に起こる国債証券の価格下落に備えて、当社は20X8年11月期限で、この国債証券を原資産とする

<sup>86</sup> 池田哲也(1998),前掲書 p.14

<sup>87</sup> 池田哲也(1998),前掲書 p.14

<sup>88</sup> Ronald J. James A. Susan S,前掲訳書 p.11-27

行使価格\$100/100のプットオプションを購入した。当社に\$100/100で売る権利を認めるこのオプションを所有国債証券の有効なヘッジ手段として指定した。ヘッジ有効性を継続的に確保するために、経営陣はオプションの本源的価値部分のみをヘッジ手段として指定した。オプション料は額面\$100あたり\$3.04で、総額\$91,200(=\$3.04×3,000,000/100)であった。同日における国債証券の時価は\$97/100であるから、オプションの本源的価値は\$3/100(=\$100/100-\$97/100)で、オプション料のうちの\$0.04/100は時間価値である。

会計処理：

(1) 米国債券プットオプションの購入

(借)オプション投資 91,200 (貸)現金預金 91,200

(2) 20X8年6月30日 決算日

決算時における国債証券の時価は\$98/100、国債証券のプットオプションの時価は\$2.26(本源的価値\$2、時間価値\$0.26)であった。

① オプションの時価評価 ( $\$2.26 - \$3.04$ ) × 3,000,000/100 で \$23,400の損失発生

(借)ヘッジ活動損失 23,400 (貸)オプション投資 23,400

② 米国債券の時価評価 ( $\$98 - \$97$ ) × 3,000,000/100 = \$30,000

(借)売却可能有価証券 30,000 (貸)ヘッジ活動利益 30,000

損失と利得の差\$6,600は時間価値に由来するもので、当期純利益計算に含められる。

③ ヘッジ有効性の評価

A オプションの本源的価値の増加 ( $\$2 - \$3$ ) × 3,000,000/100 = \$30,000

B 国債証券の価値増加 ( $\$98 - \$97$ ) × 3,000,000/100 = \$30,000

$$B/A = -1$$

したがって、最高度の有効性であると判定される。

もしも、ヘッジ手段に時間価値を含むオプション全体を指定すれば、

$$A \text{ オプションの価値の増加 } (\$ 2.26 - \$ 3.04) \times 3,000,000 / 100 = \$ 23,400$$

$$B \text{ 国債証券の価値増加 } (\$ 98 - \$ 97) \times 3,000,000 / 100 = \$ 30,000$$

$B/A = -23,400 / 30,000 = -0.78$  と計算されて、有効度は 78% となり、ヘッジ指定条件を下回ることになる。

ここで、20x8 年 9 月 1 日までに国債証券の価格が \$ 95 まで下落したため、経営陣は、プットオプションを \$ 5.19 / 100 で売却してヘッジを終了する決定をしたと想定する。\$ 100 あたりのオプションのインザマネーは \$ 5 である。オプションの売却収入は \$ 155,700 [= \$ 5.19 (3,000,000/100)] である。そのうち時間価値は \$ 5,700 である。\$ 87,900 の利得 [= (\$ 5.19 - \$ 2.26) × 3,000,000 / 100] がオプションの評価益で、最初に認識される。それから、国債証券の評価損 \$ 90,000 が損失として計上され、国債証券の帳簿価額が切り下げられる。そして、プットオプションが売却される。

(借)オプション投資	87,900	(貸)ヘッジ活動利得	87,900
------------	--------	------------	--------

(借)ヘッジ活動損失	90,000	(貸)売却可能有価証券	90,000
------------	--------	-------------	--------

(借)現金預金	155,700	(貸)オプション投資	155,700
---------	---------	------------	---------

$$\$ 155,700 = \$ 91,200 - \$ 23,400 + \$ 87,900.$$

プットオプションの本源的価値が \$ 3 から \$ 5 に増えたことによる利得合計 \$ 60,000 が国債証券の公正価値の減少 \$ 60,000 [= (\$ 97 - \$ 95) × 3,000,000 / 100] を相殺している点が注目される。プットオプション売却後に、合計で、会社は純額 \$ 64,500 (= \$ 155,700 - \$ 91,200) を現



金で得ている。この金額のうち、\$ 60,000 (=6月30日のオプション料残高\$30,000-9月1日の有価証券評価損\$90,000)は売買可能有価証券を(\$ 3,000,000 - \$ 2,940,000)に切り下げのために貸記される。残額\$ 4,500は時間価値の\$ 1,200からオプション売却時の\$ 5,700への増加額である。この\$ 4,500はオプション利益\$ 64,500 (= \$87,900 - \$23,400) = (\$90,000 - \$30,000 + \$4,500)に含めて当期純利益に計上される。

設例 2-2 為替コールオプションによる確定約定の公正価値ヘッジ<sup>89</sup>

前提条件

20X2年9月1日 直物為替相場が\$0.82/\$A 120日先渡為替相場が\$0.828/\$Aの時に甲社はオーストラリアの会社にオーストラリアワインを発注した。

数量 10,000 ケース 金額 \$A5,000,000

甲社は4ヶ月以内にワインが到着し、\$A5,000,000を支払うまでのドル安に備えて、12月期限の\$A5,000,000、行使価格\$0.82/\$Aのコールオプションを\$0.0105で購入した。このコールオプションは甲社のオーストラリアドルを0.82米国ドルで購入することを認め、それにより米国ドルでのオーストラリアドル購入コストを制限する。オプション購入時は直物為替レート\$0.82/\$Aが行使価格\$0.82/\$Aが等しいアットザマネーであるから、プレミアム(オプション料)\$0.0105はすべて時間価値である。経営陣はコールオプションの本源的価値をヘッジ手段に指定する。

会計処理：

(1)コールオプション取得時

---

<sup>89</sup> Ronald J. James A. Susan S, 前掲訳書 p.11-29

(借)オプション投資 52,500 (貸)現金預金 52,500

(2)決算時 為替直物相場\$.83/\$A 90日先渡為替相場\$.838/\$A, (ドル安進行)コールオプションは、この時点で、\$.01のインザマネーであり、時価は時間価値\$.007を含めて\$.017である。

①コールオプションの評価

\$32,500[=(.017 - .0105) × 5,000,000]が当期純利益計算に計上される。

(借)オプション投資 32,500 (貸)ヘッジ活動利益 32,500

②確定約定の公正価値評価

先物為替相場の変動で評価された確定約定債務が、ドル表示のワイン購入コストのワイン最終的購入コストの増加額だけ評価替えされる。確定約定債務は\$50,000[=(.838 - .828) × 5,000,000]である。

(借)ヘッジ活動損失 50,000 (貸)確定約定債務 50,000

③ヘッジ有効性の分析

ヘッジ有効性をオプションの評価益と確定約定債務の評価損で計算すると、\$32,500/- \$50,000で計算すると有効度は65%になり、基準を満たさない。しかし、\$32,500はオプションの本源的価値の増加と時間価値の減少の差額である。オプションの本源的価値は50,000で、時間価値は-17,500[=(.007 - .0105) × 5,000,000]である。経営者はヘッジ手段として本源的価値を指定しているから、有効性は-1(=\$50,000/- \$50,000)となり、高度に有効であると判定される。

(3) 12月ワインの入荷時、確定約定の期限 直物為替相場 \$.84/\$A

① 会社はコールオプションを行使して、アメリカドル

\$4,100,000(=\$.82 × 5,000,000)でオーストラリアドル\$A5,000,000

を取得し、\$100,000を節約できる。

② そうでなければ、コールオプションを\$.02 で売却して手じまいし、数日後に別途オーストラリアドルを購入することもできる。

それにより、\$50,000 [= (\$.84 - \$.83) × 5,000,000] の本源的価値による利益を得ることができる。それは、9月30日に認識した本源的価値利益と併せて\$100,000と等しくなる。9月30日の時間価値\$.007がなくなるので、全体としての利益は\$15,000 [= (\$.02 - \$.017)]である。

(借)オプション投資 15,000 (貸)ヘッジ活動利益 15,000

(借)ヘッジ活動損失 10,000 (貸)確定約定債務 10,000

(借)現金預金 100,000 (貸)オプション投資 100,000

(4) 商品の購入 (オーストラリアワインの購入－確定約定の履行)

(借)商品 4,200,000 (貸)現金預金 4,200,000

#### 第4節 デリバティブの時価評価とヘッジ会計の関係

金融商品会計基準が設定される以前においてはデリバティブの時価評価は行われていなかった。従来の会計基準では、取得原価主義により、ヘッジ対象についてもヘッジ手段であるデリバティブについても、損益を売却時または決済時に計上するのが通常であったため、損益認識時期のずれが生じることは少なかった<sup>90</sup>。ここでは、設例を用いて、デリバティブの時価評価を行わない場合と行う場合の会計処理に区別して、ヘッジ会計の関係を明らかにする。

設例 2-3<sup>91</sup> :

(1) X1年4月1日に期間3年、¥1,000,000,000の変動借入(TIBOR)<sup>92</sup>

<sup>90</sup> 荻原正佳(2000),ヘッジ会計とは何か,p.9

<sup>91</sup> 新日本有限責任監査法人(2010),金融商品会計の実務,p.140

を行った。

(2) 変動金利を固定金利に変換するため、LIBOR<sup>93</sup>の変動金利を受け取り、2.50%の固定金利を支払う、期間3年、想定元本¥1,000,000,000のスワップ契約を締結した。

(3) 借入金および金利スワップの利息は、前年の4月1日の金利水準により翌年の3月31日に後払いされる。

(4) 決算日は3月31日である。

(5) TIBORとLIBORの推移は、次のとおりである。

<u>日付</u>	<u>TIBOR</u>	<u>LIBOR</u>
X1年4月1日	2.50	2.50
X2年4月1日	2.90	2.90
X3年4月1日	3.60	3.60

(6) 金利スワップの時価は、次のとおりである。

X2年3月31日	¥7,664,984
X3年3月31日	¥10,617,760
X4年3月31日	0

(7) 税効果は便宜上考慮していない。

デリバティブの時価評価を行わない場合の会計処理は以下の通りである。

X1.4.1(借入およびスワップ契約締結日)：

(借)現金預金	1,000,000,000	(貸)借入金	1,000,000,000
---------	---------------	--------	---------------

X2.3.31：

---

<sup>92</sup> TIBORとは"Tokyo Inter-Bank Offered Rate"の略で、東京の銀行間取引金利のこと。

<sup>93</sup> LIBOR (London Inter-Bank Offered Rate)とは、ロンドン銀行間取引金利のこと。

①利払い TIBOR (X1.4.1 : 2.50)

(借) 支払利息 25,000,000 (貸) 現金預金 25,000,000

②スワップ金利決済 (X1.4.1 LIBOR の変動金利 2.50% 受取り、固定金利 2.50% 支払い)

$1,000,000,000 \times (2.50\% - 2.50\%) = 0$  仕訳なし

X3.3.31 :

①利払い TIBOR (X2.4.1 : 2.90)

(借) 支払利息 29,000,000 (貸) 現金預金 29,000,000

②スワップ金利決済 (X2.4.1 LIBOR の変動金利 2.90% 受取り、固定金利 2.50% 支払い)

$1,000,000,000 \times (2.90\% - 2.50\%) = 4,000,000$

(借) 現金預金 4,000,000 (貸) 金利スワップ損益 4,000,000

X4.3.31 :

①利払い TIBOR (X3.4.1 : 3.60)

(借) 支払利息 36,000,000 (貸) 現金預金 36,000,000

②スワップ金利決済 (X3.4.1 LIBOR の変動金利 3.60% 受取り、固定金利 2.50% 支払い)

$1,000,000,000 \times (3.60\% - 2.50\%) = 11,000,000$

(借) 現金預金 11,000,000 (貸) 金利スワップ損益 11,000,000

③元金返済

(借) 借入金 1,000,000,000 (貸) 現金預金 1,000,000,000

これを勘定記入し、T 字形式の財務諸表に表示すると以下のようになる。

【X1 年度】

損益計算書

X1.4.1～X2.3.31

支払利息	25,000,000	金利スワップ損益	0
------	------------	----------	---

貸借対照表

X2.3.31

借入金	1,000,000,000
-----	---------------

【X2 年度】

損益計算書

X2.4.1～X3.3.31

支払利息	29,000,000	金利スワップ損益	4,000,000
------	------------	----------	-----------

貸借対照表

X3.3.31

借入金	1,000,000,000
-----	---------------

【X3 年度】

損益計算書

X3.4.1～X4.3.31

支払利息	36,000,000	金利スワップ損益	11,000,000
------	------------	----------	------------

貸借対照表

X4.3.31

この会計処理で明らかのように、金利スワップにより、毎期の金利支払い（キャッシュフロー取引）が¥25,000,000（2.50%）に固定されて

いる。この場合、ヘッジ会計を行わなくても、ヘッジ効果が財務諸表に反映されている。要するに、デリバティブの時価評価を行わない場合、ヘッジ会計も必要がない。これに対して、デリバティブの時価評価を行うが、ヘッジ会計を行わない場合の会計処理は以下の通りである。

X1.4.1(借入およびスワップ契約締結日)：

(借)現金預金 1,000,000,000 (貸)借入金 1,000,000,000

X2.3.31：

①利払い TIBOR (X1.4.1 : 2.50)

(借)支払利息 25,000,000 (貸)現金預金 25,000,000

②スワップ金利決済 (X1.4.1 LIBOR の変動金利 2.50% 受取り、固定金利 2.50% 支払い)

$1,000,000,000 \times (2.50\% - 2.50\%) = 0$  仕訳なし

③スワップの時価評価

(借)金利スワップ 7,664,984 (貸)金利スワップ損益 7,664,984

X3.3.31：

①利払い TIBOR (X2.4.1 : 2.90)

(借)支払利息 29,000,000 (貸)現金預金 29,000,000

②スワップ金利決済 (X2.4.1 LIBOR の変動金利 2.90% 受取り、固定金利 2.50% 支払い)

$1,000,000,000 \times (2.90\% - 2.50\%) = 4,000,000$

(借)現金預金 4,000,000 (貸)金利スワップ 4,000,000

金利スワップ 6,952,776 金利スワップ損益 6,952,776

$10,617,760 - 7,664,984 + 4,000,000 = 6,952,776$

X4.3.31：

①利払い TIBOR (X3.4.1 : 3.60)

(借) 支払利息 36,000,000 (貸) 現金預金 36,000,000

②スワップ金利決済 ( X3.4.1 LIBOR の変動金利 3.60% 受取り、固定金利 2.50% 支払い)

$$1,000,000,000 \times (3.60\% - 2.50\%) = 11,000,000$$

(借) 現金預金 11,000,000 (貸) 金利スワップ 10,617,760  
金利スワップ損益 382,240

③元金返済

(借) 借入金 1,000,000,000 (貸) 現金預金 1,000,000,000

この結果を用いて T 字形の財務諸表を作成すると以下のようになる。

【X1 年度】

損益計算書

**X1.4.1～X2.3.31**

支払利息	25,000,000	金利スワップ損益	7,664,984
------	------------	----------	-----------

貸借対照表

**X2.3.31**

金利スワップ	7,664,984	借入金	1,000,000,000
--------	-----------	-----	---------------

【X2 年度】

損益計算書

**X2.4.1～X3.3.31**

支払利息	29,000,000	金利スワップ損益	6,952,776
------	------------	----------	-----------

貸借対照表

**X3.3.31**

金利スワップ	10,617,760	借入金	1,000,000,000
--------	------------	-----	---------------



【X3 年度】

損益計算書

X3.4.1～X4.3.31

支払利息	36,000,000	金利スワップ損益	382,240
------	------------	----------	---------

貸借対照表

X4.3.31

損益計算書上の支払利息と金利スワップ損益の差額として各年度の  
利子負担を計算すると次のようになる。

X2.3.31 期の利子負担：¥17,335,016（支払利息 25,000,000－金利スワ  
ップ損益 7,664,984）

X3.3.31 期の利子負担：¥22,047,224（支払利息 29,000,000－金利スワ  
ップ損益 6,952,776）

X4.3.31 期の利子負担：¥35,617,760（支払利息 36,000,000－スワッ  
プ損益 382,240）

それによると、各期の利子負担の変動が大きく、ヘッジ効果が損益  
計算書に現われていない。要するに、デリバティブの時価評価を行う場  
合、ヘッジ会計も必要になる。

したがって、デリバティブの時価評価とヘッジ会計の関係というのは、  
デリバティブが原則的にすべて時価評価され、評価損益が損益計算書に  
計上されることとなる。一方、ヘッジ対象の中には原価で評価されるも  
の（例えば、金銭債権、金銭債務等）や時価評価されるが評価差額が損  
益計算書に計上されないもの（例えば、その他有価証券）がある。こう  
した場合に、ヘッジ手段とヘッジ対象のそれぞれを金融商品会計基準の  
一般的原則に従って会計処理すると、損益の認識時期にずれが生じ、へ

ッジ取引の本来の意図や経済的実態が財務諸表に反映されないこととなり、ヘッジ会計の必要性が認められる。すなわち、ヘッジ会計の必要性はデリバティブの時価評価に伴って生じたものと言える<sup>94</sup>。

## 小括

本章では、デリバティブの発展、FASBにおけるデリバティブの会計基準、取引の種類およびデリバティブの時価評価とヘッジ会計の関係について考察した。デリバティブはヘッジ会計の主な手段であるので、その理解は第3章一般ヘッジ会計の方法に対して重要である。

## 第3章 一般ヘッジ会計の方法

### はじめに

前述した先行研究により、FASBおよびIASBでは、公正価値ヘッジ会計を使っている。本章では、FASB、IASBおよびASBJにおけるヘッジ会計の方法を比較しながら、一般ヘッジ会計に対して、繰延ヘッジ会計が公正価値ヘッジ会計より優れていることを検討したい。

### 第1節 FASBにおけるヘッジ会計方法

FASBにおけるヘッジ会計方法について、SFAS133号において設けられている公正価値ヘッジとキャッシュフロー・ヘッジおよび外貨ヘッジである。ここでは、この3つのヘッジ会計の方法を検討する。まず、SFAS133号におけるヘッジの有効性を考察する。

#### 1. ヘッジの有効性

デリバティブがヘッジ手段として、ヘッジ会計の要件を満たすために、

---

<sup>94</sup> 荻原正佳(2000),前掲書 p.9

識別されないといけないので、SFAS133号の重要な要素は、明示的にデリバティブのヘッジ有効性を評価する必要があることである。経営者は、リスク管理戦略を文書化し、ヘッジされているリスクを識別し、ヘッジ手段を指定するとき、ヘッジ手段の有効性に対処する必要がある<sup>95</sup>。

有効性とは、ヘッジリスクの公正価値またはキャッシュフローの変動を相殺するデリバティブの能力をいう。基本的な考え方は、次のとおりである（SFAS133,par.20）。

- ① 経営者はヘッジ期間の開始時またはその期間中に、相殺する上でヘッジが高度に有効であることを予想する。
- ② 稼得利益が報告されるときは常に、または、少なくとも四半期に、有効性が測定され、評価される。
- ③ 相殺する上で「高度に有効」とは、SFAS80号の「高度の相関」に類似していることが意図されている。この「高度に有効」の具体的な判断基準は、ヘッジ手段の公正価値変動額とヘッジ対象の公正価値またはキャッシュフロー変動額との比率がおおむね80%から125%範囲内にあれば高い有効性があると認める。

ヘッジの有効性が会計処理で説明される場合、以下の設例3-1の示すようになる。

#### 設例 3-1<sup>96</sup> ヘッジの有効性

A社は100,000ブッシェルの大豆の在庫を抱えている。これは地場で3ヶ月以内に販売するつもりである。地場での大豆の時価は1ブッシェルあたり5.50ドルである。この在庫の最終的な売上高を守り、価格下落に備えるために、A社は100,000ブッシェルを1ブッシェルあたり5.60

---

<sup>95</sup> Ronald J. James A. Susan S (2002), Advanced Financial Accounting, p.11-6

<sup>96</sup> Ronald J. James A. Susan S (2002),前掲訳書 p.11-7

ドルで、3ヶ月以内に売却するという公正価値ヘッジのデリバティブ取引（先物取引）を行った。このデリバティブ契約を行うときに経営者はデリバティブの標準市場における価格が、通常、A社の地場市場の価格変動と90%一致することを証明している。このヘッジは完全ではないが高度に有効であり、このデリバティブはヘッジ会計の条件を満たしている。45日後に、決算日が到来し、地場市場の価格は0.2ドル下がって、5.3ドルになった。そして、先物取引は0.17ドル下がって、5.43ドルになった。それにより、大豆の在庫の地場市場価額は20,000ドル下がった。その反対に、デリバティブは17,000ドル価値が増加した。このデリバティブでは、将来の価格が上昇すれば損失が発生し、価格が下がれば利益が生じる。

要するに、この設例では、ヘッジ取引開始時点で経営者はヘッジ手段の価格がヘッジ対象の価格変動と90%一致することを証明しているの  
で、前述した「①経営者はヘッジ期間の開始時またはその期間中に、相殺する上でヘッジが高度に有効であることを予想する」の条件を満たしている。また、決算日時点で、ヘッジ手段の変動額17,000ドルをヘッジ対象の変動額20,000ドルで割って、ヘッジの有効性測定値85%を計算し、前述した「②稼得利益が報告されるときは常に、または、少なくとも四半期に、有効性が測定され、評価される」と「③80%から125%の範囲内にあれば高い有効性があると認める高度に有効」の条件を満たしているの  
ので、ヘッジ効果が継続性していると評価される。

## 2. 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジ（Fair Value Hedges）とは、認識された資産または負債もしくは認識されていない確定約定（firm commitment<sup>97</sup>）について、

---

<sup>97</sup> 確定約定とは、資産または負債の特徴を有し、かつ次の条件を満たす

その特定のリスクに起因する公正価値変動のエクスポージャーに対するヘッジをいう。公正価値ヘッジの場合には、公正価値ヘッジ手段として指定されかつ適確なデリバティブによる利得・損失は次のように会計処理しなければならない(SFAS133,par.22)。

- ①ヘッジ手段による利得また損失は当期稼得利益中で認識される。
- ②ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象による利得また損失は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正するとともに当期稼得利益中で認識される。
- ③公正価値の変動がその他の包括利益に報告されるようなヘッジ対象項目(例えば、売却可能有価証券)が、公正価値で測定されている場合には、ヘッジ対象項目の帳簿価格の修正はヘッジ手段による利得また損失を相殺するために、その他の包括利益中ではなく稼得利益中で認識される。

公正価値ヘッジの会計処理を設例 3-2 を用いて例示する。

#### 設例 3-2<sup>98</sup> 公正価値ヘッジの会計処理①

10年期限の借入金 1,000,000 ドル(固定金利 6%; 利払日: 毎年年度末)に対する将来の利率低下による影響を相殺するために、金利スワップ 1,000,000 ドル(固定金利 6%受け取り; 変動金利 TIBOR+1%支払い)を締結した。決算日における変動金利は 3%、借入金の公正価値は 1,030,000 ドルであった(ヘッジの有効性は 100%とする)。

---

ものをいう。①価格、数量および時期が特定化されていること。②関連当事者以外の者との契約であって、双方の当事者を拘束し、通常法的に強制されるものであること。③契約の不履行を抑制する大きなインセンティブがあるため、その履行の可能性が高いこと(SFAS133,par.244)。

<sup>98</sup> Ronald J. James A. Susan S (2002),前掲訳書 p.11-7

決算日の会計処理：

①ヘッジ手段（金利スワップ）の時価評価

（借）デリバティブ資産 30,000      （貸）デリバティブ評価益 30,000

②ヘッジ対象（借入金）の時価評価。

（借）借入金評価損 30,000      （貸）借入金 30,000

③利息の支払い

（借）支払利息 60,000      （貸）現金預金 60,000

④借入金プレミアムの償却

（借）借入金 3,000      （貸）借入金消却 3,000

この設例では、ヘッジ手段である金利スワップに関しては、この会社が固定金利を受け取り、変動金利を支払う。利率が下がれば固定受取の現在価値が上昇し、スワップの価値が上昇する。この例では 30,000 ドル増加する。SFAS133 号によれば、ヘッジ手段による利得また損失は当期稼得利益中で認識されるので、30,000 ドルの利得は当期純利益に入れる。この設例では、ヘッジの非有効部分がないと仮定し、ヘッジ対象である借入金の帳簿価額も 30,000 ドル増加し、ヘッジ対象に係る損失 30,000 ドルが当期純利益に計上される。借入金の帳簿価額の増加額は負債に対するプレミアムとして処理され、償却されて当期純利益に算入される。これにより、定額法によれば、将来の利息費用が毎年 3,000 ドルずつ減少し、借入金に対する固定金利が現在の低い金利を超えるために生じる経済的損失を相殺する。

もしも、ヘッジ対象が未認識の確定約定であれば、ヘッジ手段であるデリバティブの損益を相殺するのに必要な再評価対象の資産または負債が存在しない。SFAS133 号は、確定約定の公正価値の増減を認識するために新たに資産または負債を創造し、相殺のための損失または利得を損

益計算書に含めている。

設例 3-3<sup>99</sup> 公正価値ヘッジの会計処理②

100,000 バレルの原油を 1 バレルあたり 20 ドルで売るという確定約定をヘッジするために、必要な原油の購入を約束するデリバティブ(先物取引)が行われた。決算日に確定約定の時価は 1 バレルあたり 20.15 ドルであった。また、先物取引の契約日における時価は 1 バレルあたり 16 ドルであり、決算日の時価は 1 バレルあたり 16.15 ドルであった。

会計処理：

決算日：

(借) 先物取引	15,000	(貸) 先物取引評価益	15,000
確定約定損失	15,000	確定約定負債	15,000

履行日：

(借) 原油仕入	1,615,000	(貸) 現金預金	1,600,000
		先物取引	15,000
現金預金	2,000,000	売上	2,000,000
確定約定負債	15,000	原油仕入	15,000

この設例では、ヘッジ手段である原油の先物価格が 1 バレルあたり 16 ドルから 0.15 ドル上がって 16.15 ドルになれば、デリバティブに 15,000 ドルの価値増加、すなわち利益が生じ、販売契約を履行するためのコストがそれだけ高くなり、損失となる。ヘッジ手段である先物取引が 15,000 ドル加算され同額が利得として純利益に含められる。同時に、ヘッジ対象である確定約定債務 15,000 ドルが認識され、同額の損失が当期純利益に含められる。

<sup>99</sup> Ronald J. James A. Susan S (2002), 前掲訳書 p.11-8

これらのヘッジは確定約定ではない単なる予定取引または予想取引と結びつく。SFAS133号では確定約定を認識するところまで到達したが、曖昧さが残る単なる予定取引に関して資産または負債を認識することに賛成ではなかった。そのために、FASBはすべてのデリバティブを公正価値で評価し、その他の包括利益を当期純損益計算の枠外で報告することを決定した。

したがって、以上の会計基準および設例によると、公正価値ヘッジについて、4つの基本的要素がある。1つは、ヘッジ対象が価格リスクにさらされていることである。2つは、ヘッジが高度に有効な場合、ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値変動を相殺しなければならないことである。3つは、ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値変動による差額は、稼得利益に計上されることである。4つは、ヘッジ対象のベースス（帳簿価額）が価値変動によって調整されることである。ヘッジが完全に有効な場合、ヘッジ手段の損益はヘッジ対象の公正価値変動によって完全に相殺される。その結果、当該期間の稼得利益に対する正味の影響は何ら存在しない。さらに、公正価値ヘッジの重要な考え方は、ヘッジリスクに起因するヘッジ対象の価値変動は、稼得利益に計上され、同様に稼得利益に計上されたヘッジ手段の価値変動によって相殺されることである<sup>100</sup>。

また、公正価値ヘッジには3つの特徴がある。1つ目の特徴は、ヘッジ会計が適用されない場合には取得原価を基礎に評価される項目がヘッジ対象の場合にも、公正価値ヘッジである場合には、公正価値で評価し評価損益が稼得利益に含まれることである。2つ目の特徴は、ヘッジ

---

<sup>100</sup> 古賀智敏・河崎照行訳(2000),前掲書 p.2



会計が適用されない場合であっても、公正価値で評価され、評価差額がその他の包括利益に含められる。ヘッジ対象について公正価値ヘッジが適用される場合には、ヘッジ対象の公正価値変動に基づく評価差額が稼得利益に含められることである。3つ目の特徴は、以上の会計処理でわかるように公正価値ヘッジの場合、ヘッジ手段のデリバティブの評価損益が資産または負債として計上されることがないことである。

### 3. キャッシュフロー・ヘッジ

キャッシュフロー・ヘッジ(Cash Flow Hedges)とは、認識されている資産・負債もしくは予定取引(forecasted transaction)<sup>101</sup>のキャッシュフローの変動性に対するエクスポージャーをヘッジすることをいう。キャッシュフロー・ヘッジの場合には、キャッシュ・フロー・ヘッジ手段として指定されかつ適格なデリバティブによる利得・損失は以下のように会計処理しなければならない(SFAS133,par.30)。

- ① キャッシュ・フロー・ヘッジ手段として指定されかつ適格なデリバティブによる利得または損失の有効部分は、その他の包括利益(稼得利益の外部)で報告し、非有効部分は稼得利益で報告しなければならない。ヘッジ対象の予定取引が損益に反映される期間に損益に再分類しなければならない。デリバティブによる残存する利得または損失がもしあれば、当期に稼得利益で認識しなければならない。
- ② その他の包括利益の累積額は、ヘッジされている予定取引が稼得利益に影響を与える同じ期間(予定売買取引が実際に発生した時点)に、稼得利益に再分類しなければならない。ヘッジ対象取引が資産

---

<sup>101</sup> 予定取引とは、確定約定ではなく、発生すると期待される取引。だ発生していない取引もしくは事象で、それが発生する時、優勢な市場価格で発生するために、予定取引は将来の便益に対する現在の権利もしくは将来の犠牲に対する現在の義務を実体に与えない(SFAS133,par.245)

の取得もしくは負債の負担をもたらす場合には、累積されたその他の包括利益の利得・損失は、取得した資産もしくは負担した負債が稼得利益に影響を与える同じ期間（例えば、減価償却費、支払利息、もしくは売上原価が認識される時点）に稼得利益に再分類しなければならない。

設例 3-3 の予定取引が確定約定ではなく、単なる予定取引の場合には、公正価値ヘッジではなく、キャッシュフロー・ヘッジの会計処理が行われる。キャッシュフロー・ヘッジの会計処理は、以下のように行われる。

決算日：

（借）先物取引 15,000 （貸）その他の包括利益 15,000

履行日：

（借）原油仕入	1,615,000	（貸）現金預金	1,600,000
		先物取引	15,000
現金預金	2,000,000	売上	2,000,000
その他の包括利益	15,000	原油仕入	15,000

要するに、同じデリバティブでも、公正価値ヘッジとキャッシュフロー・ヘッジでは会計処理が異なる。予定取引が確定約定ではなく、単なる予定の場合、デリバティブは、可能性としての予定売上高を満たすために必要な原油の予定購入をヘッジする。ヘッジ手段である先物取引に係る 15,000 ドルの利益が最初にその他の包括利益に計上される。原油は、その後 16.15 ドルで購入し、その後予定通り販売されている場合、ヘッジ手段に係る 15,000 ドルの利益は、販売された商品のコストを削減し、その他の包括利益から当期純利益に再分類される<sup>102</sup>。

したがって、以上の会計基準および設例によると、キャッシュフロー

<sup>102</sup> Ronald J. James A. Susan S(2002),前掲訳書 p.11-7

ー・ヘッジについても4つの要素がある。1つは、ヘッジ対象はキャッシュフローの変動可能性を伴う予定取引または貸借対照表項目であること。2つは、有効損益はその他の包括利益に計上されること。3つは、稼得利益の認識はヘッジ対象取引と対応していること。4つは、非有効損益は稼得利益に計上されることである。非有効損益にはオーバーヘッジとアンダーヘッジ<sup>103</sup>という2つの場合がある。オーバーヘッジの場合について、オーバーヘッジの差額は、稼得利益に計上される。逆に、アンダーヘッジの場合について、デリバティブの損益は、すべてその他の包括利益で計上される<sup>104</sup>。基本的な考え方を一言で言えば、キャッシュフローの影響を計上するため、その他の包括利益を利用することである<sup>105</sup>。

キャッシュフロー・ヘッジの特徴も3つがある。1つ目の特徴は、本来デリバティブの評価損益は稼得利益に含めるべきであるにもかかわらず、稼得利益計算には含めず、その他の包括利益に含めること。2つ目の特徴は、ヘッジ対象のキャッシュフローの変動が稼得利益に影響を及ぶ会計期間に、ヘッジ手段の評価損益から生じたその他の包括利益累計額を当期稼得利益に戻し入れて、ヘッジ対象の影響キャッシュフロー変動の影響と相殺すること。3つ目の特徴は、キャッシュフロー・ヘッジの場合にも、ヘッジ手段の公正価値評価差額が資産または負債として計上されないことである。

---

<sup>103</sup> ヘッジ手段の損益がヘッジ対象の損益より大きいとき、オーバーヘッジと呼ばれる。逆に、ヘッジ手段の損益がヘッジ対象の損益より小さいとき、アンダーヘッジと呼ばれる。

<sup>104</sup> 柴田寛幸(2001),金融商品会計と包括利益：アメリカ財務会計基準書を中心として,p.17

<sup>105</sup> 古賀智敏・河崎照行訳,前掲書 p.29

#### 4. 外貨ヘッジ

ヘッジ会計の方法には、公正価値ヘッジとキャッシュフロー・ヘッジの他に、外貨ヘッジがある。外貨建金銭債権債務などの項目は直物為替相場の変動で自動的に再換算され、同時に取引の修正が損益を通じて行われるから、最初から SFAS133 号のヘッジ規定の適用除外となる。しかし、多くの会社が外貨建項目に影響する他のリスク、例えば、直物為替相場の変動では測定されない利率変動リスクのようなリスクをヘッジするのにデリバティブを使用したいと願った。SFAS133 号でヘッジ手段として非デリバティブの使用を禁止した一般的な禁止規定の例外として、確定約定と外国事業への純投資のヘッジ手段にはデリバティブとデリバティブでない金融商品を使うことを認めた。しかしながら、外貨表示資産負債のヘッジ手段として指定できるのはデリバティブだけである。

外貨ヘッジは、①未認識確定約定の外貨エクスポージャーのヘッジ（外貨公正価値ヘッジ）、②売却可能証券の外貨エクスポージャーのヘッジ（外貨公正価値ヘッジ）、③予定取引の外貨エクスポージャーのヘッジ（外貨キャッシュフロー・ヘッジ）、④外国事業への純投資の外貨エクスポージャーのヘッジに分類される。外貨のヘッジ手段として指定されかつ適格なデリバティブまた非デリバティブによる利得・損失は、次のように会計処理しなければならない(SFAS133,par.36)。

- ①外貨建確定約定のヘッジでは、ヘッジ手段であるデリバティブによる利得または損失と相殺されるべきヘッジ対象の損失または利得は、同じ会計時期中に当期稼得利益で認識しなければならない。
- ②売却可能有価証券のヘッジにおけるヘッジ手段であるデリバティブによる利得または損失と相殺すべきヘッジ対象としての売却可能証券に生じる損失または利得は、同じ会計時期中に当期稼得利益

で認識しなければならない。

- ③ 予定外貨建取引のヘッジにおけるヘッジ手段であるデリバティブによる利得または損失の有効部分は、その他の包括利益の構成として報告し、ヘッジ対象の予定取引が損益に反映される期間中に稼得利益に再分類する。ヘッジ手段による残存利得または損失は当期稼得利益で認識しなければならない。
- ④ 外国事業への純投資のヘッジ手段であるデリバティブまたは非デリバティブによる利得または損失はヘッジとして有効な範囲で換算調整累積額の一部として、その他の包括利益で計上しなければならない。

外貨ヘッジの会計処理を設例 3-4 を用いて説明する。

#### 設例 3-4<sup>106</sup>

前提条件：SFAS115 号で売却可能有価証券に分類される円建債券に対する投資をヘッジするために、外貨先物売渡契約を行ったと仮定する。先物取引は売却可能有価証券から生じる円収入のドル換算額を固定する。ドルが弱くなるにつれて円が強くなり、外貨売渡契約の価額は下がっていき、先物売渡契約債務が増加するにつれて、25,000 ドルの取引損失が生じる。円レートの上昇につれて、先物取引の損失と同額の円建て債券の価額が上昇すると仮定する。

この設例 3-4 では、ヘッジ手段としての先物取引の 25,000 ドルの損失と、ヘッジ対象売却可能有価証券の価額上昇利益 25,000 ドルはともに当期純損益に含まれる。もしも売却可能有価証券の公正価値が為替レート以外の要因によって影響され、例えば、35,000 ドルの利益となったなら、そのうちの為替レート変動部分を除く 10,000 ドルは SFAS115

---

<sup>106</sup> Ronald J. James A. Susan S(2002),前掲訳書 p.11-9

号に従い、その他の包括利益に含められる。

#### 設例 3-5<sup>107</sup>

前提条件：アメリカの会社が海外事業に対する純投資をヘッジする目的で、デリバティブ外のヘッジ手段として、外貨建債券を発行したとする。ダイレクトレートが下落して、ドルが強くなり外貨建て債務に取引利得が生じた。同時に、SFAS52号の現在レート換算法に従って、外国事業の純資産が減少し、換算損失が生じる。さらに、換算損失が25百万ドルで、外貨建て債務の価値は35百万ドルの利得は25百万ドルの換算利得と外国における信用状態の変動による利得からなる。

したがって、この設例 3-5 は、SFAS133号によれば、次のように報告される。

- ①外国事業に対する純投資の換算損失 25 百万ドルは、換算の現在レート換算法によりその他の包括利益から差し引く。
- ②外貨建て債務の取引利得 25 百万ドルは、その他の包括利益に加える。
- ③ヘッジされているリスクを超える外貨建て債務の利得 10 百万ドルは、当期純利益に含める。

## 第 2 節 IASB におけるヘッジ会計方法

IAS 第 39 号「金融商品—認識及び測定」は、1999 年 3 月に国際会計基準委員会（IASB）より公表された。何回かの修正が加えられ、2009 年 1 月 1 日の改訂後に IAS39 号が公表されて、今でも現行の基準として使われている。SFAS133 号と同様に、IAS39 号において設けられているヘッジ会計方法は、公正価値ヘッジおよびキャッシュフロー・ヘッジな

---

<sup>107</sup> Ronald J. James A. Susan S(2002),前掲訳書 p.11-9

らびに外国事業純投資のヘッジである。まず、IAS39号におけるヘッジの有効性を考察する。

## 1. ヘッジ会計の有効性

ヘッジ会計は、ヘッジ手段とヘッジ対象の公正価値の変動が純損益に与える相殺的な影響を認識する（IAS39,par.85）。ヘッジ関係は、次の条件のすべてが満たされた場合においてのみ、ヘッジ会計の要件を満たす。

- ①ヘッジ開始時において、ヘッジ関係並びにヘッジの実施についての企業のリスク管理目的及び戦略の公式な指定及び文書があること。その文書は、ヘッジ手段の特定、ヘッジの対象となる項目または取引、ヘッジされるリスクの性質、及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュフローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の有効性について、企業がどのように評価するかを含んでいなければならない。
- ②ヘッジが、その特定のヘッジ関係について当初に文書化されたリスク管理戦略に沿って、ヘッジされたリスクに起因する公正価値またはキャッシュフローの変動を相殺するに際し、きわめて有効であると見込まれること。
- ③キャッシュフロー・ヘッジについては、ヘッジの対象である予定取引は、実行の可能性が非常に高く、かつ最終的に純損益に影響するキャッシュフローの変動可能性に対するエクスポージャーを表すものでなければならない。
- ④ヘッジの有効性が信頼性をもって測定できること。すなわち、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュフロー及びヘッジ手段の公正価値が、信頼性をもって測定できる

こと。

⑤ヘッジが継続的に評価され、指定されていた財務報告期間を通じて、実際に極めて有効であったと判断されていること（IAS39,par.88）。

ヘッジ関係には公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ及び純投資のヘッジがある。また、確定約定の為替リスクのヘッジは、公正価値ヘッジとして会計処理しても、キャッシュフロー・ヘッジとして会計処理してもよい（IAS39,par.87）。

## 2. 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとは、認識されている資産もしくは負債または認識されていない確定約定、あるいはそのような資産もしくは負債または認識されていない確定約定の特定された一部の、公正価値の変動に対するエクスポージャーのうち、特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響しうるもののヘッジである（IAS39,par.86）。

公正価値ヘッジが前述の①から⑤までの要件を満たしている場合にだけ、次のように会計処理しなければならない。

①ヘッジ手段を公正価値（デリバティブであるヘッジ手段の場合）またはIAS21号に従って測定された帳簿価額の外貨部分（デリバティブ以外のヘッジ手段の場合）で再測定することによる利得または損失は、純損益に認識しなければならない。

②ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得または損失は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正して、純損益に認識しなければならない。これは、そうでなければヘッジ対象が取得原価で測定される場合に適用される。ヘッジされたリスクに起因する利得または損失の純損益への認識は、ヘッジ対象が売却可能金融資産である場合に適用される（IAS39,par.89）。



また、次の場合には、企業はヘッジ会計を将来に向かって中止しなければならない（IAS39,par.91）。

- ①ヘッジ手段が失効、売却、終結または行使された場合
- ②ヘッジ要件をもはや満たさない場合
- ③企業が指定を取り消した場合

### 3. キャッシュフロー・ヘッジ

キャッシュフロー・ヘッジとは、キャッシュフローの変動可能性に対するエクスポージャーのうち、認識されている資産または負債に関連する特定のリスク（例えば、変動利付債券に係る将来の金利支払の全部または一部）または可能性の非常に高い予定取引に起因し、かつ、純損益に影響しうるものに対するヘッジである（IAS39,par.86）。

キャッシュフロー・ヘッジも公正価値ヘッジと同様に、同じ要件を満たしている場合にだけ、次のように会計処理しなければならない。

- ①ヘッジ手段に係る利得または損失のうち有効なヘッジと判定される部分はその他の包括利益に認識しなければならない。
- ②ヘッジ手段に係る利得または損失のうちの非有効部分は、純損益に認識しなければならない（IAS39,par.95）。

また、公正価値ヘッジと同様に、次の場合には、企業はヘッジ会計を将来に向かって中止しなければならない（IAS39,par.101）。

- ①ヘッジ手段が失効、売却、終結または行使された場合
- ②ヘッジ要件をもはや満たさない場合
- ③予定取引の発生がもはや見込まれない場合
- ④企業が指定を取り消した場合

### 4. 純投資のヘッジ

純投資のヘッジとは、在外営業活動体に対する正味投資額のヘッジを

いう。IAS21号で定義されているように、「在外営業活動体とは、その活動が、報告企業と異なる国または通貨に基盤を置いているかまたは行われている、報告企業の子会社、関連会社、ジョイント・ベンチャーまたは支店をいう。在外営業活動体に対する正味投資額とは、当該営業活動体の純資産に占める報告企業の持分の額をいう。」

在外営業活動体に対する純投資のヘッジは、キャッシュフロー・ヘッジと同様に会計処理しなければならない。

①ヘッジ手段に係る利得または損失のうち有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益に認識しなければならない。

②非有効部分は純損益に認識しなければならない（IAS39,par.102）。

また、その他の包括利益に認識されている、ヘッジの有効部分に関連するヘッジ手段に係る利得または損失は、在外営業活動体の処分または部分的な処分の時に、IAS21号に従って、組替調整額として資本から純損益に振り替えなければならない（IAS1号参照）。

## 5. FASB 基準との違い

IASBにおけるヘッジ会計の方法はFASB基準とほぼ同様であるが、次の2点で大きく異なる<sup>108</sup>。1つは確定約定の取扱いに関してである。IASB基準は、FASB基準のように確定約定を公正価値ヘッジの対象とす

---

<sup>108</sup> FASB基準とIASB基準の詳細な比較については下記文献を参照された。

Porter, Thomas L., and Robert M. Traficanti, Comparative Analysis of IAS32 (1998), Financial Instruments: Disclosure and Presentation, and IAS39 (1998), Financial Instruments: Recognition and Measurement, and Related U.S. GAAP., in Carrie Bloomer (ed.), The IASC-U.S. Comparison Project: A Report on the Similarities and Differences between IASC Standards and U.S. GAAP., Second Edition (FASB, 1999).  
Pacter, Paul, Side by Side, Accountancy International (June 1999), pp.74-76.

田中建二(2000),ヘッジ会計の比較分析,pp.79~80

ると確定契約を認識することになるため、このような処理を認めず、むしろ予定取引と同様にキャッシュフロー・ヘッジの対象として扱うこととしている。

FASB 基準は、SFAS52 号では、確定約定がヘッジ対象として取扱われるが、SFAS80 号では、確定約定以外の一定の条件に満たす予定取引もヘッジ対象に含まれている。確定約定と予定取引を明確に区分し、確定約定を公正価値ヘッジの対象として、予定取引をキャッシュフロー・ヘッジの対象として捉えて、別個のヘッジ会計処理を定めている。公正価値ヘッジの対象とされる未履行の確定契約は、ヘッジされるリスクに起因する公正価値の変動分だけ部分的に認識されることになる。しかし、ヘッジ対象となる確定契約のみが認識され、ヘッジ対象にならない確定契約は認識されないのは整合性を欠くとの批判がある。これに対して、IASB 基準は、未履行契約は認識しないという原則を守るために、確定約定を予定取引と同様にキャッシュフロー・ヘッジの対象としている。すなわち、FASB 基準が公正価値ヘッジとキャッシュフロー・ヘッジの区別を優先させるのに対して、IASB 基準が未履行契約は認識しないという原則を優先させている。

もう 1 つの大きな違いは、資産の購入契約等の予定取引について、キャッシュフロー・ヘッジにより繰り延べられたデリバティブの損益を取得された資産または負債の取得価額に反映させる簿価修正方式（basis adjustment）を適用するかどうかという点である。IASB 基準では、予定取引が実行されたときに、資本の部に認識された関連する利得または損失を資本から振り替え、対象資産または負債の取得原価に加減する簿価修正方式で処理することを規定している（IAS39,par.160）。IASB 基準が簿価修正方式を採用するのに対して、FASB 基準は、この方式を認

めず、資産または負債が取得されたときにデリバティブの損益を株主持分に残し、資産または負債が損益に影響を及ぼすのと同じ会計期間に損益に振り替える方式を採用している<sup>109</sup>。たとえば、減価償却費、利息収益・費用、または売上原価の認識される期間にデリバティブの繰り延べられた損益が振り替えられる。FASB 基準は、簿価修正方式を採用しなかった理由として、当初認識時の公正価値で測定できないことや期間的な包括利益の報告を歪めてしまうことなどをあげている。簿価修正方式は、実際に支出した金額を資産の取得原価とする支払対価主義の考え方に基づいているといえよう。これに対して FASB 基準の方式は、取引時点の公正価値を資産の取得原価とする公正価値説に基礎をおいているといえよう。したがって、IASB 基準と FASB 基準は損益に及ぼす影響は同じであるが、貸借対照表上での表示が異なる。

ASBJ 基準の場合は、日本公認会計協会の実務指針の 170 項によれば、「ヘッジ対象とされた予定取引が、棚卸資産や有形固定資産などの資産の購入である場合には、繰延ヘッジ損益はこれらの資産の取得価額に加減し、当該資産の取得価額が費用計上される期の損益に反映させる」として、簿価修正方式が採られている。

### 第 3 節 IFRS 第 9 号の一般ヘッジ会計の主な変更

2014 年 7 月に、IASB は IFRS 第 9 号「金融商品」の最終版（以下、IFRS9 号）を公表した。IFRS9 号を公表したことによって、金融商品プロジェクトが統合され、一般ヘッジの会計基準も最終化された。次に、IFRS9 号の一般ヘッジ会計の主な変更について概観する。

IFRS9 号のヘッジ会計は、IAS39 号における公正価値ヘッジ、キャッ

---

<sup>109</sup> 田中建二(2000),ヘッジ会計の比較分析,p.80

シュフロー・ヘッジ、純投資ヘッジの3種類のヘッジ会計モデルを引き続き踏襲している。また、企業が行うヘッジ活動に対して、会計上、ヘッジ会計を適用するためには、ヘッジ手段、ヘッジ対象がそれぞれ基準の要請に適合であること、および有効性の要件を満たしていること、さらにそのうえで、必要な文書化を行っていることが要求されており、この点も IAS39 号から変更はない<sup>110</sup>。

しかし、IAS39 号では、ヘッジ会計の「例外的な会計処理」としての位置付けを強調しすぎたあまり、ヘッジ手段やヘッジ対象の適合性その他について詳細な条件を設け、その結果として、企業が行うヘッジ活動の実態が適切に財務諸表に反映できていないとの批判があった<sup>111</sup>。今回のヘッジ会計の改訂は、この批判への対処を図るものであり、企業のリスク管理活動がもたらすヘッジ活動の効果を、財務諸表に適切に反映させることを目指している。そのため、IFRS9 号と IAS39 号を比較してヘッジ会計について主な変更点をまとめると、図表 3-1 のように示すことができる。

図表 3-1 IFRS9 号の一般ヘッジ会計の主な変更

主な変更	IAS39 号	IFRS9 号
1.ヘッジ目的	特に規定なし	純損益に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を用いる企業のリ

<sup>110</sup> 植木恵(2012), IFRS 基礎講座：一般ヘッジに関するレビュー・ドラフト, p.2

<sup>111</sup> 植木恵(2012),前掲書 p.2

		<p>スク管理行動の影響を、財務諸表において表現すること</p>
<p>2.ヘッジ手段</p>	<p>非デリバティブ商品（現金商品）はヘッジ手段として不適格</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損益を通じて公正価値で測定されるもの（FVPL）で測定されている非デリバティブ商品（現金商品）はヘッジ手段として適格。</li> <li>・ 公正価値オプション（FVO）を選択したのもヘッジ手段として適格。ただし、FVOを適用したときに信用リスクの変動がOCIで認識される金融負債は、ヘッジ手段として不適格。</li> </ul>
<p>3.ヘッジ対象：</p> <p>(1) 適格要件</p> <p>(2)リスク要素の指定</p> <p>(3)階層要素の指定</p>	<p>(1) デリバティブはヘッジ対象として不適格</p> <p>(2)金融商品リスク要素はヘッジ対象適格；非金融商品リスク要素（外貨リスク除き）ヘッジ対象不適格</p> <p>(3)① 予定取引の場合は</p>	<p>(1) デリバティブもヘッジ対象として適格。</p> <p>(2) 金融商品、非金融商品に係らず；契約上明示されている・いないに係らず</p> <p>(3)①階層部分もヘッジ適格：予定取引・確定約定に係らず</p>

	階層部分もヘッジ適格。 しかし、確定約定は不可。②期日前償還オプションの付いた契約が入っている階層は、オプションの公正価値がヘッジされたリスクの影響を受ける時は、公正価値ヘッジのヘッジ対象として適格でない。	②同左
4.ヘッジ会計の有効性要件	① 80-125%ルール ② 事前判定と事後判定	① 目的ベースの判定基準（偶然ではない相殺をもたらす；有効性判定の目的に合致） ② 事前判定のみ
5.ヘッジ会計処理：公正価値ヘッジ	①ヘッジ手段の利得・損失は P/L で処理する ②ヘッジ対象の利得・損失は P/L で処理する	①同左 ②ヘッジ対象が FVOCI 指定の資本性金融商品の時は、利得・損失は P/L ではなく OCI で処理する

出典：FASB, RD 解説により筆者が作成した。

#### 1. ヘッジ会計の目的

ヘッジ会計の目的について、IAS39号では特に規定されていないのに対して、IFRS9号では、ヘッジ会計の目的は、純損益に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために

金融商品を用いる企業のリスク管理行動の影響を、財務諸表において表現することである（IFRS9,6.1.1項）。

そして、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの（以下、FVOCI）を選択した資本性金融商品に対する投資を考慮して、その他の包括利益（以下、OCI）に影響を与えるものをヘッジ会計の目的に追加した。FVOCIを選択した資本性金融商品に対する投資では、公正価値変動はOCIで処理され、売却等があっても純損益に組み替えられない<sup>112</sup>。

ヘッジ会計の目的は、企業のリスク管理活動に焦点を当てた原則主義のアプローチの一般的な表現を反映していると考えている。さらに、この目的は、財政状態計算書及び包括利益計算書にも焦点を当て、それによりリスク管理活動に関連した個々の資産及び負債がそれらの計算書に与える影響を反映している。これは、企業はヘッジ会計を適用するヘッジ手段の目的及び効果についての有用な情報を提供すべきであるというIASBの意図を反映したものである（IFRS9,BC6.6項）。

## 2. ヘッジ手段の適格要件

IAS39号では、非デリバティブ商品はヘッジ手段として不適格であることに対して、IFRS9号におけるヘッジ手段はデリバティブと非デリバティブに区別している。デリバティブの場合は、IAS39号と同一であるが、非デリバティブ、すなわち現金商品の場合は、損益を通じて公正価値で測定されるもの（以下、FVPL）であれば適格である。ただし、公正価値オプション（以下、FVO）を選択した金融負債で、信用リスクに関わる公正価値変動がOCIで認識されるものは不適格である（IFRS9,6.2.2項）。そして、為替リスクのヘッジについては、FVOCI指定されない限り（すなわち、FVPL又は償却原価で測定されている場合）

---

<sup>112</sup> IFRS9号, BC6.16-BC6.27項



為替リスク要素は適格である（IFRS9,6.2.4項）。また、為替リスクのヘッジに関しては、IAS21号に従って定める非デリバティブ金融商品の為替リスク要素はヘッジ手段として適格である（IFRS9,B6.2.3項）。ただし、共通していることは、デリバティブも、非デリバティブも、外部の者と締結した金融商品のみが適格である（IFRS9,6.2.3項）。

### 3. ヘッジ対象

#### (1) 適格要件

IFRS9号におけるヘッジ対象の適格要件について、あるエクスポージャーとデリバティブからなる合成エクスポージャーは、ヘッジ対象として適格である。すなわち、デリバティブもヘッジ対象として適格であることを示した。IAS39号では、デリバティブはヘッジ手段としてのみ指定することができ、ヘッジ対象としては指定できないとしていた。唯一の例外として、IAS39号の適用指針のAG94項で、買建オプションをヘッジ対象として指定することを認めていた。実務上、これがデリバティブをヘッジ対象として適格とすることを一般的に妨げてきた。同様に、エクスポージャーとデリバティブの組合せであるポジション（合計されたエクスポージャー）は、ヘッジ対象として適格とはならなかった（IFRS9,BC6.65項）。

しかし、IASBは、企業は、例えば、金利リスクと為替リスクの両方を生じる取引を行うことを経済的に要求される場合があることに留意した。これら2つのエクスポージャーを同時に期間全体について一緒に管理することもできるが、当審議会は、企業が金利リスクと為替リスクについて異なるリスク管理戦略を使用する機会が多いことに留意した（IFRS9,BC6.67項）。

例えば、外貨建の10年の固定金利債務について、企業が当該負債性

金融商品の期間全体の為替リスクをヘッジするが、その機能通貨における固定金利エクスポージャーを短期又は中期（例えば、2年）のみとし、満期までの残り期間については機能通貨における変動金利エクスポージャーとする必要があるかもしれない。2年ごとの期末に（すなわち、2年ごとの更新で）、企業は次の2年間の金利エクスポージャーを固定する（金利が、企業が固定したいと考える水準である場合）。こうした状況では、企業が10年の固定から変動への金利通貨スワップを締結して、固定金利の外貨建債務を変動金利の機能通貨建債務と交換するのが一般的である。これに2年の金利スワップ（機能通貨ベースで、変動金利債務を固定金利債務にスワップする）が重ねられている。実質上、固定金利の外貨建債務と10年の固定から変動への金利通貨スワップの組合せは、リスク管理目的上は、機能通貨建の10年の変動金利債務の外貨エクスポージャーと見られる（IFRS9,BC6.67項）。

したがって、IASBは、合計されたエクスポージャーが、デリバティブの性格を有する金融商品を含めることによって作り出されているという事実は、それ自体では、その合計されたエクスポージャーのヘッジ対象として指定できると結論を下した。また、合成エクスポージャーのデリバティブは資産・負債として公正価値で測定する（IFRS9,BC6.68項）。

## (2) リスク要素の指定

構成要素とは、項目の全体よりも小さいヘッジ対象である。したがって、構成要素は、それが一部を構成している項目のリスクの一部のみを反映するか、またはリスクを一定程度だけ反映する（例えば、ある項目の一定割合を指定した場合）（IFRS9,B6.3.7項）。

RD解説によれば、IFRS9号における非金融商品に対してもリスク構成要素のヘッジ指定が、一定要件を満たす場合、可能となった。すなわ

ち、金融商品・非金融商品の区別なく、識別可能かつ測定可能なリスクであれば、ヘッジ対象に指定できることとなった。IAS39号においては、非金融商品の場合、構成要素の一部を対象としてヘッジ指定できるのは、為替リスクに限定されていたが、IFRS9号ではこの制限が廃止されている。

### (3) 階層要素の指定

ヘッジ関係におけるヘッジ対象として指定できる名目金額の構成要素には、2つの種類がある。「比例要素」と「階層要素」である。どちらのタイプかで会計処理結果は異なる。その選択はリスク管理目的に整合していなければならない（IFRS9,B6.3.16項）。

比例要素の例は、貸付金の契約上のキャッシュフローの50%である。階層要素は、定義されているがオープンなポートから指定する場合と、定義された名目金額から指定する場合がある。例として次のものがある（IFRS9,B6.3.18項）。

- ① 貨幣取引額の一部。例えば、201X年3月の売上キャッシュフローのうち、最初のCU20の次の外貨建てFC10<sup>113</sup>。
- ② 物理量の一部。例えば、XYC地区に貯蔵された天然ガスのうち5百万立方メートル。
- ③ 物理量又はその他取引量の一部。例えば、201X年6月の石油購入量のうちの最初の100バレル、又は、201X年6月の電気売上高のうちの最初の100MWh。
- ④ ヘッジ対象の名目金額のなかのある階層。例えば、CU100百万の確定約定のうちの最後のCU80百万。CU100百万の固定金利証券のうちの下層のCU20百万、又は公正価値で期限前償還可能なCU100

---

<sup>113</sup> 貨幣金額は「通貨単位（CU）」と「外貨金額（FC）」で表示している。

百万の固定金利負債のうちの上層の CU30 百万（定義された名目金額は CU100 百万）。

IAS39 号において、比例部分については予定取引、確定約定とも認めているが、階層部分は予定取引についてしか認めていない。これに対して、IFRS9 号では、予定取引・確定約定に係らず、階層部分もヘッジ適格であるが、以下のような制限が設けられている。

①階層要素を公正価値ヘッジにおいて指定する場合には、企業は定義された名目金額の中から階層要素を特定しなければならない（IFRS9,B6.3.19 項）。

②期限前償還オプションを含んだ契約の階層部分は、期限前償還オプションの公正価値がヘッジされるリスクの変動の影響を受ける場合には、公正価値ヘッジのヘッジ対象としての指定に適格でない。ただし、指定された階層が、ヘッジ対象の公正価値の変動を算定する際の関連する期限前償還オプションの影響を含んでいる場合を除く（IFRS9,B6.3.20 項）。

#### 4. ヘッジ会計の有効性要件

ヘッジ有効性とは、ヘッジ手段の公正価値又はキャッシュフローの変動が、ヘッジ対象の公正価値又はキャッシュフローの変動（例えば、ヘッジ対象がリスク要素である場合には、ある項目の公正価値又はキャッシュフローについての関連する変動は、ヘッジされているリスクに起因する変動である）をどの程度相殺しているかである。ヘッジ非有効部分とは、ヘッジ手段の公正価値又はキャッシュフローの変動がヘッジ対象よりもどの程度大きいのか又は小さいかである（IFRS9,B6.4.1 項）。

ヘッジを開始するとき、及び継続的に、ヘッジ期間を通してヘッジ関係に影響を及ぼすヘッジの非有効性の発生原因を分析する必要がある。

この分析は、企業がヘッジの有効性要件の充足を評価するベースとなる（IFRS9,B6.4.2 項）。

IAS39 号に従ってヘッジ会計に適格となるためには、ヘッジはきわめて有効でなければならなかった（予想及び過去の両方について）。したがって、企業は各ヘッジ関係について 2 つの有効性判定を行わなければならなかった。事前の判定は、ヘッジ関係が将来において有効であるという予想を裏付けるものであった。事後の判定は、ヘッジ関係が当報告期間において有効であったことを判断するものであった。事後の有効性判定はすべて、定量的な方法で行うことが要求されていた。しかし、IAS 第 39 号は、ヘッジ有効性の判定について特定の方法を明示していなかった（IFRS9,BC6.137 項）。

「きわめて有効」という用語は、ヘッジ関係が相殺をどの程度達成したのかを指していた。ヘッジ手段の公正価値又はキャッシュフローの変動とヘッジ期間中のヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュフローの変動との間の相殺である。IAS39 号は、相殺が 80% から 125% の範囲にある場合にヘッジをきわめて有効とみなしていた（しばしば「明確な境界線」テストの通称で呼ばれていた）（IFRS9,BC6.138 項）。

ただし、この「80-125%」の「明確な境界線」は、恣意的で、煩雑であり適用が困難で、ヘッジ会計とリスク管理とが切断されていた。したがって、IFRS9 号では、この規定を削除して、以下のように変更された<sup>114</sup>。

- ①ヘッジ対象とヘッジ手段の経済的な関係が相殺をもたらすものであること。

---

<sup>114</sup> 植木恵(2012),前掲書 p.7

②ヘッジ対象とヘッジ手段に内在する信用リスクが、経済的関係の相殺に対する効果を減殺するほど重要ではないこと。

③ヘッジ手段とヘッジ対象との関係性を示すヘッジ比率が、企業が実際にヘッジ取引を行っているヘッジ手段・ヘッジ対象の数量を反映するものであり、そして、ヘッジ会計を利用してヘッジの非有効部分が意図的に生じるようにヘッジ対象とヘッジ手段を不均衡にウエイト付けするようなものではないこと。

また、IAS39号における有効性の判定は、事前（将来に向かって）も事後（遡及的に）も行うことに対して、IFRS9号における有効性の判定は、事前のみとなる。

#### 5. ヘッジ会計処理

IFRS9号において、ヘッジ期間中の会計処理については、IAS39号から大きな変更は行われていない。キャッシュフロー・ヘッジと純投資ヘッジの処理方法はほぼ同一であるが、公正価値ヘッジについて、以下のように変更された。

①ヘッジ手段に係る利得または損失は、純損益（FVOCI 指定の資本性金融商品の場合は OCI）に認識しなければならないこと。

②ヘッジ対象に係る利得または損失は、ヘッジ対象の帳簿価額を調整するとともに、純損益（FVOCI 指定の資本性金融商品の場合は OCI）に認識しなければならないこと。

③ヘッジ対象が償却原価で測定する金融商品である場合には、償却して純損益に計上しなければならないこと（IFRS9,6.5.10項）。

IFRS9号のヘッジ会計の要求事項は、非常に厳格であり、リスク管理方針を反映することができないと考えられることが多かった IAS39号

に対する批判に対応して導入された<sup>115</sup>。そして、①公正価値ヘッジ、②キャッシュフロー・ヘッジ、③純投資ヘッジの3種類のヘッジ会計が維持されている。しかし、ヘッジ会計が適格となる取引の種類に重要な変更が行われ、特に、非金融商品項目に対するヘッジ会計の適用範囲が拡大された<sup>116</sup>。また、有効性テストが見直され、経済的関係の原則に置き換わった。ヘッジの有効性の適及的な判定は、もはや要求されない。IFRS9号における新たな会計処理の要求事項の柔軟性は、企業のリスク管理活動に対する開示要求の拡大によりバランスがとられている。すなわち、ヘッジ会計の改良は、リスク管理のより密接な反映である<sup>117</sup>。また、IFRS9号のヘッジ会計について、以上の大きな変更以外は、先渡契約及びデリバティブ・オプションがヘッジ会計の関係にある場合の会計処理方法等の変更もある。これらの変更は、IAS39号と比較して純損益の変動性を低減するため、一定の企業にとっては魅力的なものとなるであろう<sup>118</sup>。これらの変更は、本研究では、検討されない。なお、マクロヘッジ会計のプロジェクトが完成するまでの間、IAS39号におけるマクロヘッジ会計の現状、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジを継続して適用することを選択することも認められている。

#### 第4節 ASBJにおけるヘッジ会計方法

FASBにおける公正価値ヘッジとキャッシュフロー・ヘッジに対して、ASBJにおけるヘッジ会計の方法は、大きく、繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ会計の2つに分けられる。繰延ヘッジ会計では、ヘッジ手段の損益

---

<sup>115</sup> トーマツ IFRS センター(2014),ヘッジ会計の改良：リスク管理のより密接な反映,p.17

<sup>116</sup> トーマツ IFRS センター(2014),前掲書 p.17

<sup>117</sup> トーマツ IFRS センター(2014),前掲書 p.17

<sup>118</sup> トーマツ IFRS センター(2014),前掲書 p.17

はヘッジ対象にかかる損益が認識されるまで繰延べられるのに対し、時価ヘッジ会計では、ヘッジ手段の損益はヘッジ対象にかかる損益が認識されるか否かにかかわらず、その発生時の損益として認識される。時価ヘッジ会計では、本来、ヘッジ手段の損益がヘッジ対象にかかる損益とは異なった期間に認識されることも可能であり、必ずしもヘッジングの意図を財務諸表に反映しないこともある。それに対して、繰延ヘッジ会計では、ヘッジ手段とヘッジ対象にかかる損益を同一期間で相殺することはできるが、時価ヘッジ会計よりも透明性が劣った情報になるという指摘もある<sup>119</sup>。

#### 1. 繰延ヘッジ会計

繰延ヘッジ会計 (Deferral Hedge Accounting) は、ヘッジ手段に係る損益をヘッジ対象に係る損益が認識の時点まで繰延べる会計手法である。つまりヘッジ手段をヘッジ対象の会計処理に合わせることであり、ヘッジ手段に生じる損益の先送りということである。FASB スタッフのメンバー、Harold Bierman, Jr 等 [1991] (白鳥庄之助等訳 [1994]) は「繰延アプローチは、ヘッジの両要素に係る損益の認識を後の期間に繰延べるというものである。この場合、通常は時価評価されているヘッジ手段の会計処理を通常は歴史的な原価で評価されているヘッジ対象に合わせるよう変更することが必要となる。この結果、ヘッジ手段に係る損益は発生時には認識されないで、ヘッジ対象の認識終了時まで繰延べられる。ヘッジ対象の利益 (または損失) が認識されるのと同時に、これとヘッジ手段の損失 (または利益) による相殺が行われる。ヘッジ手段の損益の認識が後の期間に繰延べられることから、この方法を繰延ヘッジ会計と呼ぶことができる」という指摘を行っている。

---

<sup>119</sup> 古賀智敏 (2001), 前掲書 p.1



日本では、この方法を原則的方法としている。そして、この方法は SFAS52 号および SFAS80 号とも共通している<sup>120</sup>。2005 年 12 月公表の企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」により、繰延ヘッジ損益は純資産の部に計上することとなった<sup>121</sup>。

#### 設例 3-6<sup>122</sup> 繰延ヘッジの会計処理

(1) x1 年 12 月 1 日において、国債券 10 口を 1 口 94 円（その他有価証券で処理）で購入し、購入代金は現金で支払った。また国債券の価格変動リスクをヘッジする目的で国債先物 10 口を 1 口 95 円で売り建て、委託証拠金として 50 円を現金で支払った。なお、その他有価証券の評価は全部純資産直入法によって処理し、税効果会計は適用しない。当取引はヘッジ会計の要件を満たすため繰延ヘッジの方法によりヘッジ会計を適用する。当社の決算日は毎年 3 月 31 日である。

(2) x2 年 3 月 31 日に決算日を迎えた。なお決算日時点における国債券の時価は 92 円、国債先物の時価は 1 口 93 円であった。

(3) x2 年 4 月 1 日において、期首振替仕訳を行った。

(4) x2 年 4 月 30 日において、国債券を 1 口 91 円で全て売却し代金は現金で受け取った。また、国債先物を 1 口 92 円で反対売買による差金決済を行い、代金は委託証拠金の返還と一緒に現金で受け取った。

会計処理：

(1) 契約時：

(借) 投資有価証券 940	(貸) 現金 940
先物取引差入保証金 50	現金 50

(2) 決算時：

---

<sup>120</sup> 荻茂生・川本修司,前掲書 p.109

<sup>121</sup> 伊藤眞・荻原正佳(2006),金融商品会計の完全解説,p.267

<sup>122</sup> <http://仕訳.net>

その他有価証券評価差額金：(92円－94円) × 10口 = -20円

先物損益：(95円－93円) × 10口 = 20円

(借) その他有価証券評価差額金 20 (貸) 投資有価証券 20

債券先物 20

繰延ヘッジ損益 20

(3) 期首時：

(借) 投資有価証券 20 (貸) その他有価証券評価差額金 20

繰延ヘッジ損益 20

債券先物 20

(4) 売却時：

有価証券売却損益：(91円－94円) × 10口 = -30円

先物損益：(95円－92円) × 10口 = 30円

(借) 現金 910

(貸) 投資有価証券 940

投資有価証券売却損益 30

現金 30

先物損益 30

現金 50

先物取引差入保証金 50

要するに、この設例 3-6 では、ヘッジ手段である債券先物は、通常は決算時に時価評価し、評価差額は当期純損益に計上されるが、ヘッジ対象であるその他有価証券に係る評価差額が当期純損益に反映されないため、ヘッジ手段である債券先物に係る損益も当期純損益に反映させない<sup>123</sup>。また、企業会計基準第 5 号により、決算時のヘッジ手段の損益を扱う「繰延ヘッジ損益」勘定は貸借対照表における純資産の部に計上される。

日本では金融商品会計基準で繰延ヘッジ会計が原則的方法とされたが、この背景には次のような理由が考えられるといわれている<sup>124</sup>。

---

<sup>123</sup> <http://仕訳.net>

<sup>124</sup> 荻原正佳(2000),前掲書 p.10

- ①繰延ヘッジ会計の方が時価評価ヘッジ会計より適用が比較的容易で、なじみやすいこと。
- ②IASBおよびFASBで採用されたヘッジ会計の方法は、かなり複雑であり、ヘッジ会計の実務の経験に乏しい日本ではただちに採用しにくいこと。
- ③IASBやFASBのような概念フレームワークを意識していないため、資産・負債に繰延べることが理論的にとくに問題とはならないこと。
- ④将来的に金融商品の時価評価の範囲が拡大されれば、ほとんどのヘッジ対象が時価評価されるため時価ヘッジ会計は不要になり、キャッシュフローの固定を目的とするものがヘッジ会計の主な対象になると考えられること。
- ⑤時価ヘッジ会計によりヘッジ対象の貸借対照表価額を原則的評価基準から変更する結果となることについて、商法の計算規定との調整の問題が生じる可能性があること。

## 2. 時価ヘッジ会計

時価ヘッジ会計(Mark-to-Market Hedge Accounting)は、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に反映させる方法である。FASBスタッフのメンバー、Harold Bierman, Jr等[1991](白鳥庄之助等訳[1994])は「時価アプローチは、ヘッジ手段の会計処理を変更せずに、ヘッジ対象の会計処理を変えるものである。通常は歴史的原価であるヘッジ対象の測定基準は、通常は時価評価によっているヘッジ手段の測定基準に変えられる。ヘッジの両要素に係る損益は、その価格が変動した時に、同時認識され、ヘッジの経済効果が会計に反映される。ヘッジの両要素がいずれも時価で測定されることから、このアプローチを時価ヘッジ会計と呼ぶことができる」という指摘を行っている。日本

では、この処理方法の適用対象は、現時点ではその他有価証券のみであると解釈されている<sup>125</sup>。例えば、その他有価証券の価格全体をヘッジしている場合にヘッジ手段であるデリバティブに利益が発生していれば、次のような会計処理が行われる。

設例 3-7<sup>126</sup> 時価ヘッジの会計処理

(1) x1年12月1日において、国債券10口を1口94円（その他有価証券で処理）で購入し、購入代金は現金で支払った。また国債券の価格変動リスクをヘッジする目的で国債先物10口を1口95円で売り建て、委託証拠金として50円を現金で支払った。なお、その他有価証券の評価は全部純資産直入法によって処理し、税効果会計は適用しない。当取引はヘッジ会計の要件を満たすため時価ヘッジの方法によりヘッジ会計を適用する。当社の決算日は毎年3月31日である。

(2) x2年3月31日に決算日を迎えた。なお決算日時点における債券の時価は92円、国債先物の時価は1口93円であった。

(3) x2年4月1日において、期首振替仕訳を行った。

(4) x2年4月30日において、国債を1口91円で全て売却し代金は現金で受け取った。また、国債先物を1口92円で反対売買による差金決済を行い、代金は委託証拠金の返還と一緒に現金で受け取った。

会計処理：

(1) 契約時：

(借) 投資有価証券 940	(貸) 現金 940
先物取引差入保証金 50	現金 50

(2) 決算時：

---

<sup>125</sup> 伊藤真・萩原正佳,前掲書 p.268

<sup>126</sup> <http://仕訳.net>

その他有価証券評価差額金：(92円－94円) × 10口 = -20円

先物損益：(95円－93円) × 10口 = 20円

(借) 投資有価証券評価損 20	(貸) 投資有価証券 20
債券先物 20	先物損益 20

(3) 期首：

(借) 投資有価証券 20	(貸) 投資有価証券評価損 20
先物損益 20	債券先物 20

(4) 売却時：

有価証券売却損益：(91円－94円) × 10口 = -30円

先物損益：(95円－92円) × 10口 = 30円

(借) 現金 910	(貸) 投資有価証券 940
投資有価証券売却損益 30	
現金 30	先物損益 30
現金 50	先物取引差入保証金 50

要するに、この設例 3-7 では、その他有価証券の評価差額はすべて純資産直入法を採用しているのので、ヘッジ対象であるその他有価証券（投資有価証券）の期末時における時価評価差額は本来であれば損益に反映されない。ただし、本設例ではヘッジ会計を適用し、その方法として時価ヘッジを採用しているため、ヘッジ対象であるその他有価証券の時価評価差額をヘッジ手段である先物取引の評価差額と同じ期間、すなわち毎決算期ごとに損益認識することになる。また、その他有価証券の時価評価差額については純資産の部に直接計上せず、「投資有価証券評価損益」に計上させている<sup>127</sup>。

---

<sup>127</sup> <http://仕訳.net>

### 3. 金利スワップに係る特例処理

金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書において、金利スワップの想定元本や利息の受払条件(利率、利息の受払日等)、契約期間がヘッジ対象資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、両者を一体として実質的に変換された条件による債権又は債務と考え、金利スワップの評価差額を繰延べる処理に代えて、当該金利スワップに係る金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することも認められる旨が述べられている。

もともと、このような取り扱いはデリバティブに係る時価評価の考え方からはあくまで例外的なものであることから、以下のような厳格な要件を満たすことが要求されている(金融商品会計実務指針 178 項)。

- ①金利スワップの想定元本と貸借対照表上の対象資産又は負債の元本金額がほぼ一致している(差異が 5%以内である)こと。
- ②金利スワップと対象資産又は負債の契約期間及び満期がほぼ一致していること。
- ③対象となる資産又は負債の金利が変動金利である場合には、その基礎となっているインデックス(LIBOR、TIBOR 等)が、金利スワップで受け払いされる変動金利の基礎となっているインデックスとほぼ一致していること。
- ④金利スワップの金利改定のインターバル及び金利改定日がヘッジ対象の資産又は負債とほぼ一致していること。
- ⑤金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定であること。
- ⑥金利スワップに期限前解約オプション、支払金利のフロアー又は受取金利のキャップ<sup>128</sup>が存在する場合には、ヘッジ対象の資産又は負

---

<sup>128</sup> 金利キャップとは、買い手が売り手にキャップ料を締結時に支払う

債に含まれた同等の条件を相殺するためのものであること。

上記の厳格な要件の理由は、金利スワップの特例処理は、デリバティブの時価評価及びヘッジ会計の原則の例外となる処理であるため、安易に特例処理を認めることになれば、デリバティブ取引で最も大きな比重を占める金利スワップ取引の多くが時価評価されないことになり、デリバティブを時価評価するという基本原則から離れていくことになる<sup>129</sup>。

設例 3-8： 金利スワップの特例処理<sup>130</sup>

当社は x1 年 4 月 1 日に期間 5 年、6 か月 LIBOR プラス 0.5% で 100,000 円の変動金利の借入れを行い、当座預金とした。また、変動金利を固定金利に変換するため、LIBOR プラス 0.5% の変動金利を受け取り、2% の固定金利を支払う、期間 5 年、想定元本 100,000 円のスワップ契約。現在の市場レートを反映した変動金利は 1.75% であり、会社は手数料として 0.25% を上乗せした固定金利を支払うことになる。借入金及び金利スワップの利息は、いずれも後払いで 9 月 30 日と 3 月 31 日に現金で支払われる。決算日は、3 月 31 日である。また、6 か月 LIBOR は次のとおりであり、支払金利は支払日から 6 か月前の水準が適用される。上記の金利スワップ及び対象となっている借入金については、特例処理の適用条件を満たすものである。

(LIBOR の推移) x1 年 4 月 1 日 1.25%                      x1 年 10 月 1 日 1.62%

---

代わりに、対象金利が前もって取り決めた値（キャップ・レート）より高くなった場合には、実現した対象金利の値とキャップ・レートとの差額を買い手は売り手から受け取れるものである。キャップと逆なのが、フロアーである。フロアーとは、買い手が売り手にフロアー料を締結時に支払う代わりに、対象金利が前もって取り決めた値（フロアー・レート）より低くなった場合には、フロアー・レートと実現した対象金利の値との差額を買い手は売り手から受け取れるものである。

<sup>129</sup> 伊藤眞・萩原正佳,前掲書 p.346

<sup>130</sup> <http://仕訳.net>

会計処理：

(1) x1年4月1日（契約時）：

（借） 当座預金 100,000                      （貸） 長期借入金 100,000

(2) x1年9月30日（利払日）：

（借）支払利息 875                              （貸） 現金 875

    支払利息 125                                      現金 125

(3) x2年3月31日（決算日・利払日）：

（借）支払利息 1,060                              （貸） 現金 1,060

    現金 60    支払利息 60

この設例 3-8 の会計処理の過程は、以下で説明を行う。

①契約時は借入金に関する仕訳のみを行う。

②x1年9月30日（利払日）：

まず、借入金利息に関しては変動金利（1.75% (=LIBOR1.25%+0.5%)）にて支払う必要がある。借入金支払利息：100,000円×1.75%×6月/12月 = 875円

次に、固定金利（2.00%）支払・変動金利（LIBOR プラス 0.5%）受取の金利スワップ契約を締結しているため、その差額の受け払いを行う。

また、固定金利（2.00%）の方が変動金利（1.25%+0.5%）より大きいので差額を支払うことになる。

最後、金利スワップによる利息交換：100,000円×（1.75%－2.00%）×6月/12月 = -125円

③x2年3月31日（決算日・利払日）：

まず、利払い日であることから半年分の借入金利息を変動金利（2.12% (=LIBOR1.62%+0.5%)）にて支払う必要がある。借入金支払利息：100,000円×2.12%×6月/12月 = 1,060円



次に、固定金利（2.00%）支払・変動金利（LIBOR プラス 0.5%）受取の金利スワップ契約を締結しているので、その差額の受け払いを行う。

また、変動金利の方が大きいため、差額を受け取ることになる。金利スワップによる利息交換：100,000 円 × (2.12% - 2.00%) × 6 月 / 12 月 = 60 円

最後、当設例では金利スワップについて特例処理を適用しているので、金利スワップは時価評価しない。したがって、決算時においても金利スワップの時価に関する仕訳は必要ない<sup>131</sup>。

## 第 5 節 一般ヘッジ会計の比較

ここまでで、FASB 及び IASB の一般ヘッジ会計の方法と ASBJ のヘッジ会計の方法を検討してきたが、公正価値ヘッジ会計と時価ヘッジ会計ならびにキャッシュフロー・ヘッジ会計と繰延ヘッジ会計を比較すると以下のように整理することができる。

図表 3-2 FASB、IASB と ASBJ における一般ヘッジ会計の方法の比較

ヘッジ会計の方 法		ヘッジ対象			ヘッジ手段		
		種類	評価	評価 損益	種類	評価	評価損益
繰 延 ア プ ロ	キャッシュ フロー・ヘッ ジ 会 計 (FASB 及び IASB)	・ FASB : 認識資 産・負債・予定取 引 ・ IASB : 認識資 産・負債・予定取	ヘッジ 会計の ための 評価替 えを行	—	デ リ バ テ ィ ブ	時 価 評 価	その他の 包括利益

<sup>131</sup> <http://仕訳.net>

一 チ		引・確定約定（例： 変動金利付長期金 銭債権債務）	わない				
	繰延ヘッジ 会計（ASBJ）	資産・負債・確定 約定・予定取引	ヘッジ 会計の ための 評価替 えを行 わない	—	デリ バテ ィブ	時価 評価	その他の 包括利益 又は純資 産
時 価 ア プ ロ ー チ	公正価値ヘ ッジ会計 （FASB 及び IASB）	・ FASB：認識資 産・負債・確定約 定 ・ IASB：認識資 産・負債	時価評 価	損益 計算	デリ バテ ィブ	時価 評価	損益計算
一 チ	時価ヘッジ 会計（ASBJ）	時価評価され評価 損益が純資産直入 か損益算入のいず れも可能で、その 企業の会計方針で 資本直入とされて いる項目（例：そ の他有価証券）	時価評 価	損益 計算	デリ バテ ィブ	時価 評価	損益計算

出典：筆者が作成した。

図表 3-2 に示すように、ASBJ 基準の繰延ヘッジ会計と FASB 基準お  
よび IASB 基準のキャッシュフロー・ヘッジ会計ではヘッジ手段の時価

評価（公正価値評価）および評価差額の処理で異なるところはない。しかし、ヘッジ対象で著しく異なる。ASBJ 基準と IASB 基準ではすべての認識資産、認識負債、確定約定および予定取引がヘッジ対象になるが、FASB 基準ではキャッシュフロー変動リスクのある資産および負債ならびに予定取引に限定される。

ASBJ 基準の時価ヘッジ会計と FASB 基準と IASB の公正価値ヘッジ会計でも、ヘッジ手段が時価評価（公正価値評価）され、評価差額が当期純利益に反映されるのは同じである。しかし、ASBJ 基準の時価ヘッジ会計でヘッジ手段の評価差額が当期純利益に反映されるのはヘッジ対象のその他有価証券に評価損が生じる場合だけである。

ASBJ 基準の時価ヘッジ会計と FASB 基準および IASB 基準の公正価値ヘッジ会計ではヘッジ対象に大きな違いがある。ASBJ 基準ではそのその他有価証券の評価損をその他の包括利益として処理する会計方針を採用している場合でしかも、そのその他有価証券に評価差額が発生している場合に限り、時価ヘッジ会計が認められている。このようなヘッジ対象の違いが一般ヘッジ会計方法の選択に影響すると思われる。

## 第 6 節 繰延ヘッジ会計の優位性

現行会計基準では、FASB でも、IASB でも公正価値ヘッジ会計が中心になるが、前述した FASB 及び IASB における公正価値ヘッジ会計と ASBJ の繰延ヘッジ会計を比較考量すると、公正価値ヘッジ会計について問題点があると思われる。以下は先物取引の 2 つの場合を設例として、公正価値ヘッジ会計の問題点と繰延ヘッジ会計の論理性を検討した上で、繰延ヘッジ会計の優位性を明らかにしたい。

## 1. 公正価値ヘッジ会計の問題点

公正価値ヘッジには損益の計上時期に係る問題とヘッジ対象評価の一貫性に係る問題の2つを指摘することができる。

まず、先物取引による確定約定を設例にしてヘッジ損益の計上時期の問題を検討する。先物取引の日々の値洗いを簡略にするために期間が決算日を挟んだ3日に短縮している。

決算日：3月31日

(1) ヘッジ対象： 確定約定

① 予定取引契約日：3月30日

② 予定取引実行日：4月1日

③ 予定取引の内容：大豆10トンあたり¥200,000で購入する契約  
(キャンセル不可能である)。

(2) ヘッジ手段： 商品先物取引 大豆10トンあたりを4月1日に@¥200,000で売却する契約。取引保証金¥600,000を支出した。

価格変化：①大豆1トンあたり先物価格3月30日 ¥200,000 3月31日 ¥220,000

②大豆1トンの直物価格 4月1日 ¥220,000

(1) 先物取引の損失計上－確定約定の利益計上

① デリバティブの評価

会計基準ではデリバティブは時価で評価しなければならない。この先物取引に関しては決算日までの値洗により¥200,000の評価損が発生している。それを図示すると次のようになる。

	利得	
		3/31
—		—
- 200,000		
	損失	

## ② 確定約定の評価

他方、確定約定は決算日までに行われた取引ではないから、一般に認められた会計基準では会計的認識の対象外である。それを、ヘッジ会計という特別目的のために、時価評価を行うのが公正価値ヘッジ会計の方法である。この確定約定の時価評価は、次のように行われる。

約定日の確定約定の時価は次の計算で0である。

大豆受取権	¥2,000,000
大豆代金支払義務	¥ <u>2,000,000</u>
差額	0

決算日の確定約定の時価は次の計算で¥200,000である。

大豆受取権	¥2,200,000
大豆代金支払義務	¥ <u>2,000,000</u>
差額	¥200,000

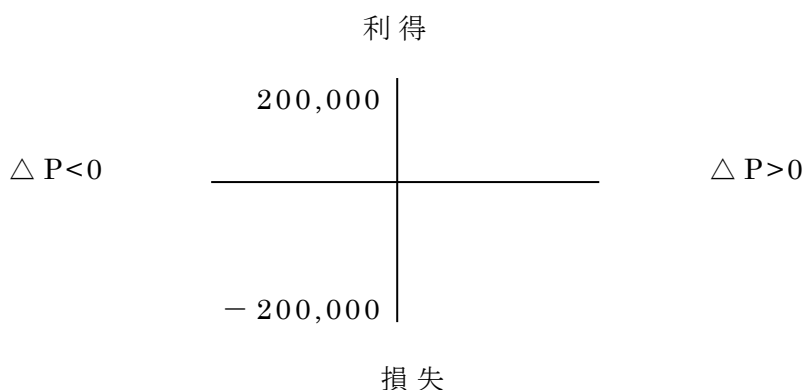
したがって、確定約定の評価差額は¥200,000である。この評価益の発生は、図のように表すことができる。



## ③ ヘッジ会計

公正価値ヘッジ会計はヘッジ手段としてのデリバティブの評価損益を相殺する目的で、ヘッジ対象を時価で評価する手法である。ヘッジ手段に発生した評価損益とヘッジ対象の時価評価による損益が同一会計期間

に計上されて相殺される。相殺後の効果だけを表すと次のようになる。



公正価値ヘッジ会計はヘッジ対象の評価損益と、ヘッジ手段の評価損益がその発生に従って計上される点で、表現の忠実性を備えていると評価される。しかし、この例にみられるように、そのために、未認識の資産および負債を時価評価して、評価差額を資産又は負債として認識するという特殊な会計処理を要求する。特にこの事例のように予定購入取引に関して利得を認識することの是非も問われなければならない。

このケースに関して財務諸表で忠実に表現すべきことから、購入時の価格下落により、確定約定の購入価格が割高になり、購入商品に生じる損失を先物取引に生じる評価益で埋めることを狙ったにもかかわらず、先物取引で評価損が発生したために、確定購入契約に利益が見込めるということである。この利益は予定取引に関する予想利益であるばかりでなく、購入過程の利益である。予想利益は計上しないという会計慣行と、購入過程では利益を認識しないという会計慣行に反する。これは他の会計処理との一貫性の欠如ということもできる。

会計処理を示すと次の通りである。

① 3月30日 先物取引保証金支出

(借)先物取引保証金 600,000 (貸)現金預金 600,000

② 3月31日 ヘッジ手段の値洗

(借)先物取引評価損 200,000 (貸)先物取引保証金 200,000

④ヘッジ対象の時価評価

(借)確定約定資産 200,000 (貸)確定約定評価益 200,000

⑤4月1日履行日

(借)仕 入 2,200,000 (貸)現金預金 2,000,000

確定約定資産 200,000

(借)現金預金 400,000 (貸)先物取引保証金 400,000

これで明らかなように、ヘッジ手段の時価評価に伴う評価損失を相殺するために、確定約定の時価評価が行われ、評価益が計上されている。損益計算書に対する評価損益の計上時期を示すと次の表の通りである。

	ヘッジ対象	ヘッジ手段
当期	確定約定評価益	先物取引損失
次期	—	—

ヘッジ手段の損益を相殺するためにヘッジ対象の損益が計上されている。これは手段と対象の逆転である。本研究ではこの現象をヘッジ手段とヘッジ対象の逆転現象と称する。

(2) 先物取引の利益計上－確定約定の損失計上

先に掲げたケースで3月31日の先物取引の対象商品の先物価格が¥180,000に下落したとする。この場合の会計処理は次の通りである。

①3月30日

予定取引： 仕訳なし

先物取引：

(借)先物取引証拠金 400,000 (貸)現金預金 400,000

②先物取引の値洗い

(借)先物取引証拠金 200,000 (貸)先物取引利益 200,000

④ヘッジ会計

確定約定の公正価値評価：

確定約定としての予定取引は米国基準では公正価値ヘッジである。

(借) 確定約定損失 200,000 (貸) 確定約定債務 200,000

⑤取引実行日 先物取引決済日の大豆時価が¥180,000であったとする。

(借) 商 品 1,800,000 (貸) 現金預金 2,000,000

確定約定債務 200,000

(借) 現金預金 600,000 (貸) 先物取引証拠金 600,000

このヘッジ会計はヘッジ対象に生じる損益をヘッジ手段にかかる損益で相殺するのではなく、ヘッジ手段に発生する損益をヘッジ対象にかかる損益で相殺している。

	ヘッジ対象	ヘッジ手段
当期	確定約定損失	先物取引利益
次期	—	—

このケースでは確定約定の履行による割高購入をヘッジするための先物取引であるにもかかわらず、先物取引の評価益を相殺するために確定約定の時価評価が行われている。これもヘッジ手段とヘッジ対象の逆転現象である。

次に、先物取引による確定約定外予定取引のヘッジの場合を考察する。予定取引が確定約定でない場合にはキャッシュフロー・ヘッジが行われる。



(1) 決算日：3月31日

(2) 予定取引

① 予定取引契約日：3月30日

② 予定取引実行日：4月1日

③ 予定取引の内容：大豆10トンあたり¥200,000で購入

(3) ヘッジのための先物取引

① 先物取引契約日：3月30日

② 決済日：4月1日

③ 先物取引の内容：大豆10トンあたり¥200,000で売却

④ 先物取引証拠金：¥400,000

取引対象の価格下落の場合の会計処理：

決算時に、大豆の先物価格が1トンあたり¥180,000に下落したとする。この場合には、先物取引に関しては評価益が発生する。取引に関して会計処理は次の通りである。

① 3月30日 先物取引の証拠金支払い

(借) 先物取引証拠金 400,000 (貸) 現金預金 400,000

② 3月31日 先物取引の値洗い

(借) 先物取引証拠金 200,000 (貸) 先物取引利益 200,000

(その他包括利益)

先物取引は値洗いにより差金が入金されているのでこの先物取引利益は実現利益である。

④ ヘッジ会計

予定取引が確定約定でない場合、SFAS133号では予定取引は公正価値で評価されない。したがって、ヘッジ手段に生じた損益がその他の包括利益に含まれる。その他の包括利益はその他の包括利益累計額勘定を

經由してリサイクリングされる。

⑤取引実行日 先物取引決済日 大豆時価 ￥180,000

(借) 商 品 1,800,000 (貸) 現金預金 2,000,000

予定取引損失 200,000

(借) その他の包括利益累計額 200,000 (貸)先物取引利益 200,000

(借) 現金預金 600,000 (貸) 先物取引証拠金 600,000

このキャッシュフロー・ヘッジでは、ヘッジ効果は予定取引決済時の損益計算で表される。その点では繰延ヘッジと同じであり、ヘッジ対象とヘッジ手段のが逆転現象も現れない。

		ヘッジ対象	ヘッジ手段
当期	純損益計算	—	
	包括利益計算		先物取引利益
次期	純損益計算	予定取引損失	先物取引利益
	包括利益計算	—	(組替調整)

先に掲げたケースで3月31日の先物価額が￥220,000であったとする。

この場合の会計処理は次の通りである。

①3月30日 先物取引の証拠金支払い

(借) 先物取引証拠金 400,000 (貸) 現金預金 400,000

②3月31日 先物取引の値洗い

(借) 先物取引損失 200,000 (貸) 先物取引証拠金 200,000

(その他包括利益)

先物取引は値洗いにより損失額が先物取引証拠金から差し引かれる。

それは実現損失である。

④ヘッジ会計

予定取引が確定約定でない場合、SFAS133号では予定取引は公正価値

で評価されない。したがって、ヘッジ手段に生じた損益がその他の包括利益に含まれる。その他の包括利益はその他の包括利益累計額勘定を經由してリサイクリングされる。

⑤取引実行日 先物取引決済日 大豆時価 ￥180,000

(借) 商 品 2,200,000 (貸) 現金預金 2,000,000

予定取引利益 200,000

(借)先物取引損失 200,000 (貸)その他の包括利益累計額 200,000

(借) 現金預金 200,000 (貸) 先物取引証拠金 200,000

ヘッジ対象に関して価格変動による利益が計上される会計期間にヘッジ手段の先物取引損失が計上されるから、ヘッジ会計として表現が忠実に行われている。

		ヘッジ対象	ヘッジ手段
当期	純損益計算	—	
	包括利益計算		予定取引損失
次期	純損益計算	予定取引利益	予定取引損失
	包括利益計算	—	(組替調整)

次に公正価値ヘッジの場合のヘッジ対象評価に係る一貫性の欠如の問題を検討する。

先に掲げた確定約定をヘッジ対象とする例では、確定約定の時価評価が行われて、確定約定資産または確定約定債務が貸借対照表に計上された。これはヘッジされていない確定約定が時価評価されず認識されないのと異なる会計処理である。このような評価上の一貫性の欠如は他の金融資産負債についても指摘できる。

例えば、第1期の期首に次の3口の長期借入金があるとする。第1期末の適用変動金利は2%とする。

- ① 元金 1,000,000 円 利率固定金利年 3% 返済期限第 2 期末  
ヘッジなし
- ② 元金 1,000,000 円 利率固定金利年 3% 返済期日第 2 期末  
固定金利受取変動金利支払の金利スワップでヘッジ
- ③ 元金 1,000,000 円 利率変動金利当初年 3% 返済期日第 2 期末  
変動金利受取固定金利 3% 支払の金利スワップでヘッジ

借入金①の第 1 期末貸借対照表価額は、今日の GAAP では、取得価額 1,000,000 円である。借入金②はヘッジ会計指定されれば公正価値で評価されて、貸借対照評価額が 1,009,803 円となる。ヘッジ指定されなければ 1,000,000 円である。借入金③はキャッシュフロー・ヘッジの対象であるから、貸借対照表価額は 1,000,000 円のみである。これをまとめると、次のようになる。

借入金の貸借対照評価額

借入金	貸借対照評価額
(1)固定金利付き借入金	
ヘッジなし	取得価額
ヘッジあり	取得原価
ヘッジ指定なし	時 価
ヘッジ指定あり	
(2)変動金利付き借入金	
ヘッジなし	取得価額
ヘッジあり	取得原価
ヘッジ指定なし	取得原価
ヘッジ指定あり	

公正価値ヘッジ会計は、このように、同じ借入金に取得原価とは異なる評価基準を適用することには、評価の一貫性が損なわれる。同様のことは固定金利の貸付金等についても指摘できる。

## 2. 繰延ヘッジ会計の論理性

繰延ヘッジ会計に関しては、公正価値ヘッジ会計に対して指摘された問題点は生じない。まず、先物取引による確定約定のヘッジの場合を考察する。

確定約定の内容：①取引対象 大豆 10 トン 1 トンあたり ¥200,000  
で購入  
②約定日 3 月 30 日  
③取引実行日 4 月 1 日  
先物取引：①取引内容 大豆 10 トン 1 トンあたり ¥200,000 で売渡  
②契約日：3 月 30 日 最終決済日：4 月 1 日  
③先物取引証拠金 ¥100,000 決算日を 3 月 31 日とする。

(1) 決算時の先物取引の時価が ¥180,000 で、確定約定の履行日における大豆の直物相場が ¥180,000 の場合

3 月 30 日：

- ① 予定取引 仕訳なし
- ② 先物取引 証拠金支払い

(借) 先物取引証拠金 400,000 (貸) 現金預金 400,000

3 月 31 日 (決算日)：

- ① 先物取引の値洗い

(借) 先物取引証拠金 200,000 (貸) 先物取引利益 200,000

先物取引は値洗いにより差金が入金されているのでこの先物取引利益は実現利益である。

- ② 先物取引の時価評価 値洗いされているから評価益はなし
- ③ ヘッジ会計

(借) 先物取引利益 200,000 (貸) 繰延先物取引利益 200,000

4月1日（取引履行日）：

①確定約定の履行

（借）商品 2,000,000 （貸）現金預金 2,000,000

商品評価損 200,000 商品 200,000

②先物取引の決済

（借）現金預金 600,000 （貸）先物取引証拠金 600,000

③ヘッジ会計

（借）繰延先物取引利益 200,000 （貸）先物取引利益 200,000

したがって、繰延法を用いた場合の損益計算は以下のようになる。

	ヘッジ対象	ヘッジ手段
当期	—	—
次期	商品評価損	先物取引利益

要するに、ヘッジ対象に関して評価損が計上される第2期にヘッジ手段の損益が計上される点でヘッジ対象が抱える損失の発生とヘッジ手段の損益が相殺されてヘッジ効果が表現されている。

(2) 決算時の先物取引の時価が¥220,000で、確定約定の履行日における大豆の直物相場が¥220,000の場合

3月30日：

①予定取引 仕訳なし

②先物取引 証拠金支払い

（借）先物取引証拠金 400,000 （貸）現金預金 400,000

3月31日：

①先物取引の値洗い

（借）先物取引損失 200,000 （貸）先物取引証拠金 200,000

先物取引は値洗いにより差金が差し引かれているので、この先物取引

損失は実現している。

②先物取引の時価評価 値洗いされているから評価益はなし

③確定約定の会計処理：

仕訳なし。

④ヘッジ会計：

(借) 繰延先物取引損失 200,000 (貸) 先物取引損失 200,000

4月1日：

①確定約定の履行

(借) 商品 2,200,000 (貸) 現金預金 2,000,000  
商品評価益 200,000

②先物取引の決済

(借)現金預金 200,000 (貸)先物取引証拠金 200,000

③ヘッジ会計

(借)先物取引損失 200,000 (貸)繰延先物取引損失 200,000

したがって、ヘッジ効果は予定取引が履行される次期の損益計算に表れる。

	ヘッジ対象	ヘッジ手段
当期	—	—
次期	商品評価益	先物取引損失

要するに、ヘッジ対象に関して評価益が計上される第2期にヘッジ手段の損失が計上される点でヘッジ対象に生じる利得とヘッジ手段の損失が相殺されてヘッジ効果が表現されている。

次に、先物取引による予定取引のヘッジの場合を考察する。先に掲げた例のうち確定約定を単なる予定取引と仮定する。

(1) 決算日における先物取引の時価と予定取引実行日の直物相場がと

もに ¥180,000 の場合

3月30日：

① 予定取引 仕訳なし

② 先物取引証拠金支払い

(借) 先物取引証拠金 400,000 (貸) 現金預金 400,000

3月31日：

① 先物取引の値洗い

(借) 先物取引証拠金 200,000 (貸) 先物取引利益 200,000

先物取引は値洗いにより差金が入金されているのでこの先物取引利益は実現利益である。

② 先物取引の時価評価 値洗いされているから評価益はなし

③ ヘッジ会計

(借) 先物取引利益 200,000 (貸) 繰延先物取引利益 200,000

4月1日：

① 予定取引の実行

(借) 商品 2,000,000 (貸) 現金預金 2,000,000

商品評価損 200,000 商品 200,000

② 先物取引の決済

(借) 現金預金 600,000 (貸) 先物取引証拠金 600,000

③ ヘッジ会計

(借) 繰延先物取引利益 200,000 (貸) 先物取引利益 200,000

したがって、繰延法を用いた場合の損益計算は以下のようになる。

		ヘッジ対象	ヘッジ手段
当期	純損益計算	—	—



		—	—
次期	純損益計算	商品評価損	先物取引利益
		—	—

要するに、ヘッジ対象に関して評価損が計上される第2期にヘッジ手段の損益が計上される点でヘッジ対象が抱える損失の発生とヘッジ手段の利得が相殺されてヘッジ効果が純損益計算で表現されている。

(2) 決算日における先物取引の時価と予定取引実行日の直物相場がともに¥220,000の場合

3月30日：

① 予定取引 仕訳なし

② 先物取引 証拠金支払い

(借) 先物取引証拠金 400,000 (貸) 現金預金 400,000

3月31日：

② 先物取引の値洗い

(借) 先物取引損失 200,000 (貸) 先物取引証拠金 200,000

③ ヘッジ会計

(借) 繰延先物取引損失 200,000 (貸) 先物取引損失 200,000

4月1日：

① 予定取引の実行

(借) 商品 2,200,000 (貸) 現金預金 2,000,000

商品評価益 200,000

② 先物取引の決済

(借) 現金預金 200,000 (貸) 先物取引証拠金 200,000

③ ヘッジ会計

(借) 先物取引損失 200,000 (貸) 繰延先物取引損失 200,000

したがって、ヘッジ効果は予定取引が履行される次期の損益計算に表れる。

		ヘッジ対象	ヘッジ手段
当期	純損益計算	—	—
		—	—
次期	純損益計算	商品評価益	先物取引損失
		—	—

要するに、ヘッジ効果がヘッジ対象の損益が計上される会計期間の純損益計算に表れている。しかし、商品評価益は通常は認められないから、商品の取得原価と相殺し、商品売買益の増加と先物取引損失を対応させる方法も考えられる。

以上の検討の結果、繰延アプローチは確定約定と予定取引の両方に同様に適用し、いずれの場合にもヘッジ対象の時価評価を要求しない点で GAAP と整合的である。また確定約定及び予定取引の双方で、GAAP に従ってヘッジ対象に関して認識される損益が計上されるのと同じの会計期間においてヘッジ手段にかかる損益が認識される点で、ヘッジ会計の目的が達成されている。換言すれば、繰延アプローチでは、ヘッジ対象とヘッジ手段の逆転現象が現れない。

繰延ヘッジ会計の方法ではヘッジ対象の資産、負債、確定約定および予定取引のすべてに関して GAAP と異なる評価を行う必要がなく、ヘッジ会計の適用によって評価の一貫性を損なうことがない。

以上の公正価値ヘッジ会計の問題点と繰延ヘッジ会計の論理性の検討によると、結果は次のようになる。

- ① 繰延アプローチによれば、ヘッジ対象について損益が認識される会計期間にヘッジ手段に係る損益が認識されるので、ヘッジ手段とヘッジ

対象の逆転現象を回避することができる。

- ② 繰延アプローチによれば、双務未履行段階の予定取引に関して損益を認識しないで済ませることができる。これは GAAP と整合する。
- ③ 繰延アプローチによれば、他の会計基準で時価評価を要求されていない資産負債項目に関して時価評価を行う必要がなく、GAAP との整合性が保たれる。

## 小括

本章では、FASB および IASB における公正価値ヘッジ会計とキャッシュフロー・ヘッジ会計と ASBJ における繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ会計を考察した上で、公正価値ヘッジ会計の問題点および繰延ヘッジ会計の論理性を明らかにした。次章では、特殊な業界である銀行業におけるヘッジ会計基準の適用を考察したい。

## 第 4 章 日本の銀行業のヘッジ会計

### はじめに

2008 年の世界的な金融危機の発生の一因として、市場参加者の不安の増加や信頼関係の崩壊により金融市場が異常な状態となり、市場から導かれる数値によって行動を決定している市場参加者が効率的な行動をとれなくなったことがあげられる。IASB は、こうした状況を再び作り出さないようにするために、市場参加者が不安とならない情報開示の充実や金融市場に大きな影響をもつ金融機関のリスク管理方法の改善が必要であると考えた<sup>132</sup>。

---

<sup>132</sup> 山内高太郎(2014),ダイナミックなリスク管理の会計：リスク管理活動の財務諸表における表現, p.41

ヘッジ会計はリスク管理のより密接な反映であるとして、最も銀行業に広範的に適用されている。IASBによると、新しいマクロヘッジのモデルを最も適用するのは銀行であるので、銀行業は新たなマクロヘッジの開発の起点になると考えられる。したがって、銀行業におけるヘッジ会計の検討は重要であるので、本章では、日本の銀行業におけるヘッジ会計の実態について明らかにしたい。

### 第 1 節 日本の銀行業におけるヘッジ会計の取り扱い

日本の一般事業会社では、ヘッジ会計の方法については、原則金融商品会計基準及び金融商品会計実務指針によることになる。第 3 章で述べたように、原則として、繰延ヘッジ会計または時価ヘッジ会計を適用する。また、繰延ヘッジ会計にも時価ヘッジ会計にも該当しないが、一定の要件に該当するものについては、金利スワップの特例処理を適用することができる<sup>133</sup>。

ここまで述べてきたヘッジ会計は全ての事業者に適用されるものであるが、銀行業に関しては特別な取り扱いがなされることがある。銀行業に対する特別な取扱いは以下の報告書で定められている。

- ①業種別監査委員会報告第 15 号「銀行における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い（以下、報告 15 号）」（平成 12 年 2 月 15 日）
- ②業種別監査委員会報告第 24 号「銀行における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い（以下、報告 24 号）」（平成 14 年 2 月 13 日）
- ③業種別監査委員会報告第 25 号「銀行業における外貨建取引等の会計

---

<sup>133</sup> 荻茂生・長谷川芳孝(2005),ヘッジ取引の会計と税務, p.51

処理に関する会計上及び監査上の取扱い（以下、報告 25 号）」（平成 14 年 7 月 29 日）

ここで、この 3 つの報告書により、日本の銀行業におけるマクロヘッジ、ヘッジ会計の具体的適用、連結会社間取引及び内部取引の取扱い及び外貨建取引に係るヘッジ会計処理を明らかにしたい。

## 1. マクロヘッジとリスク管理

金融商品会計基準は、事業会社への適用を前提としており、銀行業は、その業務として大量の金融資産・負債を所有していることから、一般事業会社とは異なった「マクロヘッジ」と呼ばれる対応など特例が認められている<sup>134</sup>。

マクロヘッジと呼ばれる特例が銀行業に適用される理由は、報告 15 号によると、銀行業においては、多数の金融資産・負債（貸付金・預金等）を有しているが、これらの金融資産・負債について、個別にヘッジを行うことは実務上困難であるため、一般的に期限ごとに細分化（例えば、1 年以内、1 年超 2 年以内、2 年超 3 年以内等）されたポートフォリオ等によって包括的な管理、すなわち、預金・貸付金等から発生する金利リスクを、あらかじめ定めた一定のリスク量の範囲内にコントロールできるようにすることで対応するという手段がとられている。これがマクロヘッジである。そして、マクロヘッジの特徴は 3 つの点にある（報告 15 号,p.2）。

- ① 銀行の有する資産・負債のリスクを総体で管理している。
- ② リスク量の多くを構成する貸付金・預金は他動的に日々刻々と変動する。

---

<sup>134</sup> 鈴木智弘(2002),邦銀の憂鬱—時価会計導入の邦銀に与える影響について,p.57

③ リスク量が変動した結果、それまでに行ったヘッジがヘッジ超過となる場合があり、このような場合に、さらに逆方向のヘッジを行うことでこのヘッジ超過を解消することがある。

マクロヘッジは、リスク調整アプローチに基づくリスク管理が行われ、繰延ヘッジ会計処理を採用している場合、当面の間、監査上妥当なものとして認められている。すなわち、時価ヘッジ会計の対象とはせず、繰延ヘッジ会計が適用される。ただし、2000年当時、国際会計基準や米国の会計基準では、マクロヘッジは認められていなかった(報告15号,p.2)。

ここで、マクロヘッジが認められる条件である「リスク調整アプローチの要件」は以下の通りである<sup>135</sup>。

- ① 取締役会等による適切なリスク管理方針及び監視体制の整備ならびに管理システムの適切な運用が行われていること
- ② 運用手続等の整備と文書化
- ③ リスク調整アプローチ適用範囲の明確化
- ④ キャッシュフロー・ヘッジが対象に含まれていないこと
- ⑤ 予定取引の場合、その対象が3ヶ月以内に発生する確度が高い固定金利貸出金または固定金利預金であること
- ⑥ 管理システムの妥当性が第三者部門により検証されていること。

しかし、報告24号では、リスク調整アプローチによるマクロヘッジの取扱いが廃止され、ヘッジ会計の適用においては、ヘッジ対象である金融資産及び金融負債のそれぞれとヘッジ手段との明確な対応を求めることとなった。ただし、銀行業における業種特有のリスク管理手法や取引慣行等を考慮すると、金融商品会計基準及び実務指針の趣旨を踏まえつつも、ヘッジ会計の具体的適用、連結会社間取引及び内部取引の取扱

---

<sup>135</sup> 鈴木智弘(2002),前掲書 p.58

いについては、特定業種に係るより具体的な取扱いを明らかにする必要性も認められた(報告 24 号,p.1)。

## 2. 市場金利変動リスクのヘッジ（包括ヘッジ）

リスク調整アプローチによるマクロヘッジの取扱いが廃止されたが、報告 24 号により、ヘッジ会計の適用に関して、包括ヘッジの要件について銀行固有の取扱いが示されている。銀行業においては、市場金利の変動による個々の資産または負債の理論価格の変動について、ベシス・ポイント・バリュー（BPV）<sup>136</sup>やデュレーション<sup>137</sup>といったリスク指標に集約して管理を行うのが一般である。包括要件は、このように個々の資産又は負債ごとのリスク指標を満期までの期間（残存期間）を基準として集計し、計測している場合には、包括要件である金利リスクに対する反応が同一グループ内の個々の資産または負債との間でほぼ一様であることがある程度担保されることが推測される。この場合、通貨種類ごとにグルーピングを行い、金利リスクに対する反応が同一グループ内の個々の資産または負債との間でほぼ一様となるように決定することが必要である(報告 24 号,p.2)。

また、ヘッジ有効性の評価方法、連結会社間取引及び内部取引についてヘッジ会計を適用する場合に、一定の要件を満たすものに関しては、連結会社間取引または内部取引を消去しなくとも妥当なものとする取扱いも示されている。

---

<sup>136</sup> 報告 24 号によると、ベシス・ポイント・バリューは、金利が 1 ベシス・ポイント（0.01%）変化した時の債券やデリバティブなどの金融商品の現在価値の変化額のことをいう。これは、金利リスク指標の一つで、金融商品の金利感応度を示す。

<sup>137</sup> 報告 24 号によると、デュレーションは債券の金利変化に対する価格感応度をあらわす。金利変化に対して、債券価格の変化はほぼ反比例する。例えば金利が 1%上昇した場合、デュレーションが 7 年の債券の価格は、およそ 7%低下する。

ヘッジ有効性の評価方法について、相場変動を相殺するヘッジの有効性の評価及びキャッシュフローを固定するヘッジ有効性の評価方法がある。「報告 24 号」によると、銀行業においては、預金業務、貸出業務等、不特定多数の顧客を対象とする金融業務を営むことから、小口多数の預金・貸出金等の金銭債権債務を有しており、これらの金銭債権債務の一部について、リスクの共通する金銭債権または金銭債務をグルーピングした上で、ヘッジ対象を識別することが認められている。そのため、相場変動を相殺するヘッジ有効性の評価方法は、ヘッジ対象について残存期間のグルーピングを行い、ヘッジ手段についてヘッジ対象の残存期間のグルーピングを行った上でヘッジ有効性を評価する。

また、キャッシュフローを固定するヘッジ有効性の評価方法は、「報告 24 号」によると、小口多数の金銭債権債務を有する銀行業においては、個々の金銭債権債務から生じるキャッシュフローを個別に検証することが困難な場合があるため、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係によりヘッジ有効性の評価を行うことが認められている。このような場合にはヘッジ有効性の事後テストにおいても、回帰分析<sup>138</sup>を利用することができるものとする。この回帰分析については統計的な解釈や専門的知識を必要とするため、一般企業の現状ではあまり採用されていないとの指摘がある。この点で、一般の事業会社の場合とは大きく異なる取扱いとなっている。

銀行におけるヘッジ有効性評価の実際の方法はどうであろうか。三井住友信託銀行株式会社の連結財務諸表の注記によると、三井住友信託銀

---

<sup>138</sup> 報告 24 号によると、回帰分析は、回帰方程式  $y = a x + b$  の  $a$  がヘッジ指定時に想定した数値に近似していること（例えば、ヘッジ比率が 1 の場合には  $a$  は 1 に近似すること）及び決定係数 ( $r^2$ ) が 0.8 以上であることである。



行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「報告 24 号」に規定する繰延ヘッジによっている。ヘッジ有効性評価の方法については、上記で説明したように、まず相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸付金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価している。また、キャッシュフローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしている。

### 3. 外貨建取引に係るヘッジ

報告 25 号により銀行業では、多数の外貨建金融資産または外貨建金融負債を保有しており、資金調達通貨と異なる通貨で資金運用を行う場合も多くある。このような場合には、資金調達通貨を資金運用通貨に変換する目的で、通貨スワップ取引及び資金関連スワップ取引<sup>139</sup>（以下、通貨スワップ取引等）が利用される。

銀行業において実質的な資金調達運用手段となる通貨スワップ取引等をヘッジ手段と考えた場合に、ヘッジ対象となる外貨建金銭債権債務等の取引量は膨大であるため、当該時価評価差額と換算差額の差異（金利要素部分）は、相当な金額になる。したがって、ヘッジ対象の為替相場変動による損失の可能性をヘッジ手段によってカバーするという経済的実態を財務諸表に反映させるためには、金融商品会計実務指針に定められている会計処理とは別に、外貨建金銭債権債務等の為替相場変動リス

---

<sup>139</sup> 資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達運用を動機として行われ、当該資金の調達または運用に係る元本相当額を直物買為替または直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべきまたは支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物売為替または先物買為替とした為替スワップ取引（為替予約の組合せによる実質的な通貨スワップ取引）をいう（報告 25 号,p.2）。

クのヘッジをヘッジ会計の対象として考慮することが必要となる(報告 25号,p.3)。

そして、次の要件をすべて満たす場合には、外貨建ヘッジ取引時の要件を満たすものとする(報告 25号,p.4)。

- ①ヘッジするリスクを、外貨建金銭債権債務等に係る為替相場変動リスクに限定し、当該外貨建金銭債権債務等をヘッジ対象、通貨スワップ取引等をヘッジ手段として指定すること
- ②ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ手段の元本相当額を上回る外貨建金銭債権債務等の元本(時価評価されるものについては時価による)が存在することが合理的に見込まれること
- ③ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ手段の発生主義に基づく利息相当額を上回る外貨建金銭債権債務等の発生主義に基づく利息が存在することが合理的に見込まれること

ここで三菱UFJ信託を例として、外貨建取引に係るヘッジ会計の取扱いを見る。株式会社三菱UFJ信託銀行の連結財務諸表の注記によると、外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、報告 25号に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ会計によっている。まず、ヘッジ対象について、上記のヘッジ取引時の要件は、通貨スワップ取引等の契約締結時から契約満了時までの元本相当額の直物為替持高への計上及び利息相当額の発生主義に基づく直物為替持高への計上によって、外貨建金銭債権債務等の為替相場変動による損失の可能性の減殺が図られることを考慮したものである。したがって、ヘッジ対象となる外貨建金銭債権債

務等は、原則として、利息等の収益又は費用が発生主義により認識される金融商品に限られる。次に、ヘッジ手段について、ヘッジ手段となる通貨スワップ取引は、元本相当額の契約締結時における支払額と契約満了時における受取額、契約締結時における受取額と契約満了時における支払額が共に同額であり、かつ、元本部分と利息部分に適用されるスワップ・レートが合理的なレートである直先フラット型に限るものとする。また、ヘッジ手段となる資金関連スワップ取引の直物為替取引及び先物為替取引は他の為替取引と区分記帳し、直物為替と先物為替の通貨ごとのキャッシュフローの差額は利息に相当するものとして識別し、元本相当額及び利息相当額を明示した管理表によって明確に区分管理するものとする(報告 25 号,p.4)。また、ヘッジ会計の方法、繰延ヘッジの具体的な会計処理は、次のとおりである(報告 25 号,p.5)。

- ①ヘッジ手段の損益及び評価差額のうち、利息相当額については、その基礎となる期間にわたって発生主義により損益を認識する。
- ②ヘッジ手段の評価差額のうち、元本相当額の決算日までの直物為替相場の変動による額は、当期の損益として処理する。
- ③ヘッジ手段の評価差額のうち、上記①及び②以外の金額を繰り延べる。

なお、外貨建取引等の会計処理に関する実務指針によると、その他有価証券に区分されている外貨建債券をヘッジ対象に含める場合には、外貨建債券について、外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額については為替差損益として処理する方法を採用するものとする。

三菱UFJ信託銀行の連結財務諸表の注記によると、三菱UFJ信託銀行では、ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等

の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価している。

#### 4. 連結会社間ヘッジ取引及び内部ヘッジ取引の取扱い

報告 24 号によると、連結会社間のデリバティブ取引に係る評価差額(当期の損益として処理されたもの及びヘッジ手段に係る繰延損益)は、連結上消去しなければならない。同様に内部取引についても、決算上消去することが必要である。これらの連結会社間取引についてヘッジ会計を適用するに当たっては、実務指針第 163 項及び第 164 項に従い処理し、内部取引については、これらに準じて処理することになる。すなわち、すべての連結会社間取引及び内部取引は第三者(外部)との取引と紐付け、ヘッジ関係の再指定を行うことが必要とされている。

報告 24 号及び 25 号によると、銀行業においては、ヘッジ手段としての内部取引又は連結会社間取引に該当する通貨スワップ取引等(以下「内部通貨スワップ取引等」という)を一般事業会社と比較して大量に利用しており、かつ国際的にこれらの取引が行われている。このような状況において、すべての連結会社間取引及び内部取引と全く同時同条件で対外取引を行うことは、時差や市場の取引実行可能性の問題もあり困難な場合がある。銀行業では、このような状況を考慮して、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準(例えば、必ず 3 営業日以内に内部取引と同条件のカバー取引を実施すること等)を定め、当該基準に従った運営を行うことを条件として、連結会社間取引及び内部取引から生じた収益及び費用を消去しなかった場合でも、妥当な会計処理を行ったものとして取り扱うことができるものとする(報告 24

号,p.4)。

ここでみずほ銀行を例として、連結会社間ヘッジ取引及び内部ヘッジ取引の取扱いを見る。株式会社みずほ銀行の連結財務諸表の注記によると、デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、上記で説明したように、報告 24 号及び 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っている。

## 第 2 節 日本の銀行業におけるヘッジ会計の実態調査

金融商品取引法に基づいて提出された有価証券報告書等の開示書類から、日本の上場銀行 94 社の有価証券報告書を調査した。その結果、87 社の銀行がヘッジ会計を使用していることがわかった。ヘッジ対象及びヘッジ手段等具体的な状況をまとめると以下の図表 4-1 のようになる。

図表 4-1 日本の上場銀行におけるヘッジ会計の使用状況(2012.4.1－2013.3.31)

金利リスク・ヘッジ				為替リスク・ヘッジ			
ヘッジ対象	銀行	ヘッジ手段	銀行	ヘッジ対象	銀行	ヘッジ手段	銀行
預金・貸付金	52 社	金利スワップ	69 社	外貨建 金銭債 権債務	73 社	通貨スワップ・為替スワップ	56 社

預金	1社					通貨スワップ	2社
貸付金	8社					為替スワップ	9社
国債	2社					通貨スワップ・資金関連スワップ	4社
借入金・貸付金	1社					資金関連スワップ	2社
貸付金・有価証券	2社						
固定金利債券	1社						
金融資産・負債	2社						

出典：金融商品取引法に基づいて提出された有価証券報告書等の開示書類をもとに筆者が作成した。

図表 4-1 によると、銀行業は金利リスクと為替リスクに対するヘッジを行っている。87社の銀行は、金利リスクに対するヘッジを行っている銀行が69社であり、為替リスクに対するヘッジを行っている銀行が73社であり、両方にヘッジを行っている銀行が57社である。また、ヘッジ会計方法について、すべての銀行が繰延ヘッジを原則として使用しているが、金利スワップの特例処理を同時に使用するものが38社であり（金融商品会計基準により一部の資産・負債だけ、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っている）、時価ヘッジを同時に使用するものが23社である（報告25号により外貨建その他有価証券の為替リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債権債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジを行

って、時価ヘッジを適用している)。すなわち、上場銀行(94社)の内、約93%(87社)がヘッジ会計を行っている。この87社の内、金利リスクに対するヘッジを行っている銀行は約79%であり、為替リスクに対するヘッジを行っている銀行は約84%であり、金利リスクと為替リスクの両方にヘッジを行っている銀行は約66%である。金利リスク・ヘッジの場合、金利スワップがヘッジ手段として100%であり、ヘッジ対象に大きく分けると、預金、貸付金及び国債がある。また、為替リスク・ヘッジの場合、外貨建金銭債権債務がヘッジ対象として100%であり、ヘッジ手段に大きく分けると、通貨スワップ、為替スワップ及び資金関連スワップがある。

銀行業におけるヘッジ有効性評価の方法については、報告24号及び三井住友信託銀行株式会社の連結財務諸表の注記によると、金利リスク・ヘッジの場合、多数の銀行では、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸付金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価している。また、キャッシュフローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしている。また、報告25号及び三菱UFJ信託銀行の連結財務諸表の注記によると、為替リスク・ヘッジの場合、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ・為替スワップ等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価している。金利リスク・ヘッジのヘッジ対象でも、為替リスク・ヘッジのヘッジ手段でも、この包括ヘッジという点は一般企業ではほとんどない、銀行業の特徴である。

## 小括

本章では、日本の銀行業におけるヘッジ会計の現状および取り扱いなどを考察した。まず、ヘッジ会計方法について、銀行業では、繰延ヘッジ会計を原則として、一部について金利スワップの特例処理も同時に使用している。また、一般企業では「その他有価証券」のみ適用される時価ヘッジ会計は、銀行業では「外貨建その他有価証券」へ適用が多い。

次に、ヘッジ有効性評価の方法については、報告 24 号、25 号及び例としての銀行の連結財務諸表の注記に説明したように、金利リスク・ヘッジの場合、多数の銀行では、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸付金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価している。また、キャッシュフローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしている。また、為替リスク・ヘッジの場合、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ・為替スワップ等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価している。金利リスク・ヘッジのヘッジ対象でも、為替リスク・ヘッジのヘッジ手段でも、この包括ヘッジという点は一般企業ではほとんどない、銀行業の特徴である。

最後に、マクロヘッジについては、「報告 24 号」によると廃止されたが、銀行業は特殊な業界として、包括ヘッジの要件を満たす場合には、「報告 15 号」によるとマクロヘッジ適用継続が可能である。しかし、連結グループがある大手銀行以外の適用例は見当たらない。

なお、マクロヘッジと包括ヘッジの違いは、包括ヘッジの場合、ヘッ



ジ対象資産または負債の同質性が求められるのに対して、マクロヘッジでは、そのような同質性が求められないという点であるが、このことは重要な問題を含む。つまり、銀行の保有する金融資産・負債は、確かに膨大であり、個別管理は困難であるが、そのことを理由として、ある意味、銀行自身の自己判断で処理が認められたということだからである<sup>140</sup>。

IASB は、2010 年 12 月に公表した新たな一般ヘッジ会計モデルに関する公開草案から、マクロヘッジプロジェクトの検討が進められている。マクロヘッジ会計の検討によると「マクロヘッジを最も適用するのは銀行であるため、開発の起点にするのがよい。その後、モデルをその他のリスク/業種に応用することができる」と考えられている。そのため、IASB は、銀行の金利リスクの管理方法に基づいて、マクロヘッジを開発することに焦点を当てる。次章では、IASB におけるマクロヘッジ会計について考察したい。

## 第 5 章 IASB におけるマクロヘッジ会計

### はじめに

IASB は、金融市場の基礎となる数値を決定する上で重要な役割を果たす金融商品会計基準を公表していることから、2008 年金融危機以降の対応の中で金融商品会計基準の改訂を早急にすすめることを求められた<sup>141</sup>。

IASB は、金融商品会計基準 (IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」) を改善し、簡素化した基準書に差し替える作業を行って来た。IAS39 号の差替えプロジェクトは、3 つのフェーズ、①金融資産及び金融負債の

---

<sup>140</sup> 鈴木智弘(2002),前掲書 p.58

<sup>141</sup> 山内高太郎(2014),前掲書 p.41

分類及び測定、②減損、③ヘッジ会計から構成されていた。

2014年7月24日に、IASBはIFRS第9号「金融商品」の最終版（以下、IFRS第9号最終版）を公表した。「IFRS第9号最終版」は、この3つのフェーズを含むものであり、「IFRS第9号最終版」を公表したことによって、金融商品プロジェクトが統合されたことになる。ただし、IASBは、フェーズ3「ヘッジ会計」を「一般ヘッジ」と「マクロヘッジ」に区別することを決定した。「一般ヘッジ」については、2013年11月に最終基準「IFRS第9号2013版」に取り込まれたが、マクロヘッジは含まれなかった。「マクロヘッジ」については、まったく新しい会計モデルの開発には時間がかかるため、IASBは、2012年5月にマクロヘッジを単独のプロジェクトとして開発することを決定した。このマクロヘッジのプロジェクトの中で、銀行における金利リスク管理がオープン・ポートフォリオで動的に行われているという実態を現行の会計基準では忠実に表現できていないという問題が取り上げられた<sup>142</sup>。IASBは2014年4月17日にディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」（以下、DP）を公表した。本章では、このDPを取り上げ、マクロヘッジ会計の意義、プロジェクトの経緯、およびDPの意義とDPで提案されている問題点について考察したい。

## 第1節 マクロヘッジ会計の意義

前述したように、IASBは、ヘッジ会計を「一般ヘッジ」と「マクロヘッジ」の2つに分割している。IFRS9号で改訂された一般ヘッジは、個別ヘッジとクローズド・ポートフォリオヘッジから構成される。個別

---

<sup>142</sup> 山内高太郎(2014),前掲書 p.41

ヘッジの対象は、個別の資産負債である。これに対して、クローズド・ポートフォリオヘッジの対象は、個別の資産負債の集合体としてのポートフォリオ（ポートフォリオを構成する個別項目が識別され、その入替えがないもの）である<sup>143</sup>。

マクロヘッジおよびマクロヘッジ会計の定義は、明確に規定されていない。会計監査関連用語集によると「マクロヘッジとは、資産と負債のネットポジション（差額）をヘッジ対象としてヘッジ取引を行うことをいう」。また、金融用語辞典によると「マクロヘッジ会計とは、金融機関に対し経過措置として認められていた会計処理方法のことで、ヘッジ目的の金利スワップなど、ヘッジ手段（デリバティブ取引）の評価損益を繰延べできるとする時価会計の特例措置のことである」。

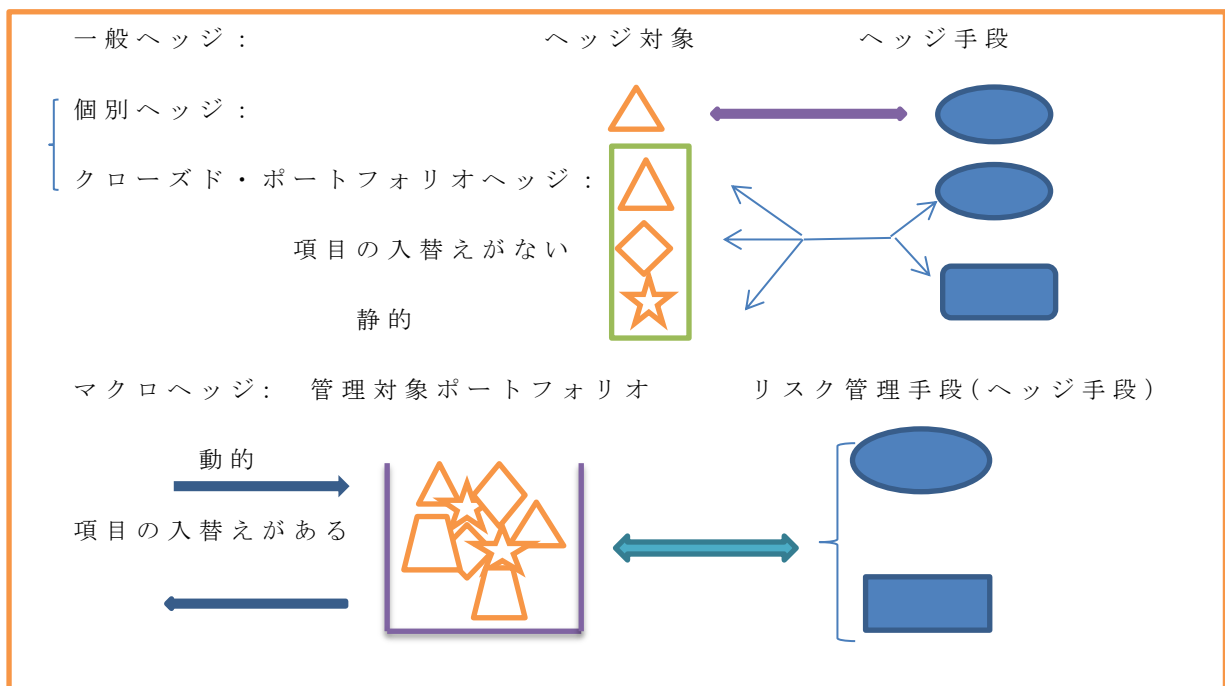
クローズド・ポートフォリオヘッジに対して、マクロヘッジ（オープン・ポートフォリオヘッジ）の対象は、ポートフォリオを組成する項目を個別に識別して特定せず、ポートフォリオを構成する個別項目の入替えがあるオープン・ポートフォリオ全体を1つの単位としてのものである<sup>144</sup>。以上説明したヘッジ会計の種類と特徴をまとめて表示すると、図表 5-1 のようになる。

---

<sup>143</sup> 植木 恵(2014), IFRS 第 9 号 (2013 年版) とヘッジ会計の改訂, p.2

<sup>144</sup> 植木 恵(2014), 前掲書 p.2

図表 5-1 一般ヘッジとマクロヘッジの区別



出典：あずさ監査法人(2014), ダイナミック・リスク管理に対応する、  
新たな会計アプローチを IASB が提案 ,p.2

したがって、オープン・ポートフォリオとクローズド・ポートフォリオの主な違いは、オープン・ポートフォリオは絶えず追加（新たな取引または交換）または消滅（売却または満期）があることである。現在マクロヘッジといえば、「オープン・ポートフォリオ」のみを指す。IASB は、マクロヘッジ会計には一般ヘッジ会計の手法が適用できないために、単独プロジェクトを設置し、マクロヘッジのための全く新しいモデルを開発する必要があると判断した。以下において、マクロヘッジのプロジェクトの経緯について検討する。

## 第 2 節 IASB マクロヘッジのプロジェクトの経緯

### 1. マクロヘッジ会計の背景

IASB は、2004 年 3 月に「IAS39 号の改訂：金利リスクのポートフォ

リオ・ヘッジの公正価値ヘッジ会計」を公表した。その時、オープン・ポートフォリオという言葉はまだ使用されず、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジはマクロヘッジと言われた。2004年の改訂は、ヨーロッパ（特にフランス）の銀行業界の要望に基づくものである。しかし、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの公正価値ヘッジ会計は、多数の貸出金と預金をかかえる金融機関等が適用することを想定しているヘッジ会計であるため、例外的に、資産と負債の純額の指定された金額に関連した金利リスクの一部をヘッジしてもよいとされた。しかし、その手法は内容的には複雑でかつ高度なものであったために、フランスの銀行業界を中心に、ヨーロッパで改訂 IAS39 号を 2005 年から採用するためには、マクロヘッジに対するヘッジ会計の適用を容易にする必要があるとの議論が起き、マクロヘッジの取扱いの見直しを求めるコメントが多数提出された<sup>145</sup>。これが、その後のオープン・ポートフォリオヘッジの開発のきっかけである。銀行業では、金融資産と金融負債の金利リスクについて、両者が自然に相殺される部分を考慮して、差額部分を金利スワップ等のデリバティブでヘッジするという発想のリスク管理（ALM）が一般に採用されている<sup>146</sup>。すなわち、マクロヘッジ会計モデルの開発は、銀行業を起点としてのことである。

マクロヘッジは、リスク管理と密接な関係がある。実務上、リスク管理は、リスク・エクスポージャーの評価を継続的にかつポートフォリオのレベルで行うことが多い。リスク管理戦略は、エクスポージャーをヘッジする計画対象期間（例えば、2年間）を設けることがよくある。そのため、時が経過するにつれて、新たなエクスポージャーがヘッジ対象

---

<sup>145</sup> 荻原正佳(2004),金融商品 IAS39 の再改訂:マクロヘッジの取い,p.27

<sup>146</sup> 荻原正佳(2004),前掲書 p.27

ポートフォリオに連続的に加えられていき、他のエクスポージャーはそこから除去される(IFRS9, BC6.9)。これは、マクロヘッジ（オープン・ポートフォリオヘッジ）の意義と合致する。そして、IASB は、企業のリスク管理活動の忠実な表現がヘッジ会計の目的の中心であるため、新たなマクロヘッジ会計モデルを開発する必要性がある。また、新たなマクロヘッジ会計モデルが開発されるまでは、現行の IAS39 号の金利リスクに係るポートフォリオの公正価値ヘッジが引き続き適用されることとなった。

## 2.マクロヘッジ会計のプロジェクト

IASB は、マクロヘッジ会計プロジェクトに関する審議を 2010 年 9 月に開始したが、実質的審議を 2011 年 9 月に開始した。このプロジェクトに着手した要因は、現行のヘッジ会計基準（IAS39 号 及び IFRS 9 号）をヘッジされているリスク・ポジションが頻繁に変動する動的に管理されているポートフォリオに適用することに関しての困難であった<sup>147</sup>。現行基準でのヘッジ会計の目的は、実質的には、オープン・ポートフォリオをクローズド・ポートフォリオに変換することが強いられている。こうした制約により、動的リスク管理の実態を財務諸表に反映することが困難になっている。さらに、IAS39 号 における現行のポートフォリオ・ヘッジ会計の要求事項は、金利リスクだけに限定されている。こうした理由で、IASB は、新たなマクロヘッジ会計モデルを検討することを決定した。IASB は、2012 年と 2013 年の各審議に基づき、2014 年 4 月 17 日にディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」を公表した。ここで検討するプロジェクトの内容は、ディスカッション・ペーパー

---

<sup>147</sup> DP,IN8

一公表までの長い間に、IASB の各審議で検討された内容である。主要な審議は図表 5-2 のように示すことができる。

図表 5-2 IASB マクロヘッジプロジェクトに関する審議会の内容

審議の時間	審議の内容
(1)2010年2-3月	①リスク・ポジションの評価及び純額ポートフォリオ評価アプローチの会計処理及び②この純額ポートフォリオ評価アプローチがどのようにコア要求払預金に適用できるかに関する分析。
(2)2012年5月	①マクロヘッジについて、ヘッジ会計がリスク管理戦略の実態とより密接に整合するようなモデルの開発及び②銀行の金利リスクの管理方法に基づいて、モデルを開発することに焦点を当てること。
(3)2012年9月	①事業体の内部でリスクを移転するための内部デリバティブの利用及び②リスク管理活動の有効性を評価するためのリスク限度 (risk limit) の利用。
(4)2012年10月	①変動金利部分 (floating leg) 及び信用リスクから生じるヘッジ手段のデリバティブの公正価値の変動をどのように扱うか及び②財政状態計算書にまだ認識されていない項目を、金利リスクのヘッジ対象のポートフォリオに含めることができるか否か。
(5)2012年12月	ポートフォリオ再評価アプローチの適用方法の検討。主に、金利リスク以外のリスクに対するマクロヘッジ活動の会計処理、及び金融機関以外の企業のニーズへの対処。

(6)2013年5月	①管理対象リスクについて、リスク管理されたポートフォリオの再評価から生じる再評価調整額が財政状態計算書及び損益計算書でどのように表示されるか②マクロヘッジ・モデルの適用範囲、及びマクロヘッジは任意適用か、または強制適用か。
(7)2013年7月	①当期純利益ではなく、その他の包括利益を通じたポートフォリオの再評価アプローチの全体的な適用②企業の動的リスク管理活動及びポートフォリオ再評価アプローチの適用に関する開示。

出典：FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue1－Issue14  
をもとに筆者が作成した。

(1) 2012年2-3月

IASBは、2012年2月及び3月の会議では、リスク・ポジションの評価及び純額ポートフォリオ評価アプローチの会計処理に焦点を当てることおよびマクロヘッジの純額評価のアプローチがどのようにコア要求払預金に適用できるかに関する分析を行った<sup>148</sup>。これは、IASBが、初めて正式にマクロヘッジ会計に関する検討内容を提示したものである。しかし、ここでは、観点を提出しただけで、詳しい内容と意思決定は行われていない。

(2) 2012年5月

2012年5月の会議では、IASBは、プロジェクトの初期の段階において、これからの方向性を形づくるため、2つの主要なガイドラインを提出した。①マクロヘッジについて、ヘッジ会計がリスク管理戦略の実態とより密接に整合するようなモデルの開発及び②銀行の金利リスクの管

<sup>148</sup> KPMG, FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue1, p.12



理方法に基づいて、モデルを開発することに焦点を当てることである。ガイドライン①を掲げる理由は、「ヘッジ会計がリスク管理戦略の実態とより密接に整合する」ということが、IFRS 9号（2013版）で改訂されたヘッジ会計目的と一致することになるからである。すなわち、一般ヘッジでも、マクロヘッジでも、その会計目的が同一でなければならないからである。②については、マクロヘッジを最も適用するのは銀行であるため、開発の起点として銀行業界が選ばれた。その他のリスク、業種への適用はその後で行えばよいと考えられた<sup>149</sup>。そして、この初期の段階において、IASBは、IAS 39号一般ヘッジ会計とリスク管理の実務の比較に基づいて、新たなマクロヘッジ・モデルを検討するとともに、直面する難問は「リスク管理がヘッジ会計にどの程度影響を与えるべきか」ということであった。リスク管理の問題点は、図表 5-3 のようになる。

図表 5-3 リスク管理の問題点

IAS 39号一般ヘッジ会計	リスク管理の実務
①「ネット・リスク」のヘッジには制限がある	①ヘッジは「ネット・リスク」に基づいて行われる
②ヘッジ対象は、明確に識別されていなければならない	②リスク管理戦略は、「オープン・ポートフォリオ」に基づいて管理される
③価値評価は、公正価値に基づいて行われる	③リスク・ポジションを評価する上で、社内の移転価格を使用する
④要求払預金の金利リスクをヘッジ	④要求払預金の金利リスクはへ

<sup>149</sup> KPMG, FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue2, p.13

することはできない	ッジされている
⑤金利リスクのヘッジは「ベンチマーク金利」に基づいている	⑤金利リスクは、社内の企業特有の「イールド・カーブ」に基づいてヘッジされている

出典：KPMG, FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue2 をもとに筆者が作成した。

この中で、新たなマクロヘッジ会計モデルにとって、決められたことは①と②である。①については、一般ヘッジ会計の場合は、IAS 39 号 81A 項は、金融資産・金融負債のポートフォリオの金利エクスポージャーについて、ポートフォリオの公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象として指定することを認めている。そのポートフォリオが、リスク管理の目的上、制限として、金利リスクの場合のみ、指定された純額をヘッジできる。一般ヘッジに対して、マクロヘッジでは、この制限がなくなって、純額に基づくリスク管理を行う。②については、一般ヘッジ会計のヘッジ対象が個別資産負債であることに対して、オープン・ポートフォリオに基づくリスク管理戦略は、マクロヘッジ会計の意義と合致する。社内の移転価格、要求払預金及びイールド・カーブとベンチマーク金利の選択に関しては検討を先送りした。

### (3) 2012年9月

IASB は、2012年9月の会議で、①事業体の内部でリスクを移転するための内部デリバティブの利用及び②リスク管理活動の有効性を評価するためのリスク限度 (risk limit) の利用について検討した<sup>150</sup>。

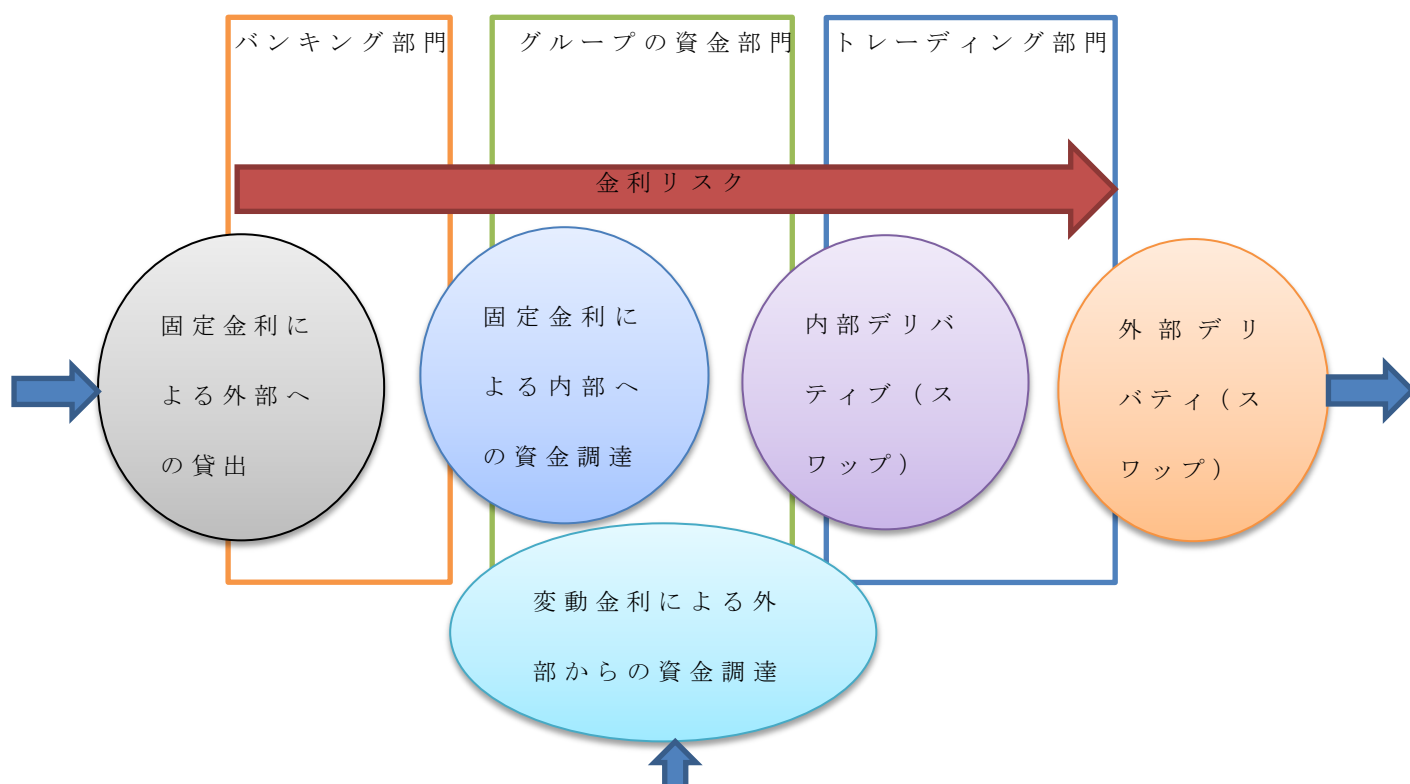
#### ① 内部デリバティブ

内部デリバティブとは、連結グループ内の異なる事業部門間で締結さ

<sup>150</sup> KPMG, FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue5, p.12

れたデリバティブ契約のことである。IASB は、バンキング部門からトレーディング部門に金利リスクを移転するために、貸出業務から生じる金利リスクを内部デリバティブを用いて管理する銀行に焦点を当てて検討した。銀行の各部門が管理するイメージは図表 5-4 のようになる。

図表 5-4 銀行のグループ会社



出典：KPMG, FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue5 をもとに筆者が作成した。

この中のグループの資金部門の目的は、貸出マージンのボラティリティを軽減させるために、銀行の貸出業務における金利のミスマッチを最小限に抑えることである。他方、トレーディング部門の目的は、割り当てられたリスク限度の範囲内で、公正価値ベースで利益を上げることである<sup>151</sup>。

IASB は、マクロヘッジ・モデルでは、内部デリバティブの利用につ

<sup>151</sup> KPMG, FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue5, p.12

いて検討すべき問題を 2 つ掲げた。IAS39 号のもとでは、外部デリバティブのみが認められる。したがって、図表 5-4 のトレーディング部門は、グループの資金部門から引き受けた「固定金利による外部への貸出」に係る金利エクスポージャーを相殺するために、「外部デリバティブ（スワップ）」を締結する。すなわち、IAS39 号によると、図表 5-4 の「固定金利による内部での資金調達」と「内部デリバティブ（スワップ）」という 2 つの部分が無視される。そのため、トレーディング部門は、グループの資金部門から引き受けた金利ポジションを管理するために、内部デリバティブを利用できるかどうか、これは、1 つの問題である。また、マクロヘッジ会計モデルは、ヘッジ会計を適用するためには、リスクは外部へ移転されなければならないとする原則があるが、リスクの外部への移転についてその程度を評価し、追跡するのは困難である。したがって、この原則から逸脱する可能性があるかどうか、もう 1 つの問題である。ただし、内部デリバティブの検討の結果として、IASB は、ディスカッション・ペーパーでさらに検討する予定とされた。

## ② リスク限度

企業は、許容可能なリスクのレベルについて基準を設けるためにリスク限度を設定する。そうすれば、仮にリスク・ポジションがリスク限度の範囲である場合、企業は、リスクを軽減するためのヘッジ活動を行う必要がない。したがって、リスク限度の利用についての検討は、非有効部分とヘッジしていないポジションについてである。企業が設定するリスク限度のレベルによって、企業により異なる会計処理が可能となるため、IASB は、リスク限度の概念をマクロヘッジ会計モデルに組み込む可能性は現在のプロジェクトの段階においてまだ低いと考えた<sup>152</sup>。

---

<sup>152</sup> KPMG, FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue5, p.14

#### (4) 2012年10月

IASBは、2012年10月の会議では、①新たなマクロヘッジのモデルにおいて、変動金利部分（floating leg）及び信用リスクから生じるヘッジ手段のデリバティブの公正価値の変動をどのように扱うか及び②財政状態計算書にまだ認識されていない項目を、金利リスクのヘッジ対象のポートフォリオに含めることができるか否かについて検討した<sup>153</sup>。

##### ①信用リスク及び変動金利部分に関連する公正価値の変動

IAS39号においては、ヘッジ手段とヘッジ対象の価値変動が、厳密に相殺しない場合、非有効部分が生じる。例えば、ヘッジ手段であるデリバティブの変動金利が金利更改日から次の金利更改日までの間、固定されるため、ヘッジするリスクに係るヘッジ対象の公正価値の変動には生じることのない公正価値の変動が、ヘッジ手段について生じる場合及びヘッジ対象とは異なり、企業自身及び取引相手の信用リスクの変化が、ヘッジ手段の測定に影響を与える場合がある<sup>154</sup>。

IASBは、非有効部分の場合において、当期純利益にボラティリティを生じさせないように、オープン・ポートフォリオに基づいて金利リスクを管理する商品について、金利リスクの再評価調整を算定することになるというマクロヘッジに関する暫定的な再評価モデルを設計すべきか否かについて検討した。仮にヘッジ手段であるデリバティブが公正価値で測定され、ヘッジ手段の公正価値の変動とヘッジ対象のオープン・ポートフォリオに関する再評価調整額の両方が当期純利益に認識される場合、ミスマッチが生じる可能性がある。このミスマッチにより、当期純利益にボラティリティを生じる可能性がある。そのため、当期純利益に

---

<sup>153</sup> KPMG, FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue6, p.8

<sup>154</sup> KPMG, FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue6, p.8

ボラティリティを生じないようにする方法の1つとして、ヘッジ手段は、当期純利益を通じて公正価値で評価(以下、FVTPL)されないことになる。しかし、IASBは、IAS39号及びIFRS9号で求められるとおり、暫定的な再評価モデルのもとでヘッジ手段が引き続きFVTPLで測定されることになる結論した<sup>155</sup>。

## ②ローン・コミットメントやパイプライン取引などの未認識の項目

銀行によっては、金利リスクを管理する際に、財政状態計算書においてまだ認識されていない項目、ローン・コミットメント及びパイプライン取引について考慮している。IASBは、これらの未認識の項目について、どのようにマクロヘッジ会計モデルに統合することができるかを検討した。その結果、実在するローン・コミットメントは、ネット・リスク・ポジションに含めることができる可能性が高いと考えられるが、パイプライン取引は、概念フレームワークに整合しないし、そして、まだ存在していない予想取引であるし、資産の定義を満たさなくなるので、ネット・リスク・ポジションに含めることができる可能性が低いと結論づけたが、最終決定には至らず、ディスカッション・ペーパーでさらに検討される予定となった<sup>156</sup>。

## (5) 2012年12月

IASBは、2012年12月の会議では、ポートフォリオ再評価アプローチ(PRA)を正式に提案した。主に、金利リスク以外のリスクであるコモディティ価格リスク及び為替リスクに対するマクロヘッジ活動の会計処理、及び金融機関以外の業種のニーズへの対処について検討した。しかし、IASBは、この会議では、これらの問題について意思決定を求め

---

<sup>155</sup> KPMG, FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue6, p.8

<sup>156</sup> KPMG, FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue6, p.9

られなかった。これらの問題についてはディスカッション・ペーパーでさらに検討する予定とされた<sup>157</sup>。

#### (6) 2013年5月

IASBは、2013年5月の会議では、①再評価調整額が財政状態計算書及び損益計算書でどのように表示されるか及び②マクロヘッジ・モデルの適用範囲、及びマクロヘッジは任意適用か、または強制適用かについて検討した。

##### ① 損益計算書及び財政状態計算書上の表示

ポートフォリオの再評価アプローチのもとでは、ヘッジされたポートフォリオの再評価調整額は、財政状態計算書及び損益計算書上に表示する必要がある。損益計算書に表示する方法として、「安定的な正味利息収入」アプローチと「実際の正味利息収入」アプローチがある。この2つのアプローチの主な違いは、再評価調整額が正味利息収益に含まれるかどうかということである。

財政状態計算書に表示する方法として、「一行ごとのグロスアップ」、「資産及び負債に対する総額での修正の合計を表すための別個の行項目」及び「単一の正味の行項目」の3つの代替案がある。

「一行ごとのグロスアップ」アプローチでは、管理されたポートフォリオに含まれる財政状態計算書の個々の項目のエクスポージャーは、もともとの帳簿価額に再評価調整額を加算した額で表示される。資産または負債の定義を満たす管理されたエクスポージャーは、財政状態計算書上の独立した項目に表示される。これに対して、資産または負債の定義を満たさない項目に関連する調整額は、その他の包括利益に表示される。このアプローチは、マクロヘッジ会計モデルのネット・ポートフォリオ

---

<sup>157</sup> KPMG, FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue 8, p.6

と整合しない<sup>158</sup>。

「資産及び負債に対する総額での修正の合計を表すための別個の行項目」アプローチでは、管理されたポートフォリオに含まれるすべての資産または負債の再評価調整額は、財政状態計算書の単一の資産再評価項目または負債再評価項目に表示される。このアプローチは、実務上困難ではないが、追加の開示が要求される可能性がある<sup>159</sup>。

「単一の正味の行項目」アプローチでは、管理されたポートフォリオ全体に係る正味再評価調整額は、財政状態計算書の単一の項目に表示される。このアプローチは、マクロヘッジ会計モデルのネット・ポートフォリオと整合し、実務上も容易であるが、追加の開示が要求される可能性がある<sup>160</sup>。

IASB は、検討によると、損益計算書の表示について、「実際の正味利息収入アプローチ」を支持する傾向がある。財政状態計算書の表示について、一方、多くの情報が表示されるという点から、「資産及び負債に対する総額での修正の合計を表すための別個の行項目」アプローチを支持し、他方、マクロヘッジの目的という点から、「単一の正味の行項目」アプローチを支持する傾向がある。

## ②マクロヘッジ会計モデルの適用範囲

IASB は、マクロヘッジ会計モデルの適用範囲について、総合的な観点に基づくアプローチ及びヘッジ活動へより焦点を当てるアプローチによって検討した。総合的な観点に基づくアプローチのもとでは、ヘッジ会計の目的は、ヘッジ活動及びヘッジ以外の活動を含むというリスク管理の全体像を財務諸表に反映することになる。すなわち、ポートフォリ

---

<sup>158</sup> KPMG, FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue12, p.8

<sup>159</sup> KPMG, FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue12, p.9

<sup>160</sup> KPMG, FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue12, p.9



オのすべての項目がヘッジされているか否かに関係なく、ポートフォリオ再評価アプローチを幅広く適用するものである。これに対して、ヘッジ活動へより焦点を当てるアプローチのもとでは、ヘッジ会計の目的は、主なヘッジ活動というリスク管理の一部であることを反映することになる。すなわち、ポートフォリオ再評価アプローチの適用は、ヘッジされている範囲についてのみである<sup>161</sup>。

IASB は、マクロヘッジ会計モデルの適用範囲の設定とその適用を強制または任意とするかについての詳しい内容をディスカッション・ペーパーでさらに検討する予定となった。

#### (7) 2013年7月

IASB は、2013年7月の会議では、①当期純利益ではなく、その他の包括利益を通じたポートフォリオの再評価アプローチの全体的な適用及び②企業の動的リスク管理活動及びポートフォリオ再評価アプローチの適用に関する開示について検討した。

①その他の包括利益を通じたポートフォリオの再評価アプローチの全体的な適用

2012年10月の会議の検討によって、ポートフォリオ再評価アプローチのもとでは、ヘッジ手段は引き続き FVTPL で測定されることになる。しかし、今回の会議で、2013年5月に検討された総合的な観点に基づくアプローチに基づいて、管理対象リスクに関する再評価、及びヘッジ手段の公正価値の両方を、当期純利益ではなく、その他の包括利益で認識する代替的なアプローチを検討した。この代替的なアプローチは、2013年5月に検討された「実際の正味利息収入」アプローチと整合するが、ヘッジしていないポジションから生じる再評価のボラティリティは当期

---

<sup>161</sup> KPMG, FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue12, p.10

純利益に表示されないという問題点がある。したがって、この代替的なアプローチについて、ディスカッション・ペーパーにおいて、代替案の1つとして検討される予定となった<sup>162</sup>。

② 動的リスク管理活動及びポートフォリオ再評価アプローチの適用に関する開示

IASB は、この会議では、マクロヘッジのディスカッション・ペーパーにおいて要求される可能性がある開示の種類について、4つを提案した<sup>163</sup>。

・ 動的リスク管理活動の成果にかかわる目的及び方針に関する定性的情報

・ 算定されたリスク・ポジション及びポートフォリオ再評価アプローチの適用時の評価額に関する、定性的及び定量的な情報

・ ポートフォリオ再評価アプローチの企業の適用方法に関する情報

・ 動的リスク管理が企業の業績に与える、または与えるであろう影響に関する定性的及び定量的な情報

この4つの提案は、ディスカッション・ペーパーでさらに検討される予定となった。

以上で説明された各会議の内容は、マクロヘッジプロジェクトの重要な検討項目として、ディスカッション・ペーパーに組み込まれることになる。

---

<sup>162</sup> KPMG, FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue14, p.16

<sup>163</sup> KPMG, FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue14, p.17

### 第 3 節 IAS39 号における金利リスクのポートフォリオ・ヘッジ

第 3 章の IFRS9 号の改訂によれば、ポートフォリオ・ヘッジの適用は、IAS39 号に規定される内容を継続して適用することがわかった。IAS39 号では、主に銀行で行われているポートフォリオに基づくリスク管理活動を財務諸表に反映できるように、金融資産または金融負債のポートフォリオに関連する金利リスクの公正価値ヘッジを用いることを認めている<sup>164</sup>。IAS39 号における金利リスクのポートフォリオ・ヘッジの適用手続きは、一般ヘッジ会計と変わらない。適格なヘッジ対象とヘッジ手段を指定し、ヘッジ会計の適用要件を満たせば、ヘッジ会計の適用が認められる。この手続きは、以下の示すようになる。(IAS39.AG114、AG123、89A)

- (a) 金利リスクのヘッジ対象のポートフォリオを指定する。
- (b) ポートフォリオを予想される金利改定日に基づいて金利期間に割り振る。
- (c) (b)の割り振りに基づいて、ヘッジしたい金額を決定し、その金額と等しい資産または負債の金額（純額ではない）をヘッジ対象として指定する。
- (d) ヘッジしようとする金利リスクを指定する。
- (e) 各金利改定期間に 1 つまたは複数のヘッジ手段を指定する。
- (f) ヘッジの有効性を評価する。
- (g) (d)に起因する(c)の公正価値の変動を(b)で決定した予想される金利改定日に基づいて測定する。企業の文書化した有効性評価の方法を用いて査定した場合にヘッジが実際に高い程度に有効であったと判定されているならば、ヘッジ対象の公正価値の変動を、

---

<sup>164</sup> 山内高太郎(2014),前掲書 p.44

利得又は損失として純損益に認識し、また、次のいずれかのうち、1 つに認識する。この公正価値の変動は、個々の資産又は負債に配分する必要はない。

①ヘッジ対象が資産である金利改定期間について、資産の中の単一の独立科目である。

②ヘッジ対象が負債である金利改定期間について、負債の中の単一の独立科目である。

(h) ヘッジ手段の公正価値変動を測定し、利得または損失として損益に認識し、ヘッジ手段の公正価値を財政状態計算書に認識する。

(i) 非有効部分は、(g)と(h)の差額として損益に認識する。

以上のように IAS39 号では、純額によるヘッジはできず、ヘッジ対象に対して 1 つまたは複数のヘッジ手段を指定する必要がある<sup>165</sup>。この規定について DP では、「動的リスク管理のいくつかの側面に対応しているとしつつも、金利リスクに限定されていること、実務上の適用が困難なこと、リスク管理活動に関する有用な情報を財務諸表で提供するものではない (DP,par.1.9)」という指摘がある。

## 第 4 節 IASB マクロヘッジに関するディスカッション・ペーパーの意義

### 1. ディスカッション・ペーパーの目的

IASB は、2014 年 4 月 17 日にマクロヘッジに関する DP を公表した。現行のヘッジ会計基準 (IAS39 号) は、マクロヘッジの会計処理モデルを提供しているものの(金利リスクのポートフォリオ公正価値ヘッジ)、その中には、一般的な動的リスク管理活動の一部を反映するように制限

---

<sup>165</sup> 山内高太郎(2014),前掲書 p.45

が含まれている。動的リスク管理活動は多種多様であり、これらを反映する会計モデルがなければ、企業のリスク・ポジションを財務諸表上で忠実に表現することが難しくなることがある<sup>166</sup>。これらの問題に対応するため、IASBはDPを公表した。DPにおいて、IASBは企業が行う動的リスク管理活動について、実務的に運用可能であり、その経済的実質を財務諸表に忠実に反映することのできる新たなヘッジ会計の枠組みとして、ポートフォリオ再評価アプローチを検討している。一般ヘッジと同様に、マクロヘッジに関する会計処理のモデルも、ヘッジ会計の実務上の複雑性を削減する一方で、企業のリスク管理活動を一層反映させることを目的としている<sup>167</sup>。

さらに、DPでの予備的見解は、オープン・ポートフォリオにおけるリスクを動的に管理するすべての企業に潜在的に関連性があるので、銀行や金利リスクに限定することではなく、最終的に、企業がどのように影響を受けるかというのは重要なことになる。すなわち、DPの主要な目的は「IASBが、新しいモデルが財務諸表で提供する情報の有用性の増進をもたらすかどうか、また、どのようにもたらすのかを評価するとともに、探求しているモデルが運用可能かどうかを評価できるようにすることである（DP, IN14）」。

また、DPのタイトルでは、新しい言葉、「動的リスク管理」が言及された。したがって、DPでは、現行のヘッジ会計基準と違い、動的リスク管理に基づいて検討される。

## 2. 動的リスク管理

多くの企業は、金利リスクなどのリスクを、個々の契約ベースではな

---

<sup>166</sup> KPMG, Accounting for dynamic risk management activities, p.2

<sup>167</sup> KPMG, Accounting for dynamic risk management activities, p.2

く、ポートフォリオのベースで管理している。動的リスク管理とは、「オープン・ポートフォリオ」(すなわち、随時の追加または減少の対象となるポートフォリオ)が、ポートフォリオに関連する1つ以上のリスクを、識別、分析し、またリスクが軽減しているかまたはどのように軽減するかを決定する継続的なプロセスである<sup>168</sup>。したがって、動的リスク管理の主要な特性の1つは、「管理対象ポートフォリオから生じる純額オープン・リスク・ポジションの継続的な再評価である(DP, 1.1)」。

IASBは、動的リスク管理対象エクスポージャーのすべてを純損益を通じて公正価値で測定すること(以下、FVTPL)を検討したが、多くの場合、全面公正価値アプローチは、動的リスク管理の目的で識別されていないリスクについての企業の基礎となる管理を反映しない。すなわち、動的リスク管理活動の目的は「通常、管理対象エクスポージャーの公正価値変動リスクのすべてをヘッジすることではない(DP, 1.26)」。

マクロヘッジ会計は、主として銀行の金利リスク管理を対象としている。銀行は、住宅ローン、個人向けローン、企業向けローンなどの資産と、コア預金を含む要求払預金や定期預金などの負債で構成されるポートフォリオを有している<sup>169</sup>。DPでは、新たなマクロヘッジ会計モデルは、動的リスク管理活動を営む銀行の金利リスクを起点として開発されたが、銀行以外の業種、金利リスク以外のリスクも適用できるように検討する。さらに、現行のヘッジ会計基準は、リスク管理の「動的」な性質を反映していない。動的リスク管理に関する会計処理アプローチが必要であることから、ポートフォリオ再評価アプローチが登場することとなった。

---

<sup>168</sup> KPMG, Accounting for dynamic risk management activities, p.2

<sup>169</sup> 小柳千佳子(2014),金融商品プロジェクト：分類・測定、減損、マクロヘッジ, p.21

### 3. ポートフォリオ再評価アプローチ

#### (1) PRA の特徴

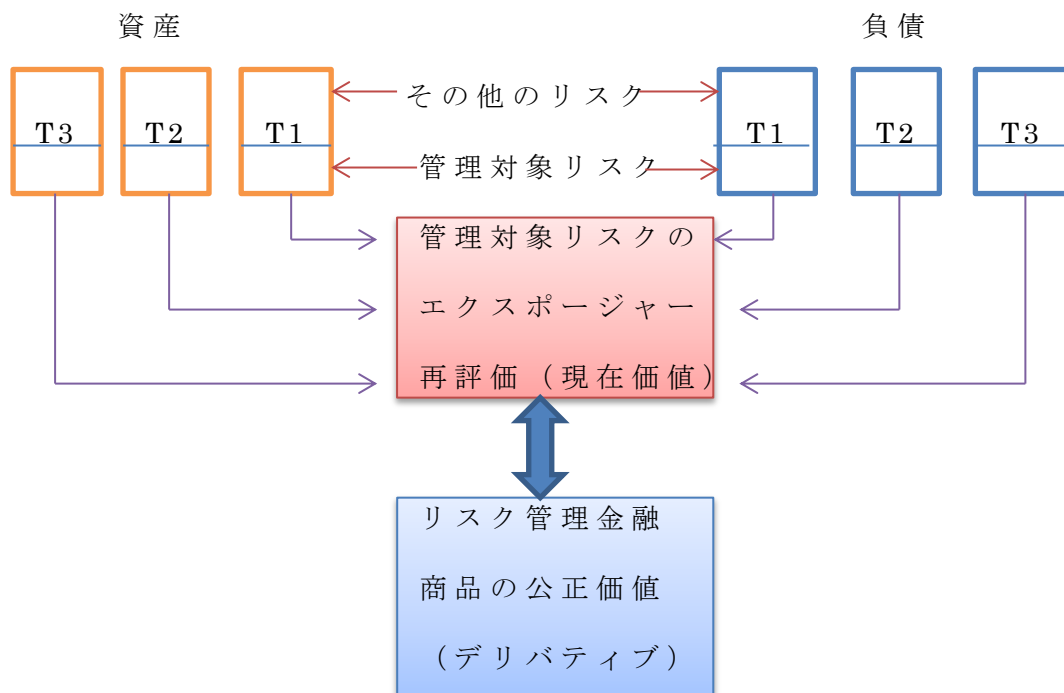
ポートフォリオ再評価アプローチ（Portfolio Revaluation Approach：以下、PRA）は、「時とともに変化し、関連するリスク管理プロセスが動的であるポートフォリオにおいて管理されているリスクに適用される。PRAでは、企業は、動的リスク管理が行われているエクスポージャーを調整して、管理されているリスクから生じる価値の変動の影響を反映するようにする。管理対象エクスポージャーについては、管理対象リスクだけが再評価される。すなわち、管理対象エクスポージャーは、全面公正価値では測定されない（DP, IN3)」。ポートフォリオ再評価アプローチは、管理対象ポートフォリオから生じる純額のオープン・リスク・ポジションを、管理対象リスクのみに関して再評価を行うことで、動的リスク管理の実態を財務諸表に忠実に反映させようとするものである<sup>170</sup>。例えば、銀行の場合は、金利マージンの変動を抑えるために、金利リスクを管理している。ポートフォリオがオープンであるため、金利リスクの管理は動的に行う必要があり、銀行は継続的にポートフォリオを再評価して、金利リスクのネットのエクスポージャーを算定し、デリバティブを使ってリスクを軽減するかどうかを決定している<sup>171</sup>。PRAの全体像は図表5-5の示すようになる。

---

<sup>170</sup> KPMG, Accounting for dynamic risk management activities, p.2

<sup>171</sup> 小柳千佳子(2014),前掲書 p.21

図表 5-5 PRA の全体像



出典：あらた監査法人アカウンティング・サポート部(2014),討議資料「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」,p.1135

したがって、PRA の特徴をまとめると、以下のとおりになる<sup>172</sup>。

- ① 全面公正価値モデルではない。
- ② 管理対象リスクのみが再評価の対象となる。
- ③ 再評価の純額が純損益に計上される。

## (2) PRA の会計処理

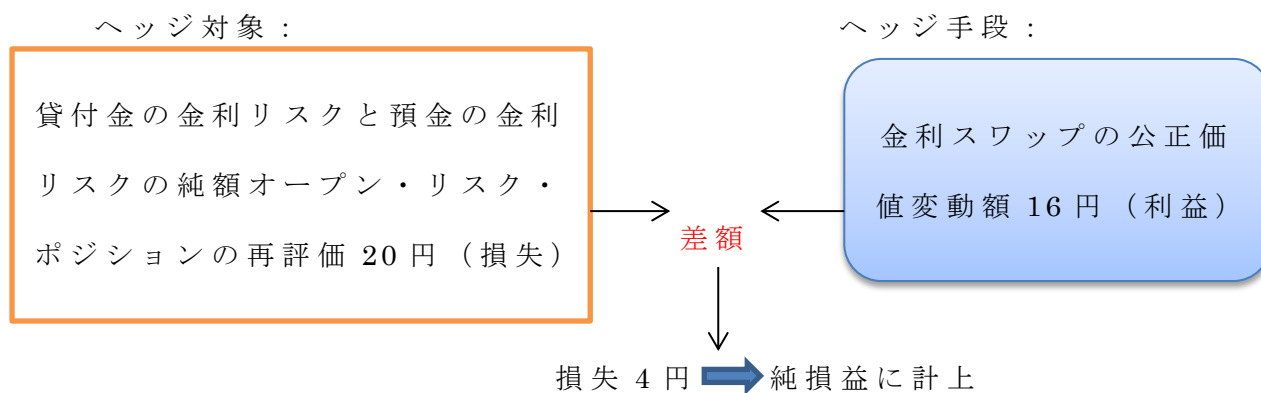
PRA の定義で示されたように、「PRA は、時とともに変化し、関連するリスク管理プロセスが動的であるポートフォリオにおいて管理されているリスクに適用される。PRA では、企業は、動的リスク管理が行われているエクスポージャーを調整して、管理されているリスクから生じる価値の変動の影響を反映するようにする。管理対象エクスポージャーに

<sup>172</sup> あらた監査法人アカウンティング・サポート部,前掲書 p.1134



については、管理対象リスクだけが再評価される。すなわち、管理対象エクスポージャーは、全面公正価値では測定されない（DP, IN3)」。まず、この再評価は、現在価値技法（公正価値）を使って行われる。再評価による調整額は、リスクを軽減するために用いられるリスク管理商品（デリバティブ）の公正価値変動の影響によって相殺され、純損益で認識する<sup>173</sup>。例えば、図表 5-6 の示すように、ヘッジ対象は貸付金と預金のポートフォリオとする。貸付金の金利リスクと預金の金利リスクのリスク・ポジションの再評価調整の純額が 20 円（損失）で、ヘッジ手段（デリバティブ）の公正価値変動が 16 円（利益）だとすると、ヘッジ対象の純額 20 円とヘッジ手段の公正価値変動 16 円との差額 4 円（損失）が純損益で認識されることになる。

図表 5-6 PRA の会計処理



(借)動的リスク管理からの純損失 4 (貸)動的リスク管理再評価 4

この貸付金と預金から構成されるポートフォリオの中のベンチマーク金利の変動について動的リスク管理を行うとする。ベンチマーク金利の変動による貸付金と預金の価値変動部分だけが再評価の対象となる。ポートフォリオに内在する信用リスク及び他のリスク要素は再評価の対

<sup>173</sup> 山中栄子(2014),IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー「ダイナミック・リスク管理の会計処理」②,p.42

象としない<sup>174</sup>。したがって、PRAは全面公正価値モデルではない。この会計処理は、PRAの特徴及び動的リスク管理活動の目的「通常、管理対象エクスポージャーの公正価値の全部の変動のリスクをヘッジすることではない（DP, 1.26）」と合致する。

### （3）管理対象エクスポージャーの再評価方法

前述したように、PRAは、管理対象ポートフォリオの再評価アプローチと言う。PRAの特徴は管理対象リスクのみが再評価の対象となるので、管理対象エクスポージャーの再評価の計算方法を検討する必要がある。

PRAでは、純額オープン・リスク・ポジションの再評価は、現在価値技法を用いて算定される。PRAの対象とされる管理対象エクスポージャーの金利リスクについての再評価は、次のように計算されることになる（DP, 4.1.2）。

（a）管理されている金利リスクに対するエクスポージャーを表すキャッシュフロー（分子）を、当該リスクについての現在の金利（分母）で割り引く。

（b）分子は、関連する金利エクスポージャーが固定なのか変動なのかに算定が左右される1組のキャッシュフローである。

①固定金利エクスポージャーについては、キャッシュフローは、金融商品が最初に金利リスクに対するエクスポージャーを生じさせた時点での、企業が管理しているリスクに対応する金利水準を基礎とし、当初の水準から変化しない。

②変動金利エクスポージャーについては、キャッシュフローは、現在価値を算定する時点で企業が管理しているリスクに対応する関連

---

<sup>174</sup> 山中栄子(2014),IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー「ダイナミック・リスク管理の会計処理」②, p.42

性のある金利を基礎とする。これらのキャッシュフローは、将来の変動する契約上の金利キャッシュフローを、フォワード・カーブと現在の金利期間についての直近の改定（もしあれば）を用いて予測することによって更新される。

(c) 上記(a)における分母となる割引率は、固定と変動の両方の金利エクスポージャーについて常に更新される。これは現在価値を計算する時点での金利である。金利の構成要素の変動のうち管理対象リスクの一部を構成していないもの(信用リスクや金融商品の流動性に関する変動など)は、再評価調整の一部とはならない。

DPの4.1.2項に示される再評価の計算式では、管理対象リスクのキャッシュフロー及び金利のみが分子・分母に影響することから、再評価損益にはリスク管理(ALM)部門で管理しているリスクについてのみの変動を表現することになり、事業単位で管理しているリスク部分は再評価損益から除かれることになるからである。

DPにより、銀行では、融資を行う事業単位に提供される内部資金の価格設定は、銀行にとっての資金調達ベンチマーク・コストに基づいて行われる(資金調達指標)。これは、稼得される正味金利収益を、顧客貸付の基礎となる価格設定指標ではなく、銀行のベンチマーク資金調達指標(すなわち、銀行の資金調達のコスト)の変動について変更するという動的リスク管理目的を表している。したがって、純額オープン・リスク・ポジションは、動的リスク管理を表現するためには、資金調達に使用されるベンチマーク指標に関して決定すべきである。要するに、顧客ローンの基礎となる価格設定指標が契約された際の主要な決定要因であるが、当該金利のその後の変動の影響は、銀行の動的リスク管理の範囲外であり、したがって、PRAを適用する目的上は考慮されない。こう

した状況で PRA の目的のために使用される関連性のある金利は、銀行の資金調達ベンチマーク金利指標カーブで表される資金調達指標である。

管理対象金利リスク再評価の具体的な計算は、以下の設例 5-1 に示すようになる。

#### 設例 5-1 金利リスク再評価調整の計算

額面金額が 100 円で満期が 2 年の固定金利の顧客ローンの価格設定である。取引日（20X0 年 12 月 31 日）現在の契約貸付金利は、価格設定指標 4.1%、相手方の信用スプレッド 3%、資金調達指標 4.5% である。第 1 回の再評価日（20X1 年 12 月 31 日）の価格設定指標 4.5%、相手方の信用スプレッド 3.5%、資金調達指標 5% である。

管理対象金利リスク	価格設定指標	資金調達指標
契約上のキャッシュフロー	7.1%	7.1%
再評価に使用するキャッシュフロー（分子）	4.1%	4.5%
第 1 回の再評価時の割引率（分母）	4.5%	5%

したがって、前述した DP の 4.1.2 項の計算式によって、この設例の取引日及び第 1 回の再評価時点の再評価調整は、資金調達指標から算出される分子と分母を使用して、次のように計算される。

	再評価 CU	再評価調整 CU
取引日（20X0 年 12 月 31 日）及び管理対象ポートフォリオに含まれた日	$4.5 \times (1.045)^{-1} + 104.5 \times (1.045)^{-2} = 100$	—
第 1 回の再評価日（20X1 年 12 月 31 日）	$104.5 \times (1.05)^{-1} = 99.52$	$99.52 - 100 = (0.48)$

この設例は、管理対象リスクが資金調達指標である場合には、相手方の信用リスクの変動や、顧客ローンの価格設定に使用される価格設定指

標と資金調達指標との間の差異は、動的リスク管理の一部ではないので、再評価調整には反映されない(DP,4.1.9)。管理対象ポートフォリオに係るキャッシュフローが予想される行動に基づいて作成され管理されている場合（期限前償還可能な住宅ローン又はコア要求払預金のポートフォリオなど）、分子に使用するキャッシュフローには、動的リスク管理を反映するために行動予測の影響を含めることが必要となる(DP,4.1.11)。この行動予測は、PRAと一般ヘッジ会計の主な相違の1つである。

#### (4) PRAと一般ヘッジ会計の比較

PRAの目的は、企業の動的リスク管理活動を財務諸表において忠実に表現することである。これも、DPの目的、「新しいモデルが財務諸表で提供する情報の有用性の増進をもたらすかどうか、また、どのようにもたらすのかを評価するとともに、探求しているモデルが運用可能かどうかを評価できるようにすることである。(DP, IN14)」と合致する。現行のヘッジ会計処理の要求事項の限界によって、PRAは、IAS第39号における金利リスクのポートフォリオ・ヘッジに対する公正価値ヘッジ会計を除く、一般ヘッジ会計との主な相違は図表5-7のとおりである。

図表 5-7 一般ヘッジと PRA の比較

項目	現行の一般ヘッジ会計規	PRA
(1)ヘッジ対象ポートフォリオ	・静的 ・クローズド・ポートフォリオ	・動的(連続的に変化) ・オープン・ポートフォリオ
(2)ヘッジ対象エクスポージャー	原則としてグロス(総額)・エクスポージャー	ネット(純額)・エクスポージャー

(3)ヘッジ対象キャッシュフロー	契約ベース	行動予測ベース
------------------	-------	---------

出典：新日本有限責任監査法人,IFRS ニュース：IASB の動向

#### (1) ヘッジ対象ポートフォリオ

現行の一般ヘッジ会計規定では、ヘッジ対象及びヘッジ手段の1対1の紐付きが要求され、中身が変わらない静的なリスク管理が前提になっている。このため、時々刻々と変化するオープン・ポートフォリオへの適用が困難となっている<sup>175</sup>。例えば、貸付金や債券といった資産ポートフォリオと要求払預金や社債といった負債ポートフォリオの金利変動リスクを純額ベースで管理し、その純額の変動リスクを金利スワップでヘッジしている場合、短期のクローズド・ポートフォリオのヘッジ指定の取消しと再指定を繰り返すというアプローチを採用することで、実質的にオープン・ポートフォリオを適用するため、企業がヘッジ対象リスクを動的に管理し、ヘッジ対象ポートフォリオを連続的に変化させる場合には、ヘッジ指定の取消しと再指定が必要となる点が問題となる。この点について、PRAは、オープン・ポートフォリオを前提として、頻繁なヘッジ指定の取消しと再指定は不要となる<sup>176</sup>。

#### (2) ヘッジ対象エクスポージャー

現行のヘッジ会計規定においては、外貨リスクのキャッシュフロー・ヘッジについて、一定の条件の下、純額ポジションのヘッジ指定及び会計処理が認められているが、これを除き、企業が資産・負債の総額ポジションをヘッジ指定することが要求される。このため、収益と費用が異なる期間に発生する場合には、企業の経済的なヘッジの効果が会計上反

<sup>175</sup> 企業会計基準委員会(2013),審議事項(1)-5,IASBマクロヘッジ活動の会計プロジェクト

<sup>176</sup> 新日本有限責任監査法人(2014),IFRS ニュース：IASB の動向

映されないという問題が生じている。これに対して、PRAでは、純額ポジションでのヘッジ指定を要求するので、こうした問題は解消されると想定されている<sup>177</sup>。

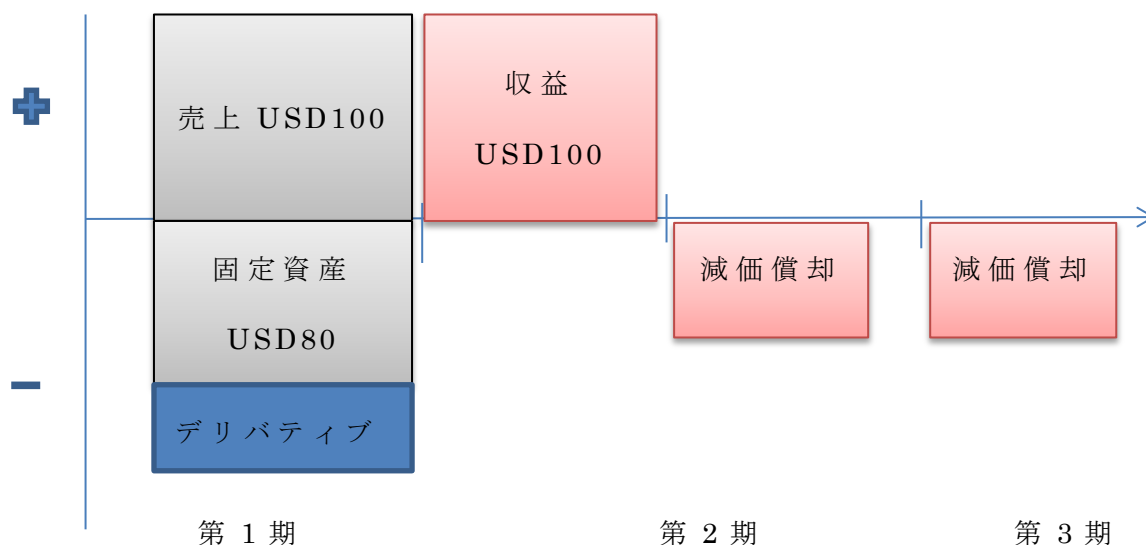
下記の図表 5-8 で示すように、同一通貨建ての予定取引に係るキャッシュ・インフロー（売上：100）及びキャッシュ・アウトフロー（固定資産購入：80）を純額ベースで経済的にヘッジするケースで、予定売上と予定購入それぞれに係るキャッシュフローが複数の報告期間の純損益に影響を与えることがある。この場合に、一定の要件を満たさない限りは、純額ポジションに相当する部分を総額のヘッジとして指定せざるを得ない（図表 5-8 でいえば、予定売上 100 のうちの 20 を総額のヘッジとしてヘッジ指定する）。そうすると、100 の予定売上のうち 20 のみがヘッジされた為替レートで売上計上され、残りの予定売上 80 及び予定購入 80 の減価償却費は、それぞれ（会計上の）取引発生時の直物レートで測定され、各期の純損益にヘッジの効果を反映させられないことになる<sup>178</sup>。

---

<sup>177</sup> 新日本有限責任監査法人(2014), IFRS ニュース : IASB の動向

<sup>178</sup> 新日本有限責任監査法人 IFRS 推進室

図表 5-8 純額ポジションのキャッシュフロー・ヘッジ



出典：新日本有限責任監査法人 IFRS 推進室

具体的な会計処理とその結果については図表 5-8 を基づいて設例を用いて説明する。

設例 5-2 (純額ポジションのキャッシュフロー・ヘッジ) 179

第 1 期末に売上 USD100 と固定資産 USD80 の購入が予定される。ヘッジ手段は為替予約 (USD20 売り)。固定資産は残存価額ゼロ、定額法により 2 年で償却される。機能通貨は円である。

<為替レート>

第 1 期末直物レート： 100 円/USD

予約レート： 120 円/USD

2 つの予定取引から生じる純額ポジション USD20 を構成する総額の売上 USD100 と総額の固定資産購入 USD80 をキャッシュフロー・ヘッジのヘッジ対象として指定する。要するに、純額ポジションのヘッジ対象は (売上 USD100 - 固定資産購入 USD80) であり、ヘッジ手段は為替予約 USD20 である。仕訳は次に示すようになる。

179 新日本有限責任監査法人 IFRS 推進室



《第1期末》

(借) 現金	10,000	(貸) 売上	10,000(*1)
(借) 固定資産	8,000	(貸) 現金	8,000(*1)
(借) デリバティブ	400(*2)	(貸) ヘッジ損益	2,000
	その他の包括利益		1,600(*3)
(借) 現金	400	(貸) デリバティブ	400

(\*1) 発生時レート (= 第1期末直物レート) で計上

(\*2) (予約レート 120 円 - 第1期末直物レート 100 円) × USD20 = 400

(\*3) (予約レート 120 円 - 第1期末直物レート 100 円) × USD80 = 1,600

《第2期末》

(借) 減価償却費	4,000(*4)	(貸) 固定資産	4,000
(借) ヘッジ損益	800(*5)	(貸) その他の包括利益	800

(\*4)  $8,000 \div 2 = 4,000$

(\*5)  $1,600 \div 2 = 800$

《第3期末》

(借) 減価償却費	4,000(*4)	(貸) 固定資産	4,000
(借) ヘッジ損益	800(*5)	(貸) その他の包括利益	800

設例 5-3 (総額ポジションのキャッシュフロー・ヘッジ) 180

取引内容及び前提条件は設例 5-2 と同一である。売上 USD100 のうち USD20 をキャッシュフロー・ヘッジのヘッジ対象として指定する。要するに、総額ポジションのヘッジ対象は売上 USD20 であり、ヘッジ手段は為替予約 USD20 である。仕訳は次の示すようになる。

《第1期末》

(借) 現金	10,000	(貸) 売上	10,000(*1)
--------	--------	--------	------------

180 新日本有限責任監査法人 IFRS 推進室

(借)	固定資産	8,000	(貸)	現金	8,000(*1)
(借)	デリバティブ	400(*2)	(貸)	その他の包括利益	400
(借)	その他の包括利益	400	(貸)	売上	400
(借)	現金	400	(貸)	デリバティブ	400

(\*1)発生時レート (= 第 1 期末直物レート) で計上

(\*2) (予約レート 120 円 - 第 1 期末直物レート 100 円) × USD20 = 400

≪ 第 2 期末 ≫

(借)	減価償却費	4,000(*3)	(貸)	固定資産	4,000
-----	-------	-----------	-----	------	-------

(\*3)  $8,000 \div 2 = 4,000$

≪ 第 3 期末 ≫

(借)	減価償却費	4,000(*3)	(貸)	固定資産	4,000
-----	-------	-----------	-----	------	-------

(\*3)  $8,000 \div 2 = 4,000$

IFRS 第 9 号では、以下に示す要件をすべて満たす限りにおいては純額ポジションのキャッシュフロー・ヘッジを行うことが認められている (IFRS9.6.6.1)。

- ① 項目グループが個々に適格なヘッジ対象である項目 (その構成要素も含む) で構成されている。
- ② 当該グループの各項目がリスク管理の目的上、グループとして一括して管理されている。
- ③ 項目グループのキャッシュフロー・ヘッジで、各項目のキャッシュフローの変動性が、グループのキャッシュフローの全体的な変動性にほぼ比例しているとは予想されず、相殺しあうリスク・ポジションが生じる場合において、(i) 為替リスクのヘッジであり、かつ、(ii) その純額ポジションの指定が、予定取引が純損益に影響すると見込まれる報告期間を、その内容及び数量とともに、特定している。

要するに、上記の取引がこれらの要件を満たす場合には、純額ポジションのキャッシュフロー・ヘッジが可能であり、その場合には、設例 5-2 に示すような会計処理となる。そこでは、第 1 期の最終利益は 12,000 ( $=100\text{USD}\times 120\text{円/USD}$ ) となり、また、第 2 期および第 3 期の最終損失は 4,800 ( $=40\text{USD}\times 120\text{円/USD}$ ) となり、それぞれ、キャッシュフローを 120 円/USD で固定した効果が表現されている。すなわち、収益と費用が異なる期間に発生する場合であっても、企業の経済的なヘッジの効果が会計上反映される。

しかしながら、上述の条件が満たされない場合には、純額ポジションのキャッシュフロー・ヘッジを行うことができない。したがって、この取引にヘッジ会計を適用する場合には、総額ポジションのキャッシュフロー・ヘッジとして、売上 USD100 のうち USD20 をキャッシュフロー・ヘッジのヘッジ対象として指定することになる。この場合の会計処理は設例 5-3 に示すようになるが、第 1 期の最終利益は 10,400、第 2 期と第 3 期の最終損失は 4,000 となり、キャッシュフローを 120 円/USD で固定した効果が表現されない。すなわち、収益と費用が異なる期間に発生するために、企業の経済的なヘッジの効果が会計上反映されないことになる。

したがって、PRA では、IFRS9.6.6.1 の条件を満たすことを前提として、純額ポジションでのヘッジ指定を要求し、収益と費用が異なる期間に発生する場合にヘッジの効果が会計上反映されないという問題の解消をはかっている。

### (3) ヘッジ対象キャッシュフロー

現行の一般ヘッジ会計規定では、原則として、ヘッジ対象キャッシュフローを契約ベースで取り扱う。しかし、実務上、例えば銀行は、契約

上の満期が到来したものの、預金者が引出しを行わず底溜りするコア要求払預金や、期限前償還オプションがいつ行使されるかといった、顧客行動を考慮したエクスポージャーの発生時期及びボリュームに基づきリスク管理を行っている。これに対して、PRAでは、こうした「行動予測ベース」に基づきヘッジ会計を適用することを検討している<sup>181</sup>。この行動予測ベースは、前述した管理対象エクスポージャー再評価に関するキャッシュフローには、動的リスク管理を反映するために行動予測の影響を含めることが必要となることと合致する。

次に、PRAを適用する目的上、管理対象ポートフォリオの範囲についてから検討する。

## 第5節 IASB マクロヘッジに関するディスカッション・ペーパーの問題検討

### 1. 管理対象ポートフォリオの範囲

現行のヘッジ会計基準ではヘッジ対象として適格ではないものがPRAではヘッジ対象に含まれる可能性がある。PRAを適用する目的上、管理対象ポートフォリオに含まれる可能性のあるエクスポージャーには、例えば、パイプライン取引とエクイティ・モデル・ブックがある。

#### (1) パイプライン取引

パイプライン取引（pipeline transaction）とは、広告した金利での固定金利商品の発行予定を指す口語の表現（DP,A7）。広告した金利は、取りやめることも拒否することもできるので、これらの取引はまだ確定約定ではない<sup>182</sup>。確定約定ではないので、一般ヘッジ会計に適格ではない。

---

<sup>181</sup> 新日本有限責任監査法人(2014), IFRS ニュース : IASB の動向

<sup>182</sup> デロイトトーマツ(2014),IASB がマクロヘッジ会計に関するディス

動的リスク管理の目的上、多くの銀行は、自由なオプションにより引き出される顧客残高の予想される量を、行動予測ベースで見積り、これに関連して発生する固定金利リスクを管理する(DP,A2.1)。一部の銀行は、現在パイプライン取引から生じる金利リスクについて再評価することには、たとえこうした取引は非常に可能性が高いと考えられる場合であっても、概念上の困難がある(DP,3.2.3)。「概念フレームワーク」では、負債の現行の定義は、「過去の事象から発生した企業の現在の義務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるもの」である。この定義は経済的強制と推定的義務の両方を含んでいる(DP,A2.3)。パイプライン取引は負債の定義の強制的義務を満たさないが、推定的義務に類似するものと考えられることが多い。したがって、見解として、広告した金利は、取りやめることも拒否することもできるなら、これらの取引はまだ確定約定ではないである。しかし、取りやめることも拒否することもできないなら、取引は確定約定になりうる。要するに、銀行は過去の経験によって、パイプライン取引が確定約定に認められる場合、PRAの対象に含めるべきと考える。

他の見解については、DPは「パイプライン取引が推定的義務の定義を満たすかどうか、事実及び状況によって決まることを示している。銀行の過去の行動や、いったん広告を提供した後は適用を認める以外の選択肢がないと銀行が考えている程度などである」という見解であり、山中は「パイプライン取引にかかる金利リスクを再評価することは、契約上の確定約定が成立していない将来取引にかかる損益を認識することになるという概念的な問題があるため、現行基準ではヘッジ会計の適用が認められていない。しかし、このような先日付の固定金利商品にかか

る金利リスクを動的リスク管理の一環として管理する実務が行われていることを考慮し、DPではPRAの適用可能性がある取引の1つとして問題提起している」という見解もある。

(2) エクイティ・モデル・ブック

エクイティ・モデル・ブック (equity model book, 以下 EMB) とは、「一部の銀行は、自己資本に対するリターンを、「金利に類似した基準リターン (すなわち、持分保有者の資金提供に対する報酬)」と「基準リターンを超える正味収益についての残余リターン」とに分解し、それらの全体的な動的リスク管理に自己資本管理目的を組み込んでいる。これはエクイティ・モデル・ブックと通称される。PRAを適用する際には、自己資本の基準リターンは通常、固定金利リスク特性として複製され、それから動的リスク管理に含められる (DP,A7)。」すなわち、EMBは、銀行が自己資本に対する固定レートのリターンを維持するための動的リスク管理手法の1つである。銀行がEMBを動的な金利リスク管理活動の一部と考えている場合には、EMB複製ポートフォリオ<sup>183</sup>は、金利の変動について再評価されることになる。EMBの例は図表5-9に示すようになる。

図表 5-9 PRAに EMB を含める場合

資産	円	負債	円
固定金利資産	60	固定金利負債	60
変動金利資産	40	変動金利負債	15
		自己資本 (みなし固定金利エクスポージャー)	25

<sup>183</sup> 複製ポートフォリオとは、金融商品又は資本のポートフォリオの具体的な特徴を、契約上の期間ではなく行動予測による期間に基づいて捕捉するために作成されるみなしポートフォリオ。例として、コア要求払預金と EMB がある。

純額リスク・ポジション：変動資産 25 と自己資本（固定負債とみなす） 25	
金利リスク再評価調整額：	損失 10－利益 8＝損失 2
金利スワップの公正価値変動：	利益 6
	純利益 4 計上

出典：DP,A1.2 をもとに筆者が作成した。

この図表は EMB を組み込む PRA の例である。例えば、資産は、固定金利資産 60、変動金利資産 40 であり、負債は、固定金利負債 60、変動金利負債 15、自己資本 25 である。EMB を組み込んで、純額リスク・ポジションは変動金利資産 25 と自己資本 25 である。この自己資本は固定金利負債とみなされる。ここで、変動金利資産の金利リスク再評価調整額は損失 10 と仮定し、自己資本の金利リスク再評価調整額は利益 8 と仮定すれば、金利リスク再評価調整純額は損失 2 となる。ヘッジ手段である金利スワップの公正価値変動利益を 6 と仮定すれば、再評価調整純額の損失 2 と相殺して、利益 4 が純利益に計上される。

EMB の問題点は、パイプライン取引と同様に、EMB に係る再評価調整は、「概念フレームワーク」における資産又は負債の定義を満たさない項目から生じるため、現行のヘッジ会計基準における適格なヘッジ対象ではない点である。EMB の利点は、これにより、銀行が自己資本に対して目標とする基準リターンを達成する能力について、透明性の高い情報を財務諸表利用者に提供する可能性がある点であるが、一般ヘッジとの一貫性の観点からの見解としては、自己資本は、財務諸表に認識される再評価損益を生じるべきではない。自己資本が時価評価不適當なので、公正価値ヘッジに対応されなくて、管理対象ポートフォリオに含まれないと考える。

他の見解については、日本公認会計士協会の意見書は「企業が動的リ

リスク管理により達成したリスク軽減を、PRA によって財務諸表に忠実に表現するためには、動的リスク管理の対象を PRA に含めることが必要となる。そのため、企業がパイプライン取引や EMB を動的リスク管理の対象としている場合には、それらを PRA の対象に含めることが、リスク管理の実態を表すことになると考えられる。しかしながら、パイプライン取引や EMB を PRA に含めることは、他の資産・負債と比較すると、PRA を通じて計上される資産・負債が概念フレームワークの定義を満たさない可能性が高くなり、概念フレームワークとの整合性も含め、追加の検討が必要と考える。また、パイプライン取引や EMB において使用される見積りの合理性を検証することは困難な場合もあると考えられるため、検証可能性の観点からも懸念がある」という見解がある。

## 2. PRA の適用範囲

PRA の適用範囲は、財務諸表利用者に提供される情報や、企業にとってどのぐらい運用面で実行可能となるのかに重大な影響がある(DP,5.1.1)。動的リスク管理を財務諸表に忠実に反映するために、DP では、「動的リスク管理に焦点を当てたアプローチ」と「リスクの軽減に焦点を当てたアプローチ」という 2 つのアプローチが議論される。以下は、この 2 つのアプローチについて説明する。

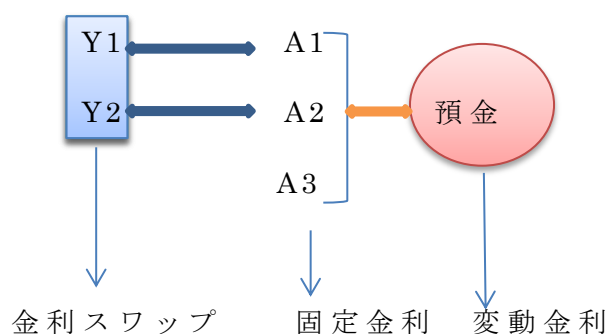
### (1) 動的リスク管理に焦点を当てたアプローチ

動的リスク管理について、3 つの要素がある。リスクの識別、分析及びヘッジを通じての軽減である。動的リスク管理に焦点を当てたアプローチにおいては、これらの 3 つの要素のいずれか 1 つ以上存在する場合、PRA が適用される(DP,5.1.2)。このアプローチでは、リスク・ポジションのすべての影響を適時に財務諸表に表わし、デリバティブとともにその全体像を示すことを目的としている。そのため、リスク・ポジション



として特定し、分析しているものの、リスク管理上ヘッジの対象としていないポジションも PRA の対象となる<sup>184</sup>。すなわち、ヘッジが行われるか否かに関わらず、リスク移転を行っていない部分も含めてリスク管理対象ポジション全体を PRA により再評価する。このヘッジによるリスク移転が行わなかった部分のリスク・ポジションは、純損益ボラティリティを生じさせる。例としての説明は図表 5-10 となる。

図表 5-10 PRA 適用範囲の例



出典：DP,5.2.27 をもとに筆者が作成した。

図表 5-10 は、ある銀行が 3 つの固定金利ローンのサブポートフォリオ（A1、A2、A3）を有しており、すべてを動的に管理している。この A1、A2 及び A3 はすべて、変動金利の預金で資金を得ている。金利スワップ Y1 と Y2 は A1 と A2 にそれぞれ対応し、ヘッジを行っている。A3 はヘッジしないことになる。PRA の適用範囲を動的リスク管理に焦点を当てたアプローチとすれば、A1、A2 及び A3 はすべて PRA を使用して会計処理することが必要となる。そして、管理対象サブポートフォリオの金利リスクについての再評価は、すべてが含まれることになる。純額オープン・リスク・ポジションがヘッジされているポートフォリオ A1 と A2 と、ヘッジしないままとしているポートフォリオ A3 の両方である

<sup>184</sup> 山中栄子(2014),IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー「ダイナミック・リスク管理の会計処理」④,p.42

(DP,5.2.27)。

#### ① 利点

動的リスク管理を行う企業にとって、PRAを適用した財務諸表利用者にとって、有用な情報を提供するかということ、利益とそれに対応するリスクを利益の源泉ごとに理解できるようになることは、動的リスク管理に焦点を当てたアプローチの重要な利点である。また、ヘッジしていないポジションも評価することで、リスク・ポジションの全体像を表現できる利点もある(DP,pp.60-61)。

#### ② 欠点

ヘッジしていないポジションを評価することで、利点があることに对照して、問題点も指摘されている。例えば、動的リスク管理を行う企業とそうでない企業の比較が難しくなることがある。動的リスク管理は行っているもののヘッジを行っていない場合は、再評価差額に見合うデリバティブがないため、損益ボラティリティが大きく報告されてしまうのに対し、動的リスク管理を行わない企業はPRAを適用しないため、オープンポジションのボラティリティが会計上反映されない<sup>185</sup>。

#### (2) リスクの軽減に焦点を当てたアプローチ

DPによれば、リスクの軽減に焦点を当てたアプローチにおいては、リスクの識別、分析及びヘッジを通じての軽減、この3つの要素のすべてが存在する場合、PRAが適用される。管理対象ポートフォリオのうち、リスク移転を行った部分のみPRAにより再評価する。すなわち、ヘッジが行われる部分のみ、PRAが適用される。DPでは、このアプローチの中での2つの方法を提案した。サブポートフォリオ・アプローチと比例

---

<sup>185</sup> 山中栄子(2014),IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー「ダイナミック・リスク管理の会計処理」④,p.42

的アプローチである。

#### ① サポートフォリオ・アプローチ

このアプローチでは、PRAの適用範囲は、ヘッジを通じてのリスク軽減活動が行われている動的に管理されているサポートフォリオだけに限定されることになる。例えば、銀行が固定金利エクスポージャーを含む複数のサポートフォリオを金利スワップでヘッジしているとする。ヘッジされているサポートフォリオを銀行が明確に識別できる場合には、PRAは当該サポートフォリオだけに適用されることになる(DP,5.2.13)。

#### ② 比例的アプローチ

このアプローチでは、ヘッジ対象ポジションが、動的に管理されているポートフォリオの比例部分として決定される。例えば、銀行が、管理対象ポートフォリオにおける名目での金利リスク・エクスポージャーの60%をヘッジしていると識別している場合には、PRAは当該比例部分だけに適用されることになる(DP,5.2.15)。

また図表 5-10 を使用すれば、サポートフォリオ・アプローチと比例的アプローチのいずれでも、再評価調整はヘッジされているエクスポージャーに限定されることになる。したがって、純損益ボラティリティはA1とA2のヘッジの非有効部分またはポートフォリオ全体の比例(例えば60%)だけを反映することになる。A3またはヘッジしていない40%の部分は、再評価されないことになる(DP,5.2.28)。

#### ③ 利点と欠点

リスクの軽減に焦点を当てたアプローチによると、利点については、ヘッジしているサポートフォリオまたは比例部分だけを再評価するため、結果として認識される純損益ボラティリティは、ヘッジの非有効部

分を表す。ヘッジ戦略による純損益ボラティリティ軽減効果を会計上表すことができると同時に、ヘッジしていない部分からの純損益ボラティリティを抑制することができる<sup>186</sup>。これに対して、欠点については、このアプローチを適用するためには、ヘッジ部分を明確に特定できることが条件となるため、運用可能性や概念的な理由から懸念が指摘されている。例えば、サブポートフォリオ・アプローチでは、銀行は、複数のサブポートフォリオをリスク管理金融商品とともに包括的で統合された方法で管理していることが多いので、どのサブポートフォリオを選択すべきかの決定が恣意的となるおそれがある。また、比例的アプローチでは、ヘッジされる比例部分も頻繁に変動する可能性がある(DP,5.2.21)。

### (3) 適用範囲の選択

「動的リスク管理に焦点を当てたアプローチ」と「リスク軽減に焦点を当てたアプローチ」との利点と欠点をまとめると、図表 5-11 のように示している。

図表 5-11 PRA 適用範囲の比較

アプローチ	特徴	利点	欠点	DP の目的
動的リスク管理に焦点を当てたアプローチ	ヘッジが行われるか否か関係なく、全体に PRA 適用	有用な情報を提供する	純損益のボラティリティが大きくなる	将来的に銀行業に広く適用する
リスク軽減に焦点を当てたアプローチ	ヘッジが行われる部分のみ、PRA 適用	純損益ボラティリティを抑制することができる	実際運用が難しい	ヘッジ会計の改善とする

<sup>186</sup> 山中栄子(2014),IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー「ダイナミック・リスク管理の会計処理」⑤,p.42

出典：DP セクション 5 をもとに筆者が作成した。

この 2 つのアプローチのいずれを選択しても、利点と欠点がある。現在 IASB は中立的な立場にあり、明確な見解は述べていないので、PRA の適用範囲の選択は残された課題である。動的リスク管理の反映または純損益ボラティリティの安定のどちらにより重点をおくか、選択の傾向性が大きく異なる<sup>187</sup>。選択は、IASB が本 DP の目的を①ヘッジ会計の改善（すなわち、純損益ボラティリティの削減）とするのか、②将来的に銀行業に広く適用する基準にするかに依存する。①の場合には「リスク軽減に焦点を当てたアプローチ」となり、②の場合には「動的リスク管理に焦点を当てたアプローチ」となる<sup>188</sup>。ただし、リスク管理の実態を適切に反映する新しいアプローチを開発するという新たなモデル開発の趣旨を考えると、純損益ボラティリティの削減はおそらく最優先になるであろう<sup>189</sup>。

また、一般ヘッジ会計におけるヘッジの有効性は、ヘッジ対象とヘッジ手段を相殺する部分、つまりヘッジが行われる部分が有効と認められる。したがって、PRA の適用範囲は、一般ヘッジとの一貫性の観点から見ると、ヘッジが行われる部分のみ PRA を適用すべきと考える。要するに、「リスク軽減に焦点を当てたアプローチ」が選択される傾向性が大きいと思われる。

### 3. PRA の表示

DP では、銀行による動的な金利リスク管理の実態を財務諸表上適切

---

<sup>187</sup> 山中栄子(2014),IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー「ダイナミック・リスク管理の会計処理」④,p.42

<sup>188</sup> 日本証券アナリスト協会(2014),討議資料「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」についての意見書,p.4

<sup>189</sup> 山中栄子(2014),IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー「ダイナミック・リスク管理の会計処理」⑩,p.33

に反映する表示方法として、①財政状態計算書については3つの代替案②包括利益計算書については2つの代替案及び③内部デリバティブの総額表示の仕方が検討されている。さらに、IASBの2015年3月における金融商品プロジェクトに関する審議会において、この3つの表示方法に関して寄せられたフィードバックが示された。ほとんどの回答者が、財政状態計算書における単一の純額表示科目による表示と包括利益計算書における実際の正味金利収益の表示を支持した。内部デリバティブの総額表示については、様々な懸念が提起された<sup>190</sup>。

#### (1) 財政状態計算書における表示

財政状態計算書の3つの代替案は、①科目ごとのグロスアップ②資産と負債に対する調整の合計額についての独立科目③単一の純額表示科目である。この3つの代替案の間の主要な相違点は、再評価調整の表示が純額となるのか総額となるのかである。「科目ごとのグロスアップ(総額表示法)」は、管理対象ポートフォリオとしてのローン、債券、預金などの表示科目ごとに再評価差額を反映する方法である。「資産と負債に対する調整の合計額についての独立科目(資産・負債ごとの純額表示法)」は、再評価差額の合計額を資産または負債それぞれ別個に表示する方法である。「単一の純額表示科目(単独純額表示法)」は、再評価差額全体を純額で表示する方法である(DP,6.1.4)。

この3つの代替案の利点と欠点について、「総額表示法」は、動的なリスク管理の成果を表示科目ごとに定量化することができるが、動的リスク管理の純額ポジションに焦点を当てていることと不整合であるという見方があり、実務上の煩雑性も懸念される。また、管理対象エクスポ

---

<sup>190</sup> KPMG(2015), FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue22, p.1

ージャーのすべてが金融資産及び金融負債として認識されるわけではない。資産または負債の定義を満たさないパイプライン取引や EMB などの未認識の確定約定も PRA の対象となることを考えると概念の整理も必要であり、ほか 2 つの表示方法に比べて課題が多い<sup>191</sup>。これに対して、「資産・負債ごとの純額表示法」と「単独純額表示法」は、動的リスク管理の観点との整合が高くなる可能性がある。現時点では、「資産・負債ごとの純額表示法」を選択すれば、動的リスク管理全体の効果が資産・負債の両面で把握でき、相対的に良いと考えている<sup>192</sup>見解がある。また、前述した IASB の 3 月の審議会によって、回答者は単一の純額表示法を支持した理由は、①純額オープン・リスク・エクスポージャーの動的リスク管理と整合すること②再評価調整を資産及び負債の異なる表示科目に配分する必要がないため、運用が容易であること及び③科目ごとのクロスアップでは、各表示科目を償却原価でも公正価値でもない金額で表示することになること<sup>193</sup>があげられた。

## (2) 包括利益計算書における表示

DP では、包括利益計算書については、純金利収益と動的リスク管理による再評価の影響を表示する 2 つの表示の代替案を検討している。この 2 つの代替案は①実際正味金利収益表示と②安定的正味金利収益表示である。代替案は両方とも、動的リスク管理の影響について調整した正味金利収益と、管理対象ポートフォリオ及びリスク管理金融商品から生じた正味の再評価の影響とを表示することになる(DP,6.1.3)。

---

<sup>191</sup> 山中栄子(2014),IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー「ダイナミック・リスク管理の会計処理」⑨,p.41

<sup>192</sup> 日本証券アナリスト協会(2014),前掲書 p.5

<sup>193</sup> KPMG(2015),FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue22, p.6

#### ① 実際正味金利収益表示法

「実際正味金利収益表示法」は、実際の金利収益及び金利費用を、リスク管理金融商品からの正味金利収益を表示するための追加の金利の科目とともに表示する(DP,6.1.13)。すなわち、実効金利法を用いて算定した金利収益と金利費用に、ヘッジ手段の正味金利発生額を加えて、正味金利収益を表示する方法である<sup>194</sup>。この代替案の利点は、まず、リスク管理活動反映前の金利収益と金利費用にリスク管理商品を加味することで、リスク管理活動反映後の正味金利収益が報告される。すなわち、正味金利収益についての動的リスク管理の前後での見方を提供することである。また、ポートフォリオ内の金利ミスマッチの一部を金利スワップでヘッジしている場合は、ヘッジしていないオープンポジションにかかるミスマッチの変動性も含めることで、リスク管理目的と整合した報告となることである<sup>195</sup>。さらに、管理対象ポートフォリオにおける管理対象エクスポージャーからの金利収益又は金利費用の会計処理に変更がないので、実務上の適用がより容易となることである(DP,6.1.14)。

#### ② 安定的正味金利収益表示法

「安定的正味金利収益表示法」は、銀行の動的リスク管理目的が正味金利収益を安定させることであると仮定して報告される(DP,6.1.13)。すなわち、銀行が金利リスク管理で達成しようとしている安定的な正味金利収益の表示に焦点した方法である。リスク管理商品の金利が正味金利収益の内訳として表示されないこと以外は、「実際正味金利収益表示法」と同じ科目表示となる。また、「実際正味金利収益表示法」では将来の金

---

<sup>194</sup> 山中栄子(2014),IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー「ダイナミック・リスク管理の会計処理」⑨,p.41

<sup>195</sup> 山中栄子(2014),IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー「ダイナミック・リスク管理の会計処理」⑨,p.41



利ミスマッチ（未実現）にかかる変動性のみが報告されるのに対し、「安定的正味金利収益表示法」では実現損益を含むすべての変動性情報が報告される<sup>196</sup>。この代替案の欠点は、実際に安定した正味金利収益の実現が達成できたか否かにかかわらず、目的が達成できたという前提で毎期定額の正味金利収益を表示するため、銀行の動的リスク管理活動の結果と目標とは異なることがある点である<sup>197</sup>。

現時点では、動的リスク管理の成果を包括利益計算書に示すなら、「実際正味金利収益表示法」が相対的に良いと考えられる。この方法による場合には、実際の正味金利収益を調整することなく、ヘッジによる影響を表示することができるためである。これに対して、「安定的正味金利収益表示法」は、正味金利は期間にわたり安定的であるとの仮定に基づいているが、市場の金利変動やリスク管理上のエラーが正味金利収益に影響を与える実態を表示しない。財務諸表の表示数値としては不適切である<sup>198</sup>。また、前述したIASBの3月の審議会によって、回答者は実際の正味金利収益の表示を支持した理由は、①リスク管理デリバティブを使用した動的リスク管理について、明確な情報を提供することになる。すなわち、金利収益及び費用は実効金利法を用いて表示され、PRAの影響は別個に表示されること、②金利収益及び費用の表示は、IFRS9号における償却原価測定及び実効金利法の要求事項と整合すること及び③安定的な正味金利収益の表示は、正味金利収益が完全にヘッジされたかのよ

---

<sup>196</sup> 山中栄子(2014),IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー「ダイナミック・リスク管理の会計処理」⑨,p.41

<sup>197</sup> 山中栄子(2014),IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー「ダイナミック・リスク管理の会計処理」⑨,p.41

<sup>198</sup> 日本公認会計士協会(2014),前掲書 p.14

うに表示されるため、動的リスク管理活動の実態を表さないこと<sup>199</sup>である。

### (3) 内部デリバティブの表示

銀行は通常、リスク管理（又は ALM）とトレーディングを区分している。この 2 つの種類によると、同様の金融商品を使用する場合でも、事業目的が異なっている。銀行の動的金利リスク管理の主要な目的は、銀行の融資及び資金調達（バンキング勘定）活動からの正味金利収益を管理することである。これに対して、トレーディング単位はトレーディング利益目的を有している(DP,A4.2.2)。

内部デリバティブとは、連結企業集団内の事業単位間での締結されるデリバティブである(DP,A7)。銀行における内部デリバティブは、リスク管理からトレーディングへのリスクの移転を表す(DP,6.2.3)ことである。DPでは、この内部デリバティブの表示はPRAを適用すべきかどうかを検討されている。

DPでは、PRAを適用する際、動的リスク管理活動とトレーディング活動を財務諸表に忠実に表示するためには、リスク管理とトレーディングとの間の相殺関係にある内部デリバティブを包括利益計算書において総額表示して、「動的リスク管理による正味再評価影響額」と「トレーディング活動」の一部として、別々に収益を報告することが必要としている。PRAの適用は、内部デリバティブからの純損益への正味影響額はゼロになる(DP,6.2.2)。

今までの会計基準におけるヘッジ会計の前提条件は、ヘッジ手段としての外部デリバティブの存在であるが、動的リスク管理の一部として使

---

<sup>199</sup> KPMG(2015),FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER  
Issue22,p.6

用する内部デリバティブが PRA の適用要件を満たす場合には、外部デリバティブの特定を行う必要がなくなるため、PRA の運用面での実行可能性は高まる。また、包括利益計算書での内部デリバティブ総額表示は、企業の動的リスク管理の手法と整合的である<sup>200</sup>という指摘が行われている。ただし、内部デリバティブを財務諸表に総額表示する場合、同一取引が複数回計上されることになるが、これは企業の財政状態を必ずしも忠実に表現していない可能性があり、会計情報の有用性が低下する恐れがある<sup>201</sup>という指摘も行われている。

また、IASB の 3 月の審議会によって、回答者は内部デリバティブの総額表示を支持した理由は、① PRA を適用する際に使用した内部デリバティブと外部デリバティブをマッチングさせる必要がないため、運用が容易であること及び② ALM 単位内の動的リスク管理活動とトレーディング単位内のトレーディング活動の両方を忠実に表現することができること<sup>202</sup>である。この支持した理由に対して、様々な懸念も提起された。例えば、1 つは、内部取引は連結財務諸表上相殺消去しなければならないこと及び財務報告の目的は、外部取引を説明することであり、内部デリバティブは法的拘束力のある取引ではないことによって、連結財務諸表の表示に関する一般的な概念と整合しなくなること。もう 1 つは、内部デリバティブの使用は企業固有のものであるため、比較可能性が低下

---

<sup>200</sup> 日本公認会計士協会(2014),IASB ディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」に対する意見,p.15

<sup>201</sup> 一般社団法人全国銀行協会(2014), 国際会計基準審議会 (IASB) ディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」に対する意見について,p.6

<sup>202</sup> KPMG(2015),FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue22, p.7

すること<sup>203</sup>という指摘も行っている。

以上の財政状態計算書、包括利益計算書および内部デリバティブの表示方法をまとめて、図表 5-12 に示すようになる。

図表 5-12 PRA の表示方法

PRA の表示方法		特徴	利点	欠点
財政状態計算書の表示	総額表示法	管理対象ポートフォリオとしてのローン、債券、預金などの表示科目ごとに再評価差額を反映する	動的なリスク管理の成果を表示科目ごとに定量化することができ	① 動的リスク管理の純額ポジションに焦点を当てていることと不整合である ② 各表示科目を償却原価でも公正価値でもない金額で表示することになる
	資産・負債ごとの純額表示法	再評価差額の合計額を資産または負債それぞれ別個に表示する	動的リスク管理全体の効果が資産・負債の両面で把握できる	
	単独純額表示法	再評価差額全体を純額で表示する	① 純額オープン・リスク・エクスポージャーの動的リスク管理と整合すること	

<sup>203</sup> KPMG(2015), FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue22, p.7

			② 再評価調整を資産及び負債の異なる表示科目に配分する必要がないため、運用が容易であること	
包括利益計算書の表示	実際正味金利収益表示法	実効金利法を用いて算定した金利収益と金利費用に、ヘッジ手段の正味金利発生額を加えて、正味金利収益を表示する	① 金利収益及び費用は実効金利法を用いて表示され、PRAの影響は別個に表示されること ② 金利収益及び費用の表示は、IFRS9号における償却原価測定及び実効金利法の要求事項と整合すること	
	安定的正味金利収益表示法	銀行が金利リスク管理で達成しようとしている安定的な正味金		正味金利収益が完全にヘッジされたかのように表示されるため、動的リスク管理

		利収益の表示に 焦点した		活動の実態を表さな いこと
内部デ リバテ ィブの 表示	総額表 示	内部デリバティ ブからの純損益 への正味影響額 はゼロになる	①運用が容易で あること ②ALM とトレー ディング活動の 両方を忠実に表 現することがで きること	①連結財務諸表の表 示に関する一般的な 概念と整合しなくな ること ②比較可能性が低下 すること

出典：DP セクション 6 をもとに筆者が作成した。

したがって、表示の問題については、様々な意見によると、財政状態計算書における単一の純額表示科目による表示と包括利益計算書における実際の正味金利収益の表示は、選択される可能性が高いと考えられる。また、内部デリバティブの総額表示については、まだ続けて検討される必要があると思う。

#### 4. 代替的アプローチ：その他の包括利益を通じたの PRA

DP によれば、動的风险管理の目的は、リスク管理後の正味金利収益の安定を図ることにある。DP により、多くの作成者が、動的风险管理は、再評価リスクではなく正味金利収益キャッシュフローの管理に焦点を当てることが多いと指摘している。その結果、再評価に基づく会計処理アプローチが動的风险管理を適切に反映しないことを懸念している。このため、DP の最後、PRA に対する代替的アプローチ：その他の包括利益アプローチを検討した。その他の包括利益アプローチでは、管理対象ポートフォリオの再評価とリスク管理金融商品の公正価値の変動は、純損益ではなく、その他の包括利益に認識されることになる。正

味金利収益の表示は、実際正味金利収益表示アプローチだけが適用できる。

その他の包括利益アプローチの利点については、まず、その他の包括利益の使用により PRA のより広い範囲の項目への適用が容易となるのならば、目的適合性がある可能性がある（例えば、適用がリスク軽減への焦点ではなく動的リスク管理への焦点に基づくとした場合）。また、その他の包括利益アプローチは、企業の動的リスク管理活動について同じ情報を伝えることになるが、将来に向かっての動的リスク管理の考え方との整合性がより高い方法で表示することになる。例えば、再評価の影響は、将来の正味金利収益についての純額オープン・リスク・ポジションに関する情報を提供するので、企業の当期における資源からのリターンには関連性がないと考えられるが、企業の将来のリスク特性を適切に示すので有用と考えられる<sup>204</sup>。

その他の包括利益アプローチの利点に対して、欠点については、まず、PRA を開発した際に適用された仮定（すなわち、すべてのリスク管理金融商品が公正価値で測定され、公正価値の変動が純損益に認識される）と不整合である。次に、内部デリバティブの取扱いの変更又は再検討が必要となる可能性がある。内部デリバティブの総額表示が、純損益には影響がゼロとなるので、その他の包括利益に認識するとした場合には、内部デリバティブが報告利益に影響を与えることになる。また、管理対象エクスポージャーの再評価とリスク管理金融商品の公正価値変動をその他の包括利益に認識する場合には、満期前に認識の中止を行う場合に困難が生じる可能性がある。管理対象エクスポージャー又はリスク管理金融商品の認識の中止を満期前に行う場合には、帳簿価格の認識の中止

---

<sup>204</sup> DP, pp.94~95

が財政状態計算書から行われ、認識の中止にかかる損益を通じて包括利益計算書に含められる。しかし、再評価の影響が純損益ではなく、その他の包括利益に認識された場合には、リサイクリングの必要が生じ、それにより動的リスク管理の会計処理の運用面での複雑性が増大する<sup>205</sup>。したがって、現在その他の包括利益アプローチが考慮すべきではないと考えられる。

## 小括

本章では、マクロヘッジ会計の意義、プロジェクトの経緯、および DP の意義と一部分の問題の検討について説明した。DP において提唱されている PRA は、従来のヘッジ会計モデルの発想を大きく転換するものである。DP の問題検討は、現在の段階では、結論がまだ出ていないが、管理対象ポートフォリオに関するパイプライン取引と EMB ならびに PRA の適用範囲のアプローチおよび PRA の表示方法などについて筆者の見解を明らかにした。

## 終章 結論及び今後の研究課題

### 第 1 節 結論

本研究では、ヘッジ会計を一般ヘッジ会計とマクロヘッジ会計に区分し、ヘッジ会計を総合的にとらえて、その体系性と一貫性の観点から検討すると同時に日本の銀行業におけるヘッジ会計の実態を明らかにした。ヘッジ会計のこのような総合的研究は他にないと考える。

最初に、金融商品会計のうち、ヘッジ会計に焦点を当たって、ヘッジ会計の必要性から検討し、ヘッジ会計を一般ヘッジとマクロヘッジに分

---

<sup>205</sup> DP, pp.95~96



けて、一般ヘッジ会計におけるヘッジ対象、ヘッジ手段、及びヘッジ会計の方法を分析して、その特徴を把握し、次いで提案されている新たなマクロヘッジ会計のモデルを検討し、ヘッジ会計全体としての体系性と一貫性を考察した。具体的の結果は次のようになる。

第1に、金融商品測定における混合測定を支持し、それとの関連でヘッジ会計の必要性を主張した。すべての金融商品を公正価値で測定する全面公正価値測定の下ではヘッジ会計が不要となる。FASB および IASB は、金融商品の全面公正価値測定の方角で検討し、ヘッジ会計を全面否定しようとしたが、現段階では、時価と取得原価の混合アプローチを採用すべきであり、混合アプローチの下でヘッジ会計の長所と短所を比較考量した結果、ヘッジ会計の必要性を確認した。

第2に、FASB、IASB および ASBJ で一般ヘッジ会計の方法の比較を行い、ASBJ における繰延ヘッジ会計と FASB および IASB のキャッシュフロー・ヘッジの相違点、ASBJ における時価ヘッジ会計と FASB および IASB における公正価値ヘッジ会計の相違点が主としてヘッジ対象にあることを明らかにした。

また、公正価値ヘッジ会計と繰延ヘッジ会計の比較検討を行い、繰延ヘッジ会計の優位性を主張した。公正価値ヘッジ会計に関して、ヘッジ手段とヘッジ対象の逆転現象が指摘された。この指摘は本研究の特徴の一つである。ヘッジ対象に生じる損益をヘッジ手段にかかる損益で相殺するのではなく、ヘッジ手段に発生する損益をヘッジ対象にかかる損益で相殺するという「ヘッジ手段とヘッジ対象の逆転」が生じるという指摘である。それに対して、繰延ヘッジ会計では、ヘッジ対象について損益が認識される会計期間にヘッジ手段に係る損益が認識されるので、ヘッジ手段とヘッジ対象の逆転現象を回避することができる。これが繰延

ヘッジ会計の優位性の第一根拠である。

公正価値ヘッジ会計では、一般会計では取得原価又は償却原価法で測定される資産・負債項目が公正価値で評価されることがあり、GAAPとの整合性に欠けることになる。それに対して繰延ヘッジ会計はGAAPとの整合性を維持できる。また、公正価値ヘッジ会計では双務未履行の確定約定の公正価値評価を通じて資産又は負債を認識するが、これもGAAPに反する。それに対して繰延ヘッジはGAAPに反するような予定取引に関する資産又は負債の認識を行わない。資産・負債の測定および確定約定を含む予定取引の認識測定に関するGAAPとの整合性が繰延ヘッジの優位性の第二根拠である。繰延ヘッジ会計の優位性を本研究では次のようにまとめた。

1 つは、繰延アプローチによれば、ヘッジ対象について損益が認識される会計期間にヘッジ手段に係る損益が認識されるので、ヘッジ手段とヘッジ対象の逆転現象を回避することができる。

2 つは、繰延アプローチによれば、双務未履行段階の予定取引に関して損益を認識しないで済ませることができる。これはGAAPと整合する。

3 つは、繰延アプローチによれば、他の会計基準で時価評価を要求されていない資産負債項目に関して時価評価を行う必要がなく、GAAPとの整合性が保たれる。

第3に、日本の銀行業におけるヘッジ会計の取扱いと現状を明らかにした。金融商品取引法に基づいて提出された有価証券報告書等の開示書類から、日本の上場銀行94社の有価証券報告書を調査し、ヘッジ会計の使用状況を明らかにした。この調査は新たなマクロヘッジ会計モデルの開発の土台となる。

第4に、IASBにおけるマクロヘッジ会計モデル（PRA）開発のプロ

セスをたどり、ポートフォリオ再評価モデルに関するポートフォリオ対象項目、PRAの適用対象、PRAの評価方法、PRA再評価調整の表示方法などの主要な問題について検討を行い、一般ヘッジ会計との整合性を考慮に入れた筆者の見解を主張した。

1つは、管理対象ポートフォリオの対象項目についてである。パイプライン取引はPRAを適用する目的上、管理対象ポートフォリオに含まれるか否かについて、広告した金利による取引を取りやめまたは拒否できるなら、これらの広告は確定約定ではない。しかし、取りやめも拒否もできないなら、広告は確定約定になる。要するに、銀行は過去の経験によって、パイプライン取引が確定約定と認められる場合、PRAの対象に含めるべきと考えられる。

2つは、エクイティ・モデル・ブック（EMB）はPRAを適用する目的上、管理対象ポートフォリオに含まれるか否かについての見解は、自己資本は、財務諸表に認識される再評価損益を生じるべきではない。すなわち、自己資本が時価評価不相当項目であり、公正価値ヘッジの対象にすべきではなく、管理対象ポートフォリオに含めるべきではないと考える。

3つは、PRAの適用範囲に関して、「動的リスク管理に焦点を当てたアプローチ」と「リスク軽減に焦点を当てたアプローチ」という2つのアプローチがある。この2つのアプローチにはそれぞれ利点と欠点がある。動的リスク管理の反映か純損益ボラティリティの安定かのどちらに重点をおくかによって異なる選択となる。リスク管理の実態を適切に反映する新しいアプローチを開発するという新たなモデル開発の趣旨を考えると、純損益ボラティリティの削減はおそらく最優先になる。また、一般ヘッジ会計におけるヘッジの有効性は、ヘッジ対象とヘッジ手段を

相殺する部分、つまりヘッジが行われる部分が有効と認められる。したがって、PRA の適用範囲は、一般ヘッジとの一貫性の観点から見ると、ヘッジが行われる部分のみ PRA を適用すべきと考える。要するに、「リスク軽減に焦点を当てたアプローチ」が選択される傾向性が大きいと考えられる。

4 つは、PRA の表示について、各意見を参考しながら、各代替案を比較した上で、財政状態計算書における単一の純額表示科目による表示と包括利益計算書における実際の正味金利収益の表示が選択される傾向性が大きいと考えられる。

## 第 2 節 今後の研究課題

本研究は、ヘッジ会計を一般ヘッジとマクロヘッジを区別し、別々に考察した。現段階において、一般ヘッジ会計について、IASB は 2014 年 7 月に IFRS 第 9 号「金融商品」の最終版を公表したが、全面公正価値アプローチの適用が実現できるか否か、注目すべきである。マクロヘッジ会計について、IASB は、2014 年 4 月に DP を公表してから、2014 年 10 月まで、世界各所でアウトリーチを開催し、DP 利用者とのディスカッションを予定している。DP では、問題の提出と提案の検討のみで、実質的な結論は、現時点ではまだ出ていない。要するに、DP を公表したが、PRA は新たなヘッジ会計モデルとして進めている途上にある。また、一般ヘッジ会計モデルとマクロヘッジ会計モデルが密接に関係していることから、マクロヘッジ会計プロジェクトの最終基準化になるまで、IFRS 第 9 号最終版の一般ヘッジ会計モデルの適用が認められている。

したがって、今後の研究課題としては、次の 3 点である。

まず、FASB および IASB は、金融商品の全面公正価値測定の方角で

検討し、ヘッジ会計を全面否定しようとしたが、将来はこの全面公正価値アプローチに係る議論を注視し続ける必要がある。

次に、DPにおけるPRAの検討はマクロヘッジ会計のプロジェクトの最初のデュー・プロセスであり、今後、最終基準の作成に向けた作業が行われる。その進捗を丁寧に追跡する必要がある。また、DPでは、金利リスクの純額・オープンポジションの公正価値ヘッジの扱いが主な議論の対象であったが、為替相場変動やコモディティ価格変動等を対象としたオープン・ポートフォリオの検討も必要がある。

最後、PRAはマクロ公正価値ヘッジモデルであるが、マクロキャッシュ・フローヘッジモデルも検討するべきと考える。さらに、マクロヘッジ会計の開発は銀行業を起点とし行われるが、他の業種に応用することが予定されている。したがって、PRAの他業種への応用の研究も必要である。

## 引用文献・参考文献

### 【洋文文献】

1. American Accounting Association Financial Accounting Standards Committee (AAA) (2002), Recommendations on Hedge Accounting and Accounting for Transfers of Financial Instruments, *Accounting Horizons* Vol.16 No.1, pp.81-93
2. Barth, M. E., W. R. Landsman, and J. M. Wahlen (1995), Fair value accounting: Effects on banks' earnings volatility, regulatory capital, and value of contractual cash flows, *Journal of Banking and Finance* 19 (3-4), pp.577-605
3. Donald E. Kieso, Jerry J. Weygandt, Terry D. Warfield (2005), *Intermediate Accounting*, Hoboken, N.J.: J. Wiley
4. FASB(1985), Statement of Financial Accounting Concepts Statement No. 6, Elements of Financial Statements a replacement of FASB Concepts Statement No. 3(incorporating an amendment of FASB Concepts Statement No. 2)
5. FASB (1990), Statement of Financial Accounting Standards No. 105, Disclosure of Information about Financial Instruments with Off-Balance-Sheet Risk and Financial Instruments with Concentrations of Credit Risks
6. FASB (1991), Statement of Financial Accounting Standards No. 107, Disclosures about Fair Value of Financial Instruments
7. FASB (1993), Statement of Financial Accounting Standards No. 114, Accounting by Creditors for Impairment of a Loan an amendment of FASB Statement No. 5 and 15

8. FASB (1993), Statement of Financial Accounting Standards No. 115,  
Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities
9. FASB (1994), Statement of Financial Accounting Standards No. 118,  
Accounting by Creditors for Impairment of a Loan—Income  
Recognition and Disclosures an amendment of FASB Statement No.  
114
10. FASB (1994), Statement of Financial Accounting Standards No.  
119, Disclosure about Derivative Financial Instruments and Fair  
Value of Financial Instruments
11. FASB (1996), Statement of Financial Accounting Standards No.  
125, Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets  
and Extinguishments of Liabilities
12. FASB (1997), Statement of Financial Accounting Standards No.  
130, Reporting Comprehensive Income
13. FASB (1998), Statement of Financial Accounting Standards No.  
133, Accounting for Derivative Instruments and Hedging  
Activities
14. FASB (2000), Statement of Financial Accounting Standards No.  
138, Accounting for Certain Derivative Instruments and Certain  
Hedging Activities an amendment of FASB Statement No. 133
15. FASB (2000), Statement of Financial Accounting Standards No.  
140, Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets  
and Extinguishments of Liabilities (a replacement of FASB  
Statement No. 125)
16. FASB (2006), Statement of Financial Accounting Standards No.

- 157, Fair Value Measurements
17. FASB (2007), Statement of Financial Accounting Standards No. 159, The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities Including an amendment of FASB Statement No. 115
  18. FASB (2008), Statement of Financial Accounting Standards No. 161, Disclosures about Derivative Instruments and Hedging Activities an amendment of FASB Statement No. 133
  19. FASB (2008), Exposure Draft, Financial Instruments-Overall (Subtopic 825-10), Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities
  20. Floyd A.Beams, JosephH.anthony, Robin P. Clement (2009), *Advanced accounting*, Upper Saddle River, N.J.: Prentice Hall
  21. Francis, J (1990), Accounting for futures contracts and the effect on earnings variability, *The Accounting Review* 65, pp.891-910
  22. IASB (2008), International Accounting Standards Board, discussion paper, “Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments”
  23. Joint Working Group of Standard-setters (JWG) (2000), Financial Instruments and Similar Items, An Invitation to comment on the JWG’s Draft Standard
  24. IFRS (2014), Discussion Paper, Accounting for Dynamic Risk Management: a Portfolio Revaluation Approach to Macro Hedging
  25. IFRS (2014), Snapshot: Accounting for Dynamic Risk Management: a Portfolio Revaluation Approach to Macro



## Hedging

26. KPMG (2012), FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue1
27. KPMG (2012), FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue2
28. KPMG (2012), FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue5
29. KPMG (2012), FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue6
30. KPMG (2012), FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER Issue8
31. KPMG (2013), FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER  
Issue12
32. KPMG (2013), FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER  
Issue14
33. KPMG (2014), New on the Horizon: Accounting for dynamic risk  
management activities
34. KPMG (2014), Accounting for dynamic risk management  
activities: Aligning macro hedge accounting more closely with  
risk management
35. KPMG (2015), FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER  
Issue22
36. Paul Marcus Fischer, William James Taylor, Rita Hartung Cheng  
(2008), Mason, OH : Thomson/South-Western
37. Ronald J.Huefner, James A. Largay, Susan S.Hamlen (2002),  
Advanced Financial Accounting, Cincinnati : Dame

## 【和文文献】

1. あらた監査法人アカウンティング・サポート部(2014),討議資料「動  
 的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評  
 価アプローチ」,企業会計 66(8),pp.1134~1135
2. あずさ監査法人(2006),金融商品会計の実務,第3版,東洋経済新報社
3. あずさ監査法人(2014),ダイナミック・リスク管理に対応する、新た  
 な会計アプローチをIASBが提案,pp.1~4
4. 青柳薫子(2001),FASB デリバティブ会計に関する一考察-ヘッジ会計  
 における表現の忠実性と損益構造,香蘭女子短期大学研究紀要(44),  
 pp.89~101
5. 青柳薫子(2005),金融商品に関する会計基準の比較,香蘭女子短期大学  
 研究紀要(48), pp.25~36
6. 浅野幸弘(1999),デリバティブ,投資理論講座,三井住友信託銀  
 行,pp.1~5
7. 伊藤眞・荻原正佳(2006),金融商品会計の完全解説,改訂6版,財経詳報  
 社
8. 岩崎伸哉・石原宏司(2011),FASBが2011年2月9日に公表意見募  
 集文書「ヘッジ会計に関する選択された論点」の解説,旬刊経理情報  
 (1278), pp.42~45
9. 岩崎彰・大村正勝・橋村義憲(2001),時価会計に係るデリバティブと  
 ヘッジ取引の会計と税務,税務研究会
10. 池田哲也(1998),デリバティブ取引の仕組みと役割,郵政研究所月  
 報,pp.1~25
11. 一般社団法人全国銀行協会(2014),国際会計基準審議会(IASB)デ  
 ィスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘ

- ッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」に対する意見について,pp.1~8
12. 植木恵(2012), IFRS 基礎講座：一般ヘッジに関するレビュー・ドラフト,あずさ監査法人,pp.1~11
  13. 植木恵(2014), IFRS 第9号(2013年版)とヘッジ会計の改訂,あずさ監査法人,pp.1~14
  14. 植木恵・大川圭美(2014), IASB 討議資料の解説「動的リスク管理の会計処理」,あずさ監査法人
  15. 上野清貴(2004),金融商品会計と公正価値,経営と経済 84(2), pp.1~39
  16. 上西左大信(2010),中小企業における時価評価,企業会計 62(1), pp.26~29
  17. 荻原正佳(2004),金融商品 IAS39 の再改訂：マクロヘッジの取扱い,旬刊経理情報(1053), pp.27~30
  18. 荻原正佳(2000),ヘッジ会計とは何か,旬刊経理情報(915), pp.8~12
  19. 荻茂生・長谷川芳孝(2005),ヘッジ取引の会計と税務,第3版,中央経済社
  20. 荻茂生・川本修司(1997),デリバティブの会計実務,中央経済社
  21. 荻茂生(2001),定義と測定,企業会計 53(6), pp.828~836
  22. 大塚宗春(1999),逐条解説金融商品会計基準,中央経済社
  23. 大塚宗春(1999),金融商品の評価基準,企業会計 51(5), pp.794~800
  24. 太田昭和監査法人編(1997),新金融商品の会計：デリバティブを中心として,税務経理協会
  25. 企業会計基準委員会(2012),審議事項(4)-3, IASB の動向：マクロヘッジ

26. 企業会計基準委員会(2013),審議事項(1)-5,IASB マクロヘッジ活動の会計プロジェクト
27. 企業会計基準委員会(2014),審議事項(1)-7,IASB から公表されたディスカッション・ペーパーの概要
28. 企業会計基準委員会(2014),改訂 IFRS 第 9 号 (一般ヘッジ) の概要  
金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>
29. 企業会計基準委員会(2015),審議事項(1)-7,金融商品(マクロヘッジ) IASB 会議(2015 年 5 月)における検討状況及び 2015 年 7 月 ASAF 会議への対応
30. 久保田隆(1995),ヘッジ会計について,金融研究 14(1),pp.111~143
31. 草野真樹(2010),金融危機後の公正価値測定の動向とその特徴,経済論叢 184(3), pp.95~111
32. 草野真樹(2008),金融商品の全面公正価値会計の課題・ローン・コミットメントを中心として,會計 174(4), pp.556~568
33. 草野真樹(2008),公正価値会計の動向とその論点,社会規範としての会計瀧田輝己先生還暦記念論文集, pp.101~126
34. 小宮山賢(2010),時価評価を巡る最近の動向と論点,企業会計 62(1), pp.30~33
35. 小宮山賢(1999),金融商品の発生及び消滅の認識,企業会計 51(5), pp.782~793
36. 小柳千佳子(2014),金融商品プロジェクト:分類・測定、減損、マクロヘッジ,旬刊経理情報(1381), p.16~22
37. 小林昭夫(2000),デリバティブ時価会計の障害「ヘッジ会計」という盲点,金融ビジネス(177), pp.96~98

38. 小賀坂敦(2001),認識及び認識の中止,企業会計 53(6), pp.837~847
39. 古賀智敏(1999),デリバティブ会計,第2版,森山書店
40. 古賀智敏・河崎照行訳(2000),デリバティブ会計とヘッジ戦略,東洋経済新報社
41. 古賀智敏(1997),ヘッジ会計の新展開:FASB公開草案の特徴と問題点,税経通信, pp.25~34
42. 古賀智敏(2007),金融商品と公正価値評価:「原則主義」対「細則主義」の視点から,国際会計研究学会年報,pp.111~121
43. 古賀智敏(2000),金融商品と公正価値会計,會計 157(1), pp.18~36
44. 古賀智敏(2001),金融商品とファイナンス型会計理論-包括的公正価値評価とヘッジ会計,国民経済雑誌 183(5),pp.31~43
45. 古賀智敏(2001),金融商品と包括的公正価値会計-理論上からの意見,企業会計 53(6), pp.858~865
46. 古賀智敏(2001),企業の規模特性とヘッジ会計の選択行動,pp.1~6
47. 佐藤真良(2001),JWG「ドラフト・スタンダード-金融商品および類似項目」の論評-その批判的検討を通じてわが国における会計基準設定について考える,三田商学研究 44(5), pp.143~157
48. 新日本有限責任監査法人(2010),金融商品第3回「金融商品の評価」
49. 新日本有限責任監査法人(2014),IFRSニュース:IASBの動向
50. 新日本有限責任監査法人(2014),IASBがマクロヘッジ会計に関するディスカッション・ペーパーを公表
51. 新日本有限責任監査法人(2010),金融商品会計の実務,中央経済社
52. 篠原光伸(1995),オフバランス取引とヘッジ会計,成城大学経済研究(127), pp.253~268
53. 篠原光伸(2000),デリバティブとヘッジの会計:国際会計基準設定ま

での推移と今後,経済研究所研究報告(26), pp.1~37

54. 庄司樹古(2007),金融商品の公正価値測定:JWGドラフト基準を中心として,北海学園大学経営論集 4(4),pp.1~15
55. 柴健次(2007),金融商品会計,中央経済社
56. 柴健次(1996),デリバティブのディスクロージャーと時価評価導入の方向性,企業会計 48(11), pp.1470~1477
57. 柴田寛幸(2001),金融商品会計と包括利益:アメリカ財務会計基準書を中心として,亜細亜大学経営学紀要, pp.1~29
58. 白鳥庄之助[ほか]訳(1997),ヘッジ会計:基本問題の探究,中央経済社
59. 白鳥庄之助(1996),金融デリバティブの研究,同文館
60. 白木俊彦・西山琢也(2005),デリバティブ取引に係る会計,産業経済研究所紀要(15),pp.147~161
61. 志賀理(1999),アメリカにおけるデリバティブ会計基準-FASB財務会計基準ステイメント第133号を中心に,同志社商学 50(3・4), pp.338~362
62. 鈴木雄一郎(2003),時価評価損益の損益計上に纏わる再考察,四国大学経営情報研究所年報(9), pp.61~72
63. 鈴木智弘(2002),邦銀の憂鬱—時価会計導入の邦銀に与える影響について,信州大学経済学論集(46),pp.41~65
64. 杉本浩一・福島良治・若林公子(2011),スワップ取引のすべて,金融財政事情研究会
65. 杉田利雄(2011),デリバティブ取引被害の検証,JSK事業再生研究会,pp.1~4
66. センチュリー監査法人著(1996),デリバティブ取引税務・会計,銀行研修社

67. 田中建二(2007),金融商品会計,新世社
68. 田中建二(2000),ヘッジ会計の比較分析,産業経営研(22),pp.73~81
69. 田中建二(1999),米国における新しいデリバティブ会計基準,経済集志 68(4), pp.105~111
70. 田中建二(1997),金融商品の時価評価(1),企業会計 49(9), pp.1297~1303
71. 田中建二(1997),金融商品の時価評価(2),企業会計 49(10), pp.1410~1416
72. 田中建二(1994),金融商品の認識・測定上の問題,企業会計 46(3), pp.71~77
73. 田口聡志(2005),デリバティブ会計の論理,税務経理協会
74. 多賀谷充(1999),「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」の解説,企業会計 51(5), pp.775~781
75. 高寺貞男(2005),ヘッジ会計における利益安定性と不安定性,大阪経大論集 55(6),pp.207~214
76. 樽本修平(2000),金融商品の時価評価,企業会計 52(10), pp.26~31
77. 張黎迎(2003),ヘッジ会計と金融商品会計との整合性-予定ヘッジのあり方を中心に,名古屋大学大学院経済学研究科 51(2),pp.83~97
78. 辻山栄子(1999),金融商品の範囲と複合金融商品,企業会計 51(5), pp.811~816
79. デロイトトーマツ(2014),IASB がマクロヘッジ会計に関するディスカッション・ペーパーを公表
80. 鳥飼裕一(1999),公正価値測定の実務(1),企業会計 51(6), pp.86~92
81. 鳥飼裕一(1999),時価会計をとりまく環境,企業会計 51(5), pp.857~863

82. 徳賀芳弘(2010),公正価値会計の行方,企業会計 62(1), pp.18~21
83. 中井和敏(2011),デリバティブ取引とヘッジ会計,現代経営経済研究 2(4・5), pp.61~86
84. 中井和敏(2004),時価会計の再検討,東洋学園大学紀要,(12),pp.175~189
85. 長谷川茂男(2010),FASB ASU 公開草案「金融商品会計およびデリバティブ商品とヘッジ活動の会計の改訂」の概要,旬刊経理情報(1252),p.41~47
86. 日本貿易会経理委員会(2014),IASB ディスカッション・ペーパー「動的风险管理の会計処理:マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」に対するコメント
87. 日本公認会計士協会(2014),IASB ディスカッション・ペーパー「動的风险管理の会計処理:マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」に対する意見
88. 日本証券アナリスト協会(2014),討議資料「動的风险管理の会計処理:マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」についての意見書
89. 日本商品先物振興協会(2003),ヘッジ会計の導入「期をまたがって損益を通算」,FUTURES REPORT(35),pp.8~9
90. 西川郁生(2010),時価評価の論点,企業会計 62(1), pp.22~25
91. 仁科一彦(2012),デリバティブ市場への期待,明治学院大学,pp1~5
92. 野村嘉浩(2010),金融商品会計基準の改訂,企業会計 62(1), pp.38~42
93. 原口薫子(2000),FASB ヘッジ会計の構造-繰延アプローチから公正価値アプローチへ,香蘭女子短期大学研究紀要(43),pp.107~122
94. 橋本尚(2012),IASBの主要なプロジェクトの概要,ディスクロージャ



ーニュース

95. 藤田敬司(2004),金融商品・全面公正価値アプローチの始動因と目的因:JWG公開草案「2000」を中心として,立命館経営学 43(3), pp.1~22
96. 藤田敬司(2003),ヘッジ会計の有用性とその限界-日米ヘッジ会計基準とヘッジ会計不要論(JWG 公開草案)の対比,立命館経営学 42(2),pp.1~19
97. 藤井睦久・中村恭二(2001),デリバティブのすべて,金融財政事情研究会
98. 伏見康子(2010),ヘッジ会計の適用問題-オプション契約に関するヘッジ取引,京都経済短期大学論集 17(3), pp.143~166
99. 福島隆(2001),会計基準と実務指針の乖離-金融品会計基準を中心に,商経論集(81), pp.21~28
100. 福島隆(2001),金融商品の全面時価評価に関する一考察-会計情報の有用性の観点から,商経論集(80), pp.57~67
101. 深谷和広(2003),金融商品会計基準の改訂と今後の方向性:IAS32「表示・測定」IAS39「認識・測定」を中心に,東邦学誌 32(1),pp.79~94
102. 三田裕彦(2001),ヘッジ会計について-金融商品の公正価値概念からのアプローチ,商学研究論集(15), pp.393~410
103. 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(2011),平成 22 年度商取引適正化・製品安全に係る調査研究(我が国におけるヘッジ会計・税制の実態調査) 報告書
104. 宮田慶一・吉田慶太(2002),金融商品の全面公正価値評価を巡る理論的論点の整理,日本銀行金融研究所, pp.1~29
105. 都正二(2010),企業経営の視点からみた時価評価,企業会計 62(1),

pp.34~37

106. 村瀬 儀 祐 (2008), 会 計 概 念 と し て の 公 正 価 値 , 會 計 174(4),  
pp.480~491
107. 森川八洲男(2003),金融商品時価評価の構造(1)「現行会計基準」を  
中心として,明大商学論叢 85(2), pp.249~262
108. 森川八洲男(1996),時価評価導入による会計基準への影響,企業会  
計 48(11), pp.1458~1464
109. 山中 栄子(2014),IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー  
「ダイナミック・リスク管理の会計処理」①,金融財政事情 65(16),  
p.53
110. 山中 栄子(2014),IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー  
「ダイナミック・リスク管理の会計処理」②,金融財政事情 65(17),  
p.42
111. 山中 栄子(2014)『IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー  
「ダイナミック・リスク管理の会計処理」③』『金融財政事情』  
65(18), p.42
112. 山中 栄子(2014),IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー  
「ダイナミック・リスク管理の会計処理」④,金融財政事情 65(19),  
p.42
113. 山中 栄子(2014),IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー  
「ダイナミック・リスク管理の会計処理」⑤,金融財政事情 65(20),  
p.41
114. 山中 栄子(2014),IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー  
「ダイナミック・リスク管理の会計処理」⑥,金融財政事情 65(21),  
p.45

115. 山中栄子(2014), IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー「ダイナミック・リスク管理の会計処理」⑦,金融財政事情 65(22), p.41
116. 山中栄子(2014), IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー「ダイナミック・リスク管理の会計処理」⑧,金融財政事情 65(23),p.29
117. 山中栄子(2014),IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー「ダイナミック・リスク管理の会計処理」⑨,金融財政事情 65(24),p.41
118. 山中栄子(2014),IASB マクロヘッジのディスカッション・ペーパー「ダイナミック・リスク管理の会計処理」⑩,金融財政事情 65(25),p.33
119. 山田辰己(2001),金融商品時価会計の国際基準の概要,金融財政事情 52(10),pp.42~47
120. 山田辰己(2001),金融商品時価会計の国際基準の概要,金融財政事情 52(10),pp.42~47
121. 山田辰己(1996),金融機関のトレーディング勘定への時価評価導入の意義,企業会計 48(11), pp.1465~1469
122. 山田辰己(2001),JWG 基準案「金融商品及び類似項目」の論点,企業会計 53(6), pp.818~827
123. 山田辰己(1999),IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の概要,企業会計 51(6), pp.79~85
124. 山田辰己(2015),ヘッジ会計について(1): IFRS 第 9 号, IFRS 第 7 号及び IAS 第 39 号の改訂,税経通信 70(3)通号 994, pp.132~141
125. 山田辰己(2015),ヘッジ会計について(2): IFRS 第 9 号, IFRS 第 7

- 号及び IAS 第 39 号の改訂,税経通信 70(4)通号 995, pp.160~169
126. 山田辰己(2015),ヘッジ会計について(3):IFRS 第 9 号,IFRS 第 7 号及び IAS 第 39 号の改訂,税経通信 70(5)通号 996, pp.142~165
127. 山田辰己(2015),ヘッジ会計について(4):IFRS 第 9 号,IFRS 第 7 号及び IAS 第 39 号の改訂,税経通信 70(6)通号 997, pp.134~154
128. 山田辰己(2015),ヘッジ会計について(5):IFRS 第 9 号,IFRS 第 7 号及び IAS 第 39 号の改訂,税経通信 70(7)通号 998, pp.180~197
129. 山田昭広(2004),アメリカの会計基準,中央経済社
130. 山田聡(2000),新時代のリスク管理,三菱総合研究所所報(37),pp.168~181
131. 山内高太郎(2011),国際会計基準審議会の金融商品会計基準プロジェクトにおける金融危機への対応,高知論叢:社会科学(102), pp.21~46
132. 山内高太郎(2012),金融商品会計プロジェクトにおける IASB と FASB のコンバージェンスの状況,高知論叢:社会科学(105), pp.23~45
133. 山内高太郎(2003),金融商品会計と収斂,聖泉論叢(11),pp.99~107
134. 山内高太郎(2014),ダイナミックなリスク管理の会計:リスク管理活動の財務諸表における表現,高知論叢:社会科学(109), pp.41~56
135. 柳田宗彦(1995),米国において進む金融商品の開示とデリバティブへの対応,ニッセイ基礎研究所調査月報,pp.3~34
136. 谷口雄英(2005),全面公正価値評価の再検討,第 80 回 関西学生会計学研究会,pp.1~38
137. 吉田康英(1999),金融商品の時価会計論:会計とファイナンスの融合,税務経理協会

138. 吉田康英(2003),金融商品会計論 : キャッシュフローとリスクの会計,税務経理協会
139. 吉田波也人(2000),ヘッジ会計の適用対象,旬刊経理情報(915), p.17~20
140. 吉田慶太(2001),B/S・P/Lの表示と開示等,企業会計 53(6), pp.848~857
141. 吉田慶太(1999),ヘッジ会計,企業会計 51(5),pp.804~810
142. 吉川満(2000),時価会計・ヘッジ会計対応のための準備,旬刊商事法務(1551), pp.4~15
143. 吉井一洋(2013),IFRSへの金融商品会計の検討状況,資本市場(337), pp.48~57
144. 吉岡佐和・繁本知宏(2011),公正価値概念の整理とIFRSにおける公正価値の論点,日本銀行金融研究所, pp.1~10
145. 米山正樹(2005),金融商品の時価評価と現行ルールの内的な整合性,学習院大学経済経営研究所年報(19), pp.73~88
146. 渡辺雅雄(2002),米国におけるデリバティブに関する一考察,商学研究論集(17), pp.483~500
147. 若杉明(1999),「金融商品」意見書の設定とその特質,企業会計 51(5), pp.770~774
148. <http://仕訳.net>

## 謝 辞

本研究を学位論文としてまとめ上げるにあたり、終始暖かい激励とご指導を頂いた指導教授である太田正博先生に心より感謝申し上げます。論文の構成、内容および表現に至るまで、全般にわたって太田先生の助力をいただきました。また、留學生活の6年間、太田先生には研究全般と日常生活にわたる多大なご支援、ご指導を賜りました。ここに深く感謝申し上げます。このご師恩は、一生忘れません。

また、論文審査をご担当頂きました池田健一教授、山内進教授、井上伊知郎教授および川上義明教授には、本論文の予備審査から本審査の終了まで、長期にわたり、貴重なご助言、ご指導を賜りました。心より感謝申し上げます。特に池田先生には、日本語表現の指導を賜り、感謝にたえません。

そして、新日本有限責任監査法人 IFRS 推進室の先生方には、論文の純額ポジションのキャッシュフロー・ヘッジに関するご指導、ご協力を賜りました。厚く御礼申し上げます。

最後に、いつも支えてくれた家族に対して、心からの感謝を込めて、この論文を捧げます。